

平成23年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年6月16日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月16日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1番	戸 谷 裕 治	2番	山 田 新 太 郎
	3番	安 藤 洋 一	4番	高 阪 康 彦
	5番	松 本 正 美	6番	伊 藤 俊 一
	7番	中 村 英 子	8番	黒 川 勝 好
	9番	菊 地 久	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	猪 俣 二 郎	14番	大 原 龍 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	政 策 推 進 課 長	山本 章人
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 税 務 課 長	服部 康彦
		総務課長	江上 文啓	安 心 安 全 課 長	岡村 智彦
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 住 民 課 長	犬飼 博初
		次 長 兼 保 險 医 療 課 長	上田 実	次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	佐藤 一夫
		子 育 て 推 進 課 長	鈴木 利彦	環 境 課 長	村上 勝芳
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	西川 和彦
		ま ち づ く り 推 進 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 室 長	小酒井敏之		
上下水道部	上 下 水 道 部 次 長	絹川 靖夫			
消 防 本 部	消 防 長	鈴木 卓夫	次 長 兼 予 防 課 長	浅野 睦	
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	鈴木 智久	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	中村英子	①企業の節電対策に伴う、保育時間変更の対応は？……………52 ②名古屋市合併と、税金は変わるのか、変わらないのか……………57	
2	菊地久	①横江町長、名古屋市合併は賛成ですか、反対ですか……………64 ②町総合福祉センター建設計画と町体育館の改修計画を 示し早期着工を……………76	
3	伊藤俊一	①JR蟹江駅北側の開発に伴い、行政の成すべき事は何か……………89 ②地震並びに災害に対する備えは万全か……………100	
4	松本正美	①本町の「防災対策」の強化を図れ……………107 ②「エコ・省エネ」環境対策に取り組み……………120	
5	山田新太郎	蟹江北中学校での自転車通学許可を早急に……………128	
6	戸谷裕治	近鉄蟹江駅前に警察官立ち寄り所の設置を……………137	

○議長 黒川勝好君

皆さん、おはようございます。

平成23年第2回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より、広報掲載用の写真撮影をしたいとの申し出がございました。一般質問をされる議員の皆様は昼の休憩中、本会議場におきまして写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

西尾張CATV株式会社より、本日及び明日の撮影・放映許可願の申し出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影・放映することを許可いたしました。

川合生涯学習課長より、身内の葬儀のため欠席したい旨の申し出がありましたので、許可をいたしました。

議員のお手元に、大規模小売店舗立地法に基づく説明会の案内が配付されておりますので、お願いをいたします。

猪俣二郎君より、葬儀のため11時から2時間程度、また、吉田正昭君より、午後1時から2時間程度葬儀のため中座をしたい旨、申し出がございましたので、これを許可いたしました。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

一般質問をされる議員の皆様及び答弁される皆様に、議長と広報編集委員長からお願いをいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力をお願いいたします。

これより日程に入りますが、答弁される皆様は、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 中村英子君の1問目「企業の節電対策に伴う、保育時間変更の対応は」を許可いたします。

中村英子君、質問席へお着きください。

○7番 中村英子君

7番 中村でございます。おはようございます。

きょう、最初ということで、質問に入らせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

1問目でございますけれども、東日本の大震災というのが、本当に恐ろしい地震、自然災

害をまざまざと見せつけられまして、私たちも胸の痛む思いでこれを見ているし、また、このことが人ごとではないというような思いもいたしまして、本当に心から心配をしたり、また、懸念をしたりしているところでもありますけれども、その大震災、自然災害に伴いまして、また原子力発電所の問題というのがあわせて、今、手に負えないような状態で、非常に大きな問題となっています。そのようなことがございましたので、菅総理も浜岡の原子力発電所も停止せざるを得ないというような政治的判断も行われました。それによりまして、電力不足ということが今度の夏には大きく予想されるという状況になっております。

その電力不足の対応といたしまして、自動車関連の企業、あるいはまたそれ以外の企業も、この営業時間といいますか、操業時間を、土日は従来休んでいたものを平日に変更いたしまして、勤労者の勤務体制も変えることによって7、8、9という期間ですけれども乗り切っていこうと、そのようなことになってきております。

当然、働く方々がその影響を受けますし、また、保育所、あるいは小学校の学童保育等、子供さんを預けながらお仕事をしている方々もその影響があるのではないかということでもあります。近隣の市町の新聞報道によりますと、三河区が大変その影響が多いのは当然ですけれども、稲沢あたりでもかなりの影響が出て、日曜保育も実施しなければいけないというような状況もあるようでもありますので、当町はそのような問題に対して、果たして対応が必要なのかどうかということをご質問をしていきたいと思っております。

最初の質問ですけれども、まずその影響を受ける園児、または児童の把握状況というものがどのようになっているのかということでお伺いをしたいと思っております。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

本町については、まずこういった新聞紙上で日曜保育等が実施される旨、各市町村報道がされておりましたので、すぐさま保育所のほうに確認をいたしたところ、本町においては日曜日、土曜日は当然やっておりますので土曜日は関係ございませんが、日曜保育についての要望はなかったということで、各保育所長のほうから連絡をもらっております。学童保育についても、それぞれの所長のほうに問い合わせをしましたところ、要望がないということでございます。なお、今週の月曜日から1週間、一応掲示をしまして、なお保護者の方に日曜保育のニーズがあるかどうか等の確認もっております。今のところ、本町では全くそのような要望はございません。

以上でございます。

○7番 中村英子君

今の、蟹江町内では要望がないと、影響がないというような、今、お話だったんですけれども、調査の方法はどのような調査の方法だったのかということをお伺いしたいと思います。他では一件一件聞き取りをして、その状況を調査しているというようなこともありますので、今、答弁を伺いますと、掲示して、必要があれば言ってくださいということなのかどうか

かりませんけれども、このような事態が発生した場合に、調査というのはどういうやり方でやっているのかということで、調査の方法についてももう少し詳しくお伺いしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

今回の調査については、当然、共働きの家庭においては両親が日曜日に出勤をすると、そのために家にいる子供さんが保育をどうしてもやりたいということで、当然のごとく保護者のほうから必要が差し迫っておるので、まずは必要なところの要望をまず拾うということで、必要であれば、ちょっと受身的で申しわけないんですが、必要があるところをまず所長がそれぞれを聞くと。それで、あと掲示をしまして、その上でもう一度保護者の方に必要があるかどうかを、今、やっている最中でございます。

以上です。

○7番 中村英子君

そうしますと、訴えてきたら、つまり言ってきたらということであって、別にこちらがきちんと一世帯一世帯というか、その状況について調査するというようなことはしておらず、そういう必要で訴えてきたら、その要望が上がってきたらそれを受けとめるけれども、要望が上がってこないのでもいいというような、そういう、今、やり方だということで十分だということなんでしょうか。そういうふうに受け取っておりますけれども、それでよろしければそういうことだ。必要があれば、言ってくるのを待つというのも、ちょっとそれも調査ということについてはどうかとは思いますが、どうしても日曜日に出勤するので何とかしてほしいということは、保護者のほうから来るといえば来ますけれども、ただ、こういうようなことについては、やっぱり自主的に相手が申し込んでくれば対応するよというようなやり方で果たしてカバーできるのかどうか、そのことも少し疑問ですけれども、私も私なりに、各園とか各関係者に私なりの調査をいたしました。その結果、今、課長が言いましたように、日曜日については夫婦の勤務時間の調整を家庭の中でやったり、おじいちゃん、おばあちゃんにお願いするというようなことで、何とか日曜日には対応していきたいというのがまず多かったんですけれども、土曜日につきましては従来の保育にしていた子供の数よりも、数名は土曜日はふえるというふうに、私自身はとらえておりますので、ちょっと課長の答弁では、その辺のところは答弁として、実際にはどういう変化があるんだよ、土曜日はふえるけれども日曜日は家庭内でやるんだよというところで、もう少しきちんとした把握の上で言っていたらよかったと思うんですけれども。土曜日がふえるということは確かであります。そして、日曜日ですけれども、もしかしたらその可能性があるかもしれないという声もお聞きしました。それは、看護婦さんとか夜勤のところで勤めている人だとか、調整がつかない場合がもしかしたら出てくるかもしれないというようなこともお聞きいたしました。そのときなんですけれども、もし必要性が生じた場合、どういうふうな対応をするのか、しないのかということなんです、ごく少数ですので、保育園をそのために開けるというような

ことにはならないと思いますけれども、この3カ月間にそのような状況が生じた場合はどのような対応をしていこうとしているのかについてお伺いしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

この3カ月、日にちでいきますと大体12日ぐらいになりますが、その要望の数にもよりますが、もし多ければ1つの園を開けまして対応していきたいなと思います。少数の場合ですと、申しわけございませんが、蟹江町の場合ファミリーサポートセンターもございます。そういったファミサポの利用を促しながら、あとはご近所に、保育所に入ってみえる方も近所に親御さんというか、おじいちゃん、おばあちゃんが住んでみえる方も見えます。その辺でご協力をお願いしたいなと考えております。

以上でございます。

○7番 中村英子君

今、保育所の関係についてお伺いしたんですけれども、学童保育のほうについてもどうかということもちょっとお聞きをいたしますので、学童保育についても状況をお伺いしたいと思います。

それから、今、対応の仕方ですが、人数が大きければということがありましたけれども、今、町のほうが調査した結果でも、私も個人的に調べた結果でも、人数が多いという可能性は非常に少ないものですから、数人でありましたら、もしそういう方がいたときには、やっぱりファミリーサポートなり、あるいはまた民間を利用するとか、何らかの緊急的な対応をしていけばいいのではないかなど。ただ、そういうふうに積極的に、知らん顔ではなくて、こういう方法もありますよということで、できるだけ要望にこたえる形で何とかその体制というものをつくっていただきたいと思うんですけれども、ファミリーサポートも日曜日にオッケーという方もいらっしゃると思うんですね。私も援助会員になっておりますので、日曜日どうしてもといえば、それは日曜日協力しましょうとか、そういうことも状況としてはあり得ると思いますので、そういう対応でいいのかなと思います。

と思いますが、そこについて回りますのは費用の問題でありますので、じゃあ、そのときに費用的なことをどうするのかと。民間に頼んだときも、それからファミリーサポートも1時間700円でありますので、そのときの費用についてどうするのかという問題も考えておかなければならないと思うんですけれども、その費用について自己負担ということは真っ先に浮かぶわけですが、自己負担ではなく、町のほうでその分については援助していこうと、そのようなお考えがあるのか、ないのか、お伺いをしたいと思います。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

今のところ、自己負担部分を町でというところは、今のところまだ考えてはございません。以上です。

○7番 中村英子君

学童保育については。

○子育て推進課長 鈴木利彦君

学童保育についても、土曜日は通常どおりやっております、日曜日の要望等も、学童保育についても要望等をお聞きしましたところ全くございませんので、対応は今のところ考えてはございません。

○7番 中村英子君

それでは、費用のことだけについて、ちょっと町長にお伺いをしてこの問題につきまして終わりたいと思いますが、費用につきまして、人数は少ないというわけですし、また、そういう必要性が出るのか、出ないのかというのも、今、わかってはおりませんが、出た場合、少人数ですので、それから、本来なら保育所が対応していけばいいと思うんですけども、そこまでのことでもないということになって、個人負担というようなことになっていけませんので、その部分がもし仮に要望等がありましたら、町のほうで負担していくというような姿勢が大事かなというふうに思いますので、それについてのお考えを伺いたしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、ご答弁申し上げたいと思います。

この東日本大震災におきまして、各地で節電が叫ばれておるのも事実でございます。我が蟹江町でも、議会開会冒頭に行政報告という形で議員各位にお願いをさせていただきました。

そんな中で、中村議員ご質問のサマータイム制の導入の工場等々の対応はどうなんだというご質問の中で、もしもそういう園児が出た場合はということでのご質問であります。

実際、先ほど担当が答えをさせていただきましたが、今、近々にそういう申し込みを聞いていないということは、報告は上がっておりますが、まだこれ3カ月、4カ月、5カ月、この先どういう状況になるかまだわかりません。そんな状況の中で、もしも蟹江町の中で逼迫した状況の家庭が仮に生まれるとなれば、これは町としても何らかの対応をしていかなければいけない状況になるかもわかりません。ただ、今の状況では、まだまだそれまでの状況になっておりませんので、考えていないということではなくて、対処すべき対応はさせていただきたいというふうに思っております。

また、ちょっと触れましたファミリーサポートでありますけれども、このファミリーサポートセンターというのは、子育て支援センターとは若干違いまして、需要と供給のバランスであります。やっていただきたい方、やる方がお見えになれば、当然そこで成立するわけありますので、そのことについて蟹江町が積極的に応援をさせていただくということはやさかじゃございませんので、そのことにつきましてはまた、費用面等々についてもサポートさせていただければいいのかなと、こんなことを思っております。

以上です。

○議長 黒川勝好君

以上で、中村英子君の1問目の質問を終わります。

続いて、2問目、「名古屋市合併と、税金は変わるのか変わらないのか」を許可をいたします。

○7番 中村英子君

では、続きまして2番目をお願いしたいと思います。

皆さんもご承知のとおり、長いこと私も蟹江町の議員をさせていただきながら、いろいろなことを考える機会もあったわけですが、将来の蟹江町というものを考えてみましたときに、やはり人口の減少やら高齢者の増大とか、そういった非常に社会的に大きく、しかも個々では解決しにくい問題の中にあっては、やはり名古屋という大きな市のほうへ入れていただいて、その財力や、あるいはまたさまざまな力、その中で蟹江町の将来像を描くということが大変大切ではないかなと、そんなような主張を私なりにしているところであります。

この4月に行われました選挙におきましても、そのことを私は皆さんにもお訴えをし、選挙活動をしてきたわけであります。そんな中で、この選挙中に、通告書にも書いておきましたけれども、町長は議員の中でも自分に近い議員や応援する議員がいたと思うんですけれども、自分が応援する候補者の個人演説会やその他のところで、名古屋市合併を主張する私や菊地議員のことを指しまして、できもしないことを言っている人たちがいるというふうに発言していたと聞きましたけれども、この発言は事実なんだろうか、どうだろうかということが私の疑問でありまして、この一般質問を通じまして、このことが事実かどうかということ、まず町長にお伺いをしたいと思います。

○町長 横江淳一君

1問目の質問でございますが、先般4月に議会議員選挙がございました。その選挙中に、私が応援する議員さん、そして支援する議員さんに対して、できもしないような、そういう公約をしている、今、先生が言われました中村議員、もしくは菊地議員の名指しをして、できもしないことを言っている連中がいると、そういう言い方をした覚えは全くございません。

まず一つ、私が考えますに、現役の皆様方、その当時16人おみえになりましたが、町議会議員選挙に出られるということが決まりました時点で、告示が終わりましたその日、もしくはその次の日、2日間かけまして、すべての議員さんのところにごあいさつにお邪魔をしております。もちろん中村議員にもお邪魔をさせていただきました。そして、そのほか応援弁士をお願いできないかという方につきましてはすべての議員方々に、時間が短かったかもわかりませんが、私の今までの考え方、そしてこれからの考え方も含めて、個人演説会の中でご説明を差し上げたのも事実であります。ですから、応援に行かなかった人を応援しなかったとか、私が特定の人を応援したとか、そういうことは決してございませんので、ご理

解をいただきたいというふうに思っております。最終的には、町民の皆様方が皆様方のいろんなマニフェスト、そして公約を通じて、この方だったら14人の方に蟹江町を託せるんじゃないかということで皆様方が本日ここにおみえになります。私も2年前に、町民の皆さんに負託を受けて、投票率は大変ちょっと低かったんですが、89%という得票率をいただき、皆様と一緒にこの蟹江町をつくっていききたいという、その思いでこの2年間やってきたわけでありまして。この地方議会の中での二元代表制をしっかりと堅持しつつ、これからも進めてまいりたい。決して特定の方について批判したわけではございませんし、私はそのような考え方を持っている者ではございません。

以上でございます。

○7番 中村英子君

町長は特別職ですので、別に自分の応援したい人を応援しても何ら構いませんので、だれをだれが応援したとか、私はそういうことにこだわってものを今言っているわけではないんです。どうぞ結構ですので、応援したい人を応援してもらいたいし、応援したくない人を応援したくない、そのことは別にいいんです。ただ、私が今問題にしていることは、個人演説会とかいろんなことをそれぞれの候補者がやるわけですけども、その席上というのは大勢の方が見えている場所ですよ、そういう部屋でやりますから、たくさんの方がその話を聞きに来ていらっしゃる方がいるということなんです。だから、今、テレビでもやっておりますし、そこに出た人もいますので、その参加した人の中に私とか菊地さんの個人を攻撃したというわけではなくて、名古屋市合併ということの主張については、できもしないことを言っているというような発言があったということは何人かからお聞きしましたので、私はそれが事実かどうかということ、今お伺いしたんです。といいますのは、意外とこういう公式の席でものを言っているよりも、そういう選挙戦とか、ちょっと意外な場所というのは、本音というのが人間出てきますので、私は本音というのはどこにあるのかな、この言葉に凝縮されているのではないかなということを感じたものですから、今、このことについて事実か、事実でないかということをお聞きしたわけです。

じゃあ、私に、町長がこうやって言っているよと言った人は、本当のことを私はいつも言ってくださっていると思っているんですけども、町長それは言ったことがないと、そんなことは言ったことがないというふうに今おっしゃっておいりましたので、これは聞いたこととちょっと違いますので、選挙の応援どうこうではありません。この合併ということの事実を目指すことができもしないことだということに関しての言葉をいただきたいと思います。

○町長 横江淳一君

すみません、ちょっと理解に苦しみますが、私はできもしないようなことを言っている人がいるという言い回し方をした覚えはありません。仮にその方がどなたかわかりませんが、何度も言いますように、個人演説会、もしくは公式の場所で、個人的に相手の方を批判した

り、それから立候補してみえる方に対して失礼な言い方をした覚えはありません。ただ、受け取る側がそのように感じられたら、それは大変申しわけなく思っております。ただ、それぞれの方がどんな主張をされようと、それは自由でありますので、それは構いません。そのことに関して言った、言わないの議論をここで私はするつもりはございません。もしもそのようなふうにとられたら、まことに申しわけなく思っております。ただ、個人演説会というのは、それぞれ自分の思いを皆さんに言うわけであります。私もその特定の方、たまたまその方、冒頭に申し上げましたとおり、応援弁士に来てくださいと要請をいただきましたので、私はお邪魔をいたしました。要請もしていないのに来やがったと言われると、これも大変失礼な話でありますので、私自身は要請をいただきましたので私の考え方を述べた、それまででございます。それがたまたまそういう考え方に触れてしまったということにつきましては、大変ご迷惑をおかけしたのかな、大変申しわけなく思っております。

以上です。

○7番 中村英子君

今月の10日の朝ですけれども、新聞をごらんになった方もいらっしゃると思うんですけれども、私と菊地議員と、あと数名の町民の方が名古屋の河村市長の訪問をいたしました。そのときに、これも正式には2度目の訪問であります。私は選挙など、それから署名活動なども応援に行っておりますので、公式には2度目の訪問だったんですけれども、そこで河村市長が言った言葉をここでご披露させていただくんですけれども、河村市長としては、私たちが名古屋市に編入もしくは合併してほしいという希望に対しましては、わしは反対でねえですよと、名古屋弁でおっしゃいました、反対でねえですよと。いいですよという意味でそのときおっしゃいました。つまり、市長はその方向で、受け入れてくれる方向でもわしはいいんだよというようなことの言い方でありましたので、まずそのことを一言申し上げておきたいと思えます。

そしてまた、なぜ私が今このことを取り上げているかといいますと、河村市長というのは本当にいいと言う人もいれば、悪いと言う人もいる、非常に特殊な、特異な性格の持ち主かもわかりませんが、しかし、市長にあれだけの票数をとって当選し、議会を解散させ、全く違った角度から物事を進捗させようとしているというような、その1つの事実ですね、強力な力を持っているということも、また間違いない事実だと思っておりますけれども、今、まさにそのような強力な力を持った市長のもとでこのことを実現していかなければ、非常に難しいのではないかなと。今こそそのチャンスではないかなというふうに私は考えておまして、そして、その方向に向けて何とか力を尽くしていこうと、そのように思っているということを申し上げておきたいと思えます。

これは私の目指す方向であります。具体的には、いろいろなすり合わせ等、問題等も出てくると思うんですけれども、きょうは簡単に税金について比較等をしてみたいと思うんです

けれども、この税金がどうなるんだとか言う人がかなりいらっしゃるわけですが、今、国のほうも税と社会保障の一体改革ということで、今取り組んでおりますので、税制そのものの仕組みがこのままでいるというふうには全く思っておりませんので、これどういうふうに変わっていくかわかりませんが、どんどんこれも今度の税制改革で変わっていくと思いますので、消費税を含めて地方税のあり方、それからまた国保の関係、福祉の関係というのも全般的に全部変わっていくと思いますので、今この比較をして、いいだとか、悪いだとかということ自体、余り意味がないことかもわかりませんが、将来ずっと、合併するにしても将来のことですし、税制もずっと変わっていくということだと思っておりますが、ですけれども、ちょっと今、誤解を招いている部分もありますので、簡単に比較をしてみたいと思っております。

町民税と市民税というのがありますね、個人法人というのがあるんですけれども。じゃあ、これは一体どうなんだということですが、私たち、もう行政やっている人もよくわかっているんですけれども、この町民税、市民税、均等割と所得に掛けるということがあると思います。所得に対して幾ら幾ら掛けていただくというものなんですけれども、均等割というのは皆さん地域に住所のある方。蟹江町なら蟹江町に住所がある方、名古屋市なら名古屋市に住所がある方は均等割というものを負担します。で、この均等割に違いがあるのかということなんですけれども、均等割というのは、町のほうは3,000円、名古屋市も3,000円であります。県が1,500円で、名古屋市も1,500円ですね、当然。ですから、どちらも4,500円を負担しているということなんです、均等割につきまして両方4,500円を負担していると。そのうち500円というのは、愛知県の愛知森と緑づくり税ということで、私たちも税制改正のときに言われておりますからわかっておりますけれども、500円は愛知森と緑づくり税ということになっております。両方ともその負担額は一緒だということでもあります。

それから、所得割についてどうなのかということですが、所得割も、これも税制改正が数年前に行われまして、地方税10%ということで、所得に対して10%掛けるんだよということの税制改正を行われましたので、これは10%を掛けていると。日本全国全部10%を掛けておりますので、隣の町が15%掛けておるとか、そういうことはないわけです。同じ所得に関しては10%、要するに市町が6%、県は4%ということですので、これも何ら税率に関しては変わりが無いということだと思っております。ただ、これは河村市長が減税をやっている場合はちょっと違いますので、今は減税をやっていないことを条件にお話ししているわけですが、減税をするとこれが、名古屋市が6%が5.4%と、減税条例に基づきましてはそういうことになっておりますから、今は減税をしない状況の中で、全くこれは変わらないということをお話しをしていきたいと思っております。

それから、法人税ですが、この法人税も均等割と所得割というふうには区別されておりました、この均等割につきましても、国のほうの税法で決まっておりますので、均等割についても5万円から300万円、市や町は変わらないと。5万円から300万円の範囲の中で、法

人の規模によってそれは課税されておりますので、これも変わっておりませんし、じゃあ、法人の所得割についてどうかといいますと、これも100分の12.3というのを掛けるということになっております。蟹江町は12.3を掛けて、1本で12.3だけを掛けておりますけれども、名古屋市はこれは3段階になっておりまして、大きな規模の事業所とか、利益のあるところとか、そういうところは13.23です。非常にこれは大規模なところですよ。一般的などころは12.3ということで掛けておりますので、何らこれについても変化がないということでありまして、これも減税条例では11.7ということで、少し安くなっていくというようなことだと思います。

また、同じことですが、固定資産税につきましても、これも固定資産評価基準というのがありますので、それに基づいて課税標準額が算定されてきて、それについて両方とも掛けます。この率も1.4と1.4で何ら変わっていないというようなことで、名古屋市と蟹江町の違いというのは全く一緒というようなことだと思います。ただ、都市計画税というのが名古屋市にありますので、蟹江町の場合は以前、都市計画税というのを徴収しておりましたが、佐藤篤松さんがそれを廃止するということを公約にして廃止してしまいましたから、これが蟹江町では1億5,000万円近いお金が毎年ありましたけれども、これに付随して事業をやりましたので、2億から3億ぐらいの事業が1年間に都市計画の中で使えたんですけども、それが使えない状況に現在なっているというところで、これも大変必要な税ではないかなというふうには思いますけれども、そこがちょっと違うのかなということでもあります。

そこで、次ですけれども、じゃ、国保というのはどうなんだという話になるわけですが、国保というのは算定の仕組みがちょっと違いますね。全然この算定の仕組みが違っておりまして、蟹江町の特徴だけを申し上げれば、資産にかけているということですね。土地や家屋、建物や資産にかけているけれども、名古屋市のほうには資産にはかけるといってはやっておりません。資産にはかけていませんので、収入と、あとは均等割みたいな形になっております。ですから、これは一概にどっちがいいとか、悪いとかということではなくて、算定の仕方が違っておりますので、何ともこれについては言えないわけですが、たまたま私は23年度の、自分が納めている個人の町税で、ちょっと両方を試算しました結果、それはほぼ同額になったんです。ほぼ同額になりました、納める金額、私の場合ですよ。同額になりましたけれども、その中身を見ると、やっぱり資産があるかないかということの特徴に違いがあるというようなことで、少し違いがあるかなというところですが、それは一概にどっちがいいとか、悪いとかということではありませんので、名古屋のほうですと所得のある方、所得の高い方に関してはかなりいただきますよというような形になっている。蟹江町というのは資産にかけておりますので、収入が少なくなって資産がある方、年金生活でお金が、もうどんどん収入少なくなるんですけども、資産のある方はかなり固定資産税に対して最大58%、だから、高齢者になってくれば58%要りませんので、かけますから、その分

がちよつと多いんですよね。支援金と医療費だけでも50%をかけるというような形になっていきますので、収入がなくなって高齢になってきたとき、資産のある方には重たいというのが特徴ですね。いいとか、悪いとかいうわけじゃないんですけれども、そういう特徴があるというようなことになっていると思います。

また、介護にいたしましても、介護は蟹江町の基準額と名古屋市の基準額というのを比べてみますと、これも名古屋市のほうが少し高いわけですが、700円ぐらいちょっと高くなっておりますが、しかし、この介護の段階も、蟹江町は6段階ということでやっていますが、名古屋市の場合、実質10段階というような形で非常に細かく、その中身を所得に対して細かくやっていますので、これでふえる人も減る人もいるということで、このことも一概にはちよつと比較できないわけですが、これはまた、介護に関しましては、その市町で提供される施設整備とか、いろんなサービスとか、そういうことの量とかボリュームとかがありますので、一概にどっちが高い、低いと言えないと思うんですけれども、やっぱり、ざっと見てみますとこのような状況にありますので、地方税初め、何らそのことが蟹江町と名古屋市と、町民税が変わるだとか、変わらないとか言った場合、そのようなことだというふうに私は思っております、このことをちよつと今申し上げましたけれども、これは事實は事實として申し上げましたので、所見があれば担当課長が、もし違うなら違う、そうじゃないならそうじゃないと言ってもらえばまたいいかもしれませんけれども、このようなことになっていると思いますが、いかがでしょうか。

○総務部次長・税務課長 服部康彦君

私のほうから地方税と固定資産税の関係をご答弁申し上げたいと思います。

名古屋市と合併をした場合につきましては、当然対等合併というわけにはいきませんので、吸収合併ということで、名古屋市の基準に合わせる形になると思います。先ほど中村議員がおっしゃいましたとおり、町民税につきましても均等割、それから所得割、変わりございませんので、同じということになると思います。それから、固定資産税につきましては、当然名古屋市と隣接する部分については、今後評価替えにより見直しをかけることになると思いますけれども、若干下がるのではないかというふうには思っております。ただ、先ほど言われましたように、都市計画区域につきましては都市計画税がかかってまいりますので、その分若干ふえるのではないかということでございます。

税務のほうについては、あと、先ほどご説明が一部なかった部分につきましては、実は事業所税というのがかかってまいります。こちらのほうにつきましては、大規模な企業に対しての税でございますのでそんなに影響はないかと思いますが、従業員100人以上のところに対しては事業所税というのがかかってまいりますので、その分についてはふえるということになるかと思えます。

以上でございます。

○民生部次長・保険医療課長 上田 実君

それでは、私のほうから国民健康保険税に関してのご答弁をさせていただきます。

蟹江町の場合は、国民健康保険税は町の保険税条例によって課税をしております。名古屋市の場合は、保険税じゃなくて、保険条例という条例がございます。こちらの条例をもって算出をしております。蟹江町の場合は税という仕組みです。名古屋市に関しまして料という意味合いで負荷をしております。議員が言われますように、蟹江町と名古屋市の保険税の比較につきましては、資産割というところが、蟹江町は先ほどご指摘の58%というところがございますが、名古屋市につきましては、その点につきましてはございません。ただし、算定の仕方が名古屋市と蟹江町とでは随分違っております。蟹江町は12種類ぐらいの方法を出しますが、名古屋市の場合ですと資産割と均等割のみでありますので、試算の仕方が随分違う。根本的に違うところは、蟹江町の場合は総所得で決まるわけですが、名古屋市の場合は市町村民税というところを算定基礎にしておりますので、算定の仕方が違うというところがあります。

以上です。

○7番 中村英子君

細かい分は別としまして、ざっと見ればこんなところかなということでも申し上げておきたいと思います。

いずれにしても、このことによって税金が大きく変わったり、大きく何かすることがないということを、まずこの場では申し上げておきたいと思います。これは1つのことであります。あと、保育料がどうなるんだとか、いろんなこともついて回りますけれども、ほとんどこれにつきましても、非常に名古屋市のほうは、保育料に関しましては段階がもう13段階以上ですよ。所得だけでも13段階で、もうかなりの段階に細かく細かく細分しておりますので、低所得には納めやすいというような形での工夫がされておりますから、その辺の違いもまたあると思いますけれども、今お聞きしましたように、国保につきましては全く算定の基準が、やり方が違いますので、ちょっと比較も難しいと思いますけれども、これも、このかかった医療費だとか、またあるいはそれに付随する費用の中で必要なものをかけていくという基本的なやり方は変わっていないというふうに思っております。

最初に申し上げましたように、税制改正によりまして、このこともどのようになっていくかわかりませんが、いずれにしてもこの小さな町でも、また隣の大きな220万都市でありましても、その税そのものについて大差がないんだということをおわかっていただければ、これでよろしいかと思っておりますので、以上で第2問目の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長 黒川勝好君

以上で中村英子君の質問を終わります。

次に、菊地久君の1問目「横江町長、名古屋市合併は賛成ですか、反対ですか」を許可いたします。

○9番 菊地 久君

9番 菊地でございます。

通告どおり、一般質問をさせていただきたいと思います。表題はずばり、「横江町長、名古屋市合併は賛成なんですか、反対なんですか」、このことを聞きたいと思うわけでありませぬ。

これは、先ほど中村議員のほうから話がありましたように、ことしは統一地方選挙があつて、4月24日投票の結果が出たわけでありませぬ。そのときに、それぞれの候補者はそれぞれの思いを述べられたと思うわけでありませぬけれども、私はずばり、蟹江町は今こそ名古屋市と合併をすべきだ、名古屋市合併を目指して頑張りたい、このことを多くの有権者に訴えさせていただきまして、こうして10度目でありませぬけれども、戻ってくることができました。残念ながら、私とともに頑張つてこられた議員さんがこの席にお出でにならないのも非常に残念でありませぬけれども、したがつて、この壇上の中でも、私は名古屋市合併の問題についてはずっと申し上げてきておりますので、そのことを今一度整理をしつつ、いよいよ決断するべきときじゃないのかなと、こういうような思いがありましたので、質問をさせていただきたいと思うのでありませぬ。

まず、第1でございますけれども、合併問題における町長の政治姿勢であります。合併問題について、町長はどんなような政治姿勢おるのかなと、そして具体的にどんな行動をしていきたいと思つているのかなと。2年間の町長の言葉を今一度申し上げたいと思つますが、特に学区ごとのタウンミーティング、そしてまたは、各種団体などによる研究会の発足をしたい。それから、職員間での検討会議の設置を、または住民アンケートの実施などをしてまいりたい、このようなことを言つておるわけでありませぬ。特に、大きな問題としては、海部地区の合併を考えて、それをまず実現に向かつて行動をとりたい。そして、その後名古屋市はどうかと、こういう政治姿勢であるわけでありませぬ。

そこで、今一度合併問題について振り返つてみたいと思ふんですけれども、この市町村合併を国が言いだしたことは言うまでもなく、それは行財政改革というのを旗印にしておるわけでありませぬ。ますます日本は高齢化社会になつていって、これからどうかと。このような実態でいいんだらうか、肥大をしきつた町村の行政問題についてメスを入れるべきではないかというような発想の中で、平成11年のときには合併をする以前でありませぬけれども、そのときには全国で3,232の市町村があつたわけでありませぬ。ところが、22年、合併を一段落したときには1,727市町村でございます。本当に市町村は1,237も減つたわけでありませぬし、町に至りましては非常に多くの町村が減つておるわけでありませぬ。

それは大きな話でありませぬけれども、では、愛知県はどうなつておるんだらうかなと。愛

知県について一度見てみたいと思うんですが、愛知県はちょうど11年のときには88市町村でありました。そして、市が31、町が47、村が10あったわけでありまして、それが22年でありまして、全部で57になりました。市が37、町が18です、村が2つになったわけでありまして。現代、23年の今でありますけれども、今は西尾市に合併をするところが出てまいりましたので、全部で54で、市は37、町が15、村が2つであります。昨年、23年ことしに入ってから、3つのまた町が合併をいたしましたので、現在はまたそれから減っておるわけでありまして、海部郡を振り返ってみますと、海部郡は平成11年のときは1市12町で、何をやっても津島市ほか、津島市ほか12カ町村で津島が親分だったわけ。あとは12カ町村という形になっていたわけでありまして、この合併等によってどうなったんだろうかな。平成17年には愛西市が合併をいたしましたね。18年には弥富市であります。そして22年にはあま市が合併をいたしまして、今、この海部地区、前、海部郡と言われたところは4市2町1村であります。それが現実のこの海部地区でございます。町長のおっしゃる、海部地区一帯を考えると、今言うように4市2町1村のことをおっしゃっているのかなと、こう思うわけでございます。

そこで、蟹江町を振り返ったときに、蟹江は真面目に一生懸命、弥富と合併をしようと努力したんですけれども、名前をめぐりましてね、当時の河瀬という町長でありますけれども、何をどう考えたかわかりませんが、弥富でなけりゃいやだいやだと言って突っぱねたものですから、そのときに私たちの基本的な問題は対等合併です。お互いの歴史や文化を大切にしようではないかと、基本線があるわけなんです。それを裏切りまして、全く許せんと思いましたが、蟹江町はやっぱり小さな町でありますけれども、昭和29年の昭和の大合併のときも、蟹江は海東郡の中で抜けて蟹江町で残っておるわけでありまして、そのときも蟹江は蟹江としての古い歴史の中の伝統があるわけなんです。産業経済にしても、地域としては非常に栄えておりましたので、古い歴史や文化や伝統がある、その伝統のある蟹江の町民の心を踏みにじってまでも、何でもいから合併すればいいということではいけないわけなんです。あくまでも私たちは、この蟹江で住んで、蟹江で育っておる人たちの思いというもの、将来にわたってどうなのかなと、そういうことを基本に置きながら考えていかなければいけないのではないかなと私は思っていて、この合併問題についていかなもんだったのかな、全国的に振り返ってみて、合併はよかったのか、悪かったのかな。今回の大水害、東北の皆さん方は大変なご苦労を、多くの方亡くなられて、大変犠牲になられてお悔やみ申し上げたいと思うんですが、そのときの、今、あのときに合併をしておけばよかったなと、そういう思いの方、または、寒村の人たちは変な所へぎょうさん、知らんのうち合併しちゃうばかりに、役場の職員もおらせんし、面倒見てくれせんで困ったなという方もおみえになる。しかし、平野部で全体的に考えていくと、小さな1万や2万の町で、幾ら合併をといてもなかなかやってもらえなんだ。あのときに合併さえしておけば、この、今のこの災害時に助かったか

な、残念だな、悔やんでも悔やみきれんと言っておられる町会議員さんもお見えになるわけです。そんなことを思えば思うほど、現時点での蟹江町の実態を、例えばそこにダブらせて考えていったときにどうなんだろうかと。東南海大震災みたいのが万が一来たときにはどうなの、そのときにこの小さな蟹江の町、どうなるのかな。3万6,500人のこの町、どうなっちゃうの。心配じゃないでしょうかね。心配だったら安心のほうがいいと思いますよ。

だったら、安心できるためには何がええのか。やっぱりそれはお隣の名古屋市合併こそ大事なときではないかなと、住んで暮らしている蟹江の町民の皆さん方が安心できるのは、やっぱり名古屋市です。決して今の蟹江が悪いよと、住みたくない、こんなところはいやだという気持ちで合併と言っているわけではありません。蟹江町はいろんなことがありましたけれども、横江町長も佐藤町長の後を引き継いで、本当にいろんな問題があったけれども、真剣に解決をし、頑張ってこられたし、蟹江の議会議員さんも、海部津島の中のいろんなクローバーテレビ聞いておってわかりだと思えますが、結構できがいいって失礼でございますが、レベルが高いねと言ってくださるというように、蟹江町は小さくても、本当にしっかりしていい町だなと。しかしながら、万が一のときにどうなのといったことを考えると、やっぱり名古屋のベットタウンとして、名古屋の西口としてこれから大事だなと、こういうような思いがあるものですから、これは前段のお話ですが、そういう思いの中で具体的に町長に質問を申し上げたいと思います。

町長が今まで中村議員や私からの質問に対してお答えをなさったことについて整理をしていただきたいと思います。

まず、先ほど申し上げましたように1番目の質問であります、学区ごとのミーティングをやろうではないかと。昨年の11月から始めておると思いますが、ことはタウンミーティングという形でまたおやりになるというチラシも出ておりますが、そういう中でどうされるのかなと。

それから、各種団体などによる研究会を発足したい。これは具体的にどうなのと。

3つ目には、この職員の間で検討会議の設置をしたい。とこうおっしゃっている。職員も名古屋市の組合、市労連ですけれども、しっかりして強い組合でございますが、働く者の人たちの立場はどうなのと。蟹江町の職員の皆さんとしてはどうなのという、やっぱり職員は職員の中での検討の会議というのはやったほうがいいのではないかと、そういうことをおっしゃったと思うんですが、そういう会議を設置したい。

それから、住民アンケートの実施をしたいと。

こんなことおっしゃったのであると思いますが、一度整理をして具体的に、特に町長は任期中にという話も出ておりますので、そのことをちょっと、考え方をお聞かせ願いたい。

2つ目でありましてけれども、常々私たちが質問をいたしますと、町長は名古屋市合併問題の質問をして、これ中村議員の質問に対して、海部地区全体での合併後、名古屋市と編入を

考えていると。名古屋市へは海部地区全体を合併した後、その後名古屋市編入を考えているというのが、町長の今までの答弁のようでありますし、また、私が昨年11月に質問したときも同じようなことを言っているね。「名古屋市民になるか、ずっと蟹江町民のままか」、こんな表題であります。町長は、海部地区の一体を考えている、こんなようなことをおっしゃっているわけでありまして。したがって、海部地区の全体とおっしゃるけれども、海部地区は、先ほど私が言いましたように4市2町1村、そして、そのうちの2町の大治は、岩本さんが去年の町長選挙で立候補したときに、名古屋市合併を公約に上げておるんです。減税問題と歳費の問題は2つ目やっていますが、今、名古屋市合併の提案をしておりませんが、名古屋市合併についていつ彼が議会に提案するのか、名古屋市でいくのか、まだ名古屋に言っておらんようですが、河村市長は「おおい、はよ来んか」ということを岩本町長にはおっしゃっておるようであります。だから、岩本町長におっしゃっておるようでありますけれども、中身はあの人もちょっといろいろあって、今、中身はごたごたしておるようですが、基本的には、いずれにしてもあと3年の間には公約を果たさなきゃいかんわけですので、いずれかのときに名古屋市合併。大治は水道も名古屋なんですよね、市バスも名古屋ですよ。それから、下水道は一緒の、この蟹江町と同じように流域下水へ流されますし、ごみも一緒なんです。だから、一緒のところと一緒でないところがあるわけなんです。でも目線は、軸足はもう名古屋へ向いとるということ。だから、その人も含めて話やるのということ、これちょっとまた矛盾を感じるんですが、町長のおっしゃる海部地区の一体、4市2町にしようと、飛島さんにも言ったと、飛島さんは言ったって全然相手にせんでいかんけれども、金があつて困っておつて、あそこは130%ですよ、残つて、残つてどこへ銭使うんだ。なんでおれ合併せにゃいかんと言つてござるけれども、そういう温度差のあるところをどうやって、私、町長が話をして、まとめていって、可能性を追求したときに、本当にあるのと逆に聞きたい。海部地区一体の後、名古屋市という話だと、物すごく、まあほとんど無理でしょうね。むしろ海部を抜いて、海部はいろいろ、名古屋市いくまではいろんなお付き合いをやったり、いろんなことをせないかんでいいわけですけども、やっぱり目線はもう東を向かんことにはいかんと思つているよ。西の沈む太陽を見とってもらつてもいかんような気がするが、それはそれで町長の考え方でございますので、そのことについて、あなたのおっしゃる海部地区の合併への考えを言っておりますので、その実現についてどうなのと、可能性あるのという質問をさせていただきますのが2点目です。

3点目には、私は先ほどから言っておりますように、皆さんと一緒になって目指します。名古屋市合併。これは町会議員として選挙で立候補して、公約をして当選をさせていただいた以上、その実現に向かって一生懸命やるのが、私も仕事だと思います。有権者の皆さんの期待にどうこたえていくのか、大事なことだというふうに思うわけでございますので。

そこで、名古屋市合併を進める声が高まって、名古屋市側も編入してもいいという動きが

出てきたときには、町長はどうされますか。もう21年のときにも河村さんのところに行って、市長が言ったことが、「おい菊地さん、もっと盛り上げてこい。やっぱり町民の考え方は大事だよ。盛り上がって来にゃいかんがな」とおっしゃった言葉を覚えております。だから、盛り上げることが大事だと。だから、皆さん方が言いましたね。正直言ってですよ、そんなことを菊地さん言ったって、できっこないがやと。じゃあ、どっちがいいの。名古屋がいいがね。でも、できんでしょう。町長はどう言っとんの。町長はあんた、海部全部言ってこないからこっち向いとらんがやとおっしゃるでしょう。それから、先ほど中村さんが質問したように、言ったか言わないかどっちかわかりませんが、あんなものできもせんようなこと、やつこいとるかとおっしゃったかどうかわからんよ、わからんけど、まあそれらしいことを言っとったということも耳に入ってくるが、まあええわ。そんなことはお互いの立場で緊張感を保つためには、菊地久と横江町長とは対立関係をして、蟹江町が盛り上がることは逆に盛り上がることになるよという戦術もあるもので、それはまあいいですわ、どう言っていたかと構いませんが。それから、税金が名古屋へ行くと高くなるぞと言ったというが、それも本当に言ったかどうかわからせんよ。だから、そのことは中村さんがまあこれはいかんということで、先ほど一般質問で本当なのと、こういう話が出てくると思いますが、いろんなことは出るの、名古屋言うけれども、このところはどうなるの、私はいいこと言いますよ。名古屋行くことによって、例えばJRの駅、高架の問題。蟹江では3万6,500人の地方自治体では国からの補助も出せせんし、東海の、東日本のあれもつけえせんですよ。ところが、ここは名古屋市の都市計画の中に入れば、当然戸田から名古屋の蟹江、蟹江が名古屋地区になりますので、あのJRは高架になるでしょうし、駅も当然立派な駅が建って、東郊線も南北を走れるようになるじゃないのと。これはいいこと、私は。必ずそれは名古屋市の都市計画路線の中に入ればいいし、この役場の前の道だって、蟹江の都市計画は名古屋市の都市計画ですよ、図面は。だから、道路、名古屋ならすぐできるというふうに思うが、できるかどうかはわからんよ。でも、そういう期待というものがあるのではないのでしょうかということで、将来的に蟹江を考えたときには、大きく流れは。

そして、もう一つ大事なことは、蟹江は10カ年計画をやったんです。3万8,000の蟹江町をつくります。都市計画、それから都市機能拠点の設定をした実施計画、目標を立てながら、土地利用の方針を出しながら、まちづくりの検討委員会で決められたことでやろうといったら、当然あれはJRの北側を区画整理し、今、南側、ヨシヅヤさんおみえだが、あの辺を調整区域から市街化区域に変わっていく。そして、あそこは名古屋市の、まさしく蟹江町はベッドタウンとして、ああそうかと。蟹江はもうじき名古屋になるんだな、だったら住もうねとって家を買ったり、土地を買ったりするでしょう。そうすると、自然に若い人たちが名古屋の、蟹江は名古屋なんだから、もう3年あつたら名古屋だとか、もうじき名古屋だ、ああそうかと言って、一つの大きな方針の中で大きく動いてくるのではないかな。こんな思い

があるので申し上げました。

これは町長に従って、何遍も言うようであります、名古屋市合併を進める。そういう声が高まってきた。そういうときには、町長はお約束として、私の任期中には町民の皆さん方からアンケートをとるなりして、民意を大切にしたいと。皆さんが、ああ、これは名古屋市合併、町長いいぞよと、そういうような思いが感じられるようになったら、きちんとそれは整理をして、私は私として、町民の代表としてきちんとした指針を出したいと、こういうような答弁もいただいておりますけれども、いろいろと時の変化、情勢変化等々がございますので、お変りはないと思いますが、きょう、再度ここでお尋ねいたしますことは、4点目あります、蟹江町が目指す将来都市像について。それは小さくてもきらっと光る蟹江町、3万6,500の小さな町から、10年後には3万8,000という蟹江町のまちづくりですね、これでいいのだろうか。確かに、第4次総合計画は書いてありますけれども、これからの税の問題ですね、東日本大震災によっていろいろな税金問題、それから福祉の問題による福祉税消費税が10%だとか、15%になるとか、復興税をで税金を皆さんから出してもらうだとか、今、国会で菅が悪いだとか、あれが悪いだとか、国会は国民の期待にこたえるんですが、あの人たちこそ全部なくなったほうがいいわね。市町村合併をまじめにやった我々地方議員として見ると、本当にむかつくね。本当に国会議員がやっていることむかつきますよ。みんな地方議員、蟹江でも22人おった議員を16人に減らして、14人になって、どれだけまじめに地方議員は方針どおり、地方の行財政改革の先頭になって頑張っておるの。提案した連中は何やつとると、こう言いたいけれども、言ったって声が届かんでかんの。きょうでも、何かろくでもないことをやっと思いたしますが、そんなことを言うとまた後で怒られるのでいけません、それはそれとして、ぜひ、町長はこのトップでございますので、トップとして、今置かれた蟹江町の立場の中でどういう方向でおられるのか。ずばり聞いたのは、町長、あなたは名古屋市合併賛成か、反対か。ずばり答えるならずばり答えてください。そういうことであります。

まず、今のところはここまでの時間、質問します。

○議長 黒川勝好君

今、4点について質問されましたが、一括で町長に答弁させてよろしいですか。

○9番 菊地 久君

はい、町長に。

○町長 横江淳一君

菊地議員の質問にお答えをしたいと思います。

大変多岐にわたっておりますので、答弁漏れがございましたらご指摘をいただければありがたいというふうに思っております。

まず、単刀直入に、町長は名古屋市に合併、賛成ですか、反対ですか。それを一言でここ

であらわすということはなかなか難しいというふうに、今、思います。

4点にわたってでありますけれども、それを総括するのが一番最初の、「合併は賛成ですか、反対ですか」、これだというふうに私は思います。この合併問題につきましては、菊地議員が2町2村の合併のとき、私も蟹江町の議会議長をやらせていただいております。先ほど、憤りのお気持ちをここでお話になられました。私もそのときに同じテーブルにいましたので、よくそのときの状況はわかっております。やっぱり、蟹江町の町民の気持ちをしっかりと議員が把握をして、当然、首長である町長もそれをしっかりと意識して、町民の皆さんにタウンミーティングという形で説明会をしたというのも、きのうのように覚えております。まさにそれが正確な住民に対しての伝え方だというふうに、私は思っております。

そんな中で、先ほど来中村議員からのご質問ございました、言ったか言わないかにつきましては、大変ご迷惑をおかけしたことについては、先ほど来言いましたように陳謝をしたいなと思っておりますけれども、ただ、私の中では、皆様から、私も2年前に負託を受けて町長という職をやらせていただいております。決して、自分の考えを押しつけて、町民不在の政治をするつもりは毛頭ございません。もとより、6年間、皆さんと一緒に、同じ目線で、議員も含めてでありますけれども、ただ、議場というのは、先ほど来言いましたように二代表制のもと、いろんな意見があつてしかるべしだというふうに思っております。ただ、そこに必ず住民というのがなければなりません。これがお互いのエゴの張り合いの議場であつてはならないというふうに、私は考えております。

そんな中で、名古屋市の編入、合併等々につきまして、最終的には、私は地域の皆さんのまず意見を幅広く聞く、これにつきましては、就任以来、タウンミーティング、まちづくりミーティングを通じていろんな意見、それから要望、メール、電話、ファックス等々でいただいております。そして、今年度も30町内会とはいきませんが、各種団体、それからいろんな集まりの中にこちらが出て行って、積極的に出前行政をやろうということで、昨年度からスタートをさせていただきました。残念ながら、なかなかその若い世代、例えば子育て世代、それから学生さん、それから新たに蟹江町にお見えになった方、そのジャンル別にお分けをして聞くということができません。ですから、小さな集まりでもいいですけれども、私はその時間を惜しむことなく、そういう集まりに積極的に出て行って、いろんなお話をしてみたいなど。題名は「これからの蟹江町」あります。大変グローバルな題名でありますけれども、その中に、当然町村合併のこともこれから含めて、皆さんに聞いていきたいなど。でも、これがすべてではないというふうに思っております。

あと、それと近隣で先ほど来おっしゃいました、今、10年前までは88市町村ありました。ご存じのように、今54市町村しかありません。そして、来年の1月1日には長久手町と、多分東浦町も市ということで昇格されるというふうに聞いております。そうなっていきますと、ますます市町村ではなくて、町村の数が少なくなってくるわけでありまして、我々としても、

今、町村会の理事を5月23日からさせていただいておりますけれども、活発なこれから、いろんな意見をしていきたいな。大村知事が誕生して以来、西高東低だということをいろんなところでおっしゃってみえるそうでもありますけれども、東三河に県庁をつくる、このことについても中京都構想の中でいろいろおっしゃってみえるわけではありますが、そのことにつきましても、先般、5月30日に大村知事と20分間お会いする時間がございまして、蟹江町のこと、これからのこと、それから市街化調整区域の規制緩和のことについて、本当に20分でありましたけれども大村知事の考え方をお聞きすることができました。大変有意義であったかなと思います。またまだ中京都についてははっきり申されなかったということも事実であります。またこの先、いろんなセミナーを通じて私の考え方をということをおっしゃいましたので、できるだけ知事の考え方をまずひとつしっかりと把握していきたいなと、これをまず思っております。

そんな中で、この名古屋市合併については避けて通ることができないというふうに思っております。特に菊地議員、中村議員、たくさんのお票で当選をされたのも事実でございます。ただ、蟹江町の皆様方が本当に名古屋市との合併を真に望んでおみえになるということがわかれば、先ほど来、3番の質問の内容になると思いますが、私といたしましても民意を尊重するのは蟹江町の首長であります。これは当たり前でありまして、それを反対する理由は一つもございません。ただ、責任者として、合併をするとこういうメリットがありますよ。しかしながらこんなデメリットもありますけれどもいいですか、そのところは了承できますねということも隅々まで伝えることができないかもわかりませんが、先ほど言いましたように、団体の研究会を発足していただく要望をするだとか、それから、ときには町民アンケート、住民投票というのはなかなかこれはちょっと難しいわけでありまして、法的拘束力がないということもございまして、まずは住民アンケートの実施に向けて、これからいろんな部署でこれは勉強していきたいなと。それと、またこれは特別な研究会をつくるというわけじゃありませんけれども、将来の中で当然合併についてのいろんなデータ集めは、もう既に、これ今議員からご指摘いただく前に、もうしております。特に今回ご指摘いただきました幡豆町3町西尾市の編入につきまして、どんな経緯があったのかな。このことにつきまして、今、検証をさせていただいております。やはり10年以上の歴史の中で、いろんな首長さんの考えが交錯する中、この編入が完成したというふうに聞いております。西尾市が10万人以上でございます。幡豆、それから一色、吉良、2万、2万、1万の地方自治体であります。そこの中のアンケートの意見も、また議員の皆様にもお示しをさせていただきますし、当然、住民の皆様方にもこの件について出せるデータにつきましてはお示しをさせていただきたい。このままでは自治体としてやっていけないから仕方がないねという意見も相当あったように聞いております。ただ、今、合併した中で、これからどういうふうに西尾市全体が進んでいくかについては、これはしっかり我々も見なければいけないと思っておりますし、ま

た、あま市の合併が1年前にできました。愛西につきましてはもう5年前、この検証もこれからは進めていかなければいけないというふうに思っております。

先ほどから言いますように、名古屋市220万のすぐ西隣に3万6,500という大変小さな町ではありますけれども、非常に活発な町があるという存在を、まずは市長さんに皆様方お二人、それから賛同者の皆様方と一緒に行っていただいたことについて、蟹江町のアピールをしていただきました、本当にありがとうございます。首長として感謝を申し上げたいというふうに思っております。ただ、港区15万人、中川区22万人、蟹江町3万7,000人、蟹江町の住民として、小さくてもきらりと光るこの地域を、これから我々としてはやっつけていかなきゃならない。私が首長でなくても、これから新たなリーダーが出たときに、本当に蟹江町の町民にとってすばらしい蟹江町になるということをしきりと確約ができる状況になってこそ、これは皆様と一緒に名古屋と一緒にやっつけていこうという考え方が生まれるわけでありませぬ。

先ほど来言いました、海部地区4市2町1村が一緒にやるというのは、海部地区を全部合併してやろうという言い方、そういう言い方ではなくて、確かにそれも一つ理由にはございます。ただ、先ほど来、菊地議員もおっしゃるように、財政力のばらつきが余りにもあり過ぎます。そんな中で、東日本大震災のいろんな液状化問題についても共通の認識を、この地域はもっております。そして、防災も一つの組合でやっております。環境も一つの組合、菊地議員よくご存じの環境事務組合も一緒であります。それから、救命救急の場所も、平日夜間のあれもすべて一緒にやっております。この前ご議決をいただきました消防本部のデジタル化の推進についての本部も、平成28年度から海部郡の広域でスタートをさせていただいております。もろもろいろんな施策が、今、海部郡を中心にスタートしておりますので、その中で流れをしっかりと見据えた上で、名古屋市とのいろんな話し合いをこれからしていければいいのかなと、こんなことを思っております。

先ほど来から申し上げているとおり、部の中で研究会を立ち上げ、名古屋市との担当者ともこれからお話をしていきたい。議員各位におかれましては、それぞれの皆様方のお考えがあろうかと思っております。当然名古屋市の議会でも、これは議決事項になりますので、当然愛知県もそうでありますので、しっかりと足元を見据えた上でゆっくり是々非々をこれからやっつけていくべきじゃないかなと、こんなことを思っております。私の任期もあと2年でございます。この任期のうちにそれができるかどうかわかりませんが、できるだけことはやって、住民の皆さんに公表をさせていただきたいなと、こんなことを思っております。

ただ、考えるのは、蟹江町の町民の福祉、そして蟹江町の皆様方の経済状況が発展をしなきゃいけない、これについて第4次総合計画を、皆さんと一緒に、2年間かけてつくってまいりました。その中身をしっかりと検証しつつ、蟹江町をこれから皆さんと一緒に推し進めていってまいりたいなと、こんなことを思っておりますので、ご理解をいただき

たい。答弁になったかどうかわかりませんが、また追加質問がございましたらよろしく願
いいたします。

○議長 黒川勝好君

残り7分でお願いいたします。

○9番 菊地 久君

一つ一つ、ここで整理をしたり、詰めたりするつもりはありません。これを言ったから、あしたから即事が起きるわけでもありませんし、町長が例えば名古屋市合併ですと言って申し入れたからといっても、即向こうに受け入れ体制があるわけではありません。しかし、基本的に政治をどう読み取るかということは非常に大事だと思っております。名古屋市も変化をしたことは事実であります。前の松原市長のときは、周辺の市町村の合併についてはノーです。受け入れなかった。だから、北名古屋市ができたり、清須ができたり、それであま市ができたわけです。そのときに、もう既に河村市長のように垣根を取り外す、今回も行ってまいったときに、河村市長は言いました。行政の垣根を取り外さないかんよと。名古屋が垣根があったら、蟹江が入りたいって垣根で邪魔するわけ。政治というのは、そういう垣根でなくて、一人一人の心や気持ちを大切に行政を行っていくのは首長の私は仕事だと。その一声でわかりますし、その前、21年に行ったときも同じことを言いました。特にあの人の看板は、減税を看板に上げております。減税ということを他の首長も言ってくださると非常にありがたいがなど、こういう言い方をされたことは事実であります。減税、減税と言うとすると、何でもかんでも1割減税だから、1割みんなば一つと返すと、そういう短絡的に考えればそんなふうにとれますが、そうではなしに、やっぱり地方自治体の、蟹江も前に私が質問しましたけれども、税金が入ってくる、入ってきたものは何でも使えばええという考え方はいかんよと。せめて1割減税をする。そうしたときに2億3,000万円という金がみんなに返したと思って、その金をどう生かすかという考え方をしなければいけないという思いがあると思うんです。だから、どこの行政でも、そう言っちゃ失礼でありますけれども、流れの中で今まで来たことは事実ですので、一つの、これは真剣にそれぞれが皆さんの納めてくださった貴重なお金をどう使おうか。100%入ったから100%使やええと、予算を組んでおいて残すと、あと、お前何で残したと怒られるから、何か使う道はないかと変なことに使った時代もあったわけ。しかし、徐々にそういうことは今、非常に変わりつつありますけれども、さらにそういう気持ちが各地方自治体の首長が持ってほしい、それが減税日本だと思っておりますが、やり方についてはいろいろあると思います。そういう気持ちがあるのか、ないのかということで、町長はそういう意味で、私が今の横江町長の施策や、何かすべてが悪いから名古屋へ行きたいと言っておるわけじゃありませんからね、そういう意味ではありません。

それから、蟹江町が、町をいつまでも蟹江町を守るということではなしに、蟹江で縁あって暮らしている皆さん方が、これからも、老後も安心して暮らせる、オギャーと生まれた赤

ちゃん福祉、保育園でも名古屋に比べてどうなのとか、一つ一つ比べていったときに、いい面もあるでしょう、悪い面もあるでしょうけれども、全体的に220万の大都市の名古屋、3万6,500の蟹江、そしてその蟹江が、例えば海部全体まで多分、木曾川まで名古屋は行きたいと思います。四日市も欲しいと思いますよと。中京都市構想、大きいことは別として、流れとしてはこちらのほうも、蟹江が欲しいってなかなか言わんでいかんですけども、河村市長は。出るたびに欲しいなというような工場地帯や土地のあるところはええで、弥富は飛島くれるといいがなとすぐ言うの。蟹江というのは余りなかなかでないんだね、小さくて、ぴかっと、小じんまりしたいい町なのね。そういうふうに見方が大きく全体で違うわけ、蟹江という町が。だから、その町をどう我々はすばらしい蟹江です、売り込もうということで、要は営業マンやっつるかもしれんよ。あんまり言うと選挙に響くでやめやあと大勢の人に言われたけれども、まあええわ、これは年も年だで頑張れって頑張って、名古屋市合併ということを一生涯命言ったら、大勢の人が指示をふやしてくださったということは、思いはあるとおもうの。その思いをもっと高めるためにも、町長がやっぱり市政をきちんとして、じゃあ、あなたたちそんなことを言うなら、名古屋市合併賛成ですか、反対ですかのアンケートを町民に聞くと。そして、あなたの残された2年の任期中に一定の方向を出そうと。町民アンケートもとりましょうとおっしゃっつるんだから、そういうことをして、ただ単に、そんなあんた菊地さん、名古屋市合併とろいこと言ったらいかんわ、無理だわさということではなしに、あなたたちの言うこともよくわかると。わしの言うこともよくわかるだろうと。だったら一遍有権者に問いただしてみたらどうだというようなことをやってみる気持ちはおありなのかどうか。

○議長 黒川勝好君

菊地議員、あと1分。

○9番 菊地 久君

再度そのことをお尋ねするで。そういうこと、お尋ねしたい、今言ったようなことを。どうでしょうか。

○町長 横江淳一君

先ほど来からご答弁を差し上げております。平成17年の4月に町長に就任して以来、まちづくりミーティングを行ってまいりました。30町内会すべてお回りをしたというふうに記憶をいたしておりますけれども、残念ながら、どうしてもお手を挙げて、皆さんの前でお話をされるという方の得手な方、不得手な方おみえになるそうでありまして、2回、3回と回を重ねるにつれて、大体意見が偏ってきてしまったなという、それがいい、悪いは別といたしまして、そうなっていくますと、もうちょっと広くしたいなということで、ちょっと今、大変産みの苦しみに苦しんでおるわけでありまして、先ほど来言いましたように、住民アンケートというのもこれからとるべきだというふうに、私は前から言っております。ただ、

今、蟹江町の方針、第4次総合計画を2年前に計画いたしました。菊地議員も一、二回、議員でみえたことがあると思いますけれども、町民の代表の方におみえになっていただいて、検討会議、ワークショップ等々、夜遅くまでいろんな議論を闘わせていただきました。蟹江町にあるもの、ないもの、これから蟹江町に必要なもの、そしてこれから蟹江町の向かうものということについて、多岐にわたって冊子をつくらせていただきました。町民の皆様方にも概要版という形でお配りしたと思うんですけども、まずその中身をしっかりと見ていただいて、その中に、例えば町村合併、編入、それから地域の広域行政、これも含めて検討していかなきゃいけないというふうに、私自身は今時点では考えております。ただ、名古屋市との合併をどうするんだという、その1点についてアンケートをとるということではなくて、今後、蟹江町としてどうなんだという幅広いアンケートの形でとらせていただき、それがたまたま名古屋市との合併ということになるかもわかりません。そうでないかもわかりません。これにつきましては我々が判断するわけではございませんが、ただそういう考えをこれからも持っていきたいなど、こんなことを思っています。

先ほど来から申し上げましたとおり、蟹江町の皆さんがこれからどういうふうに、この3万6,500人、10カ年計画でいきますと3万8,000人のこの町がどう発展していくかを、今、我々の任期中に何とか、短期的、中期的、長期的なビジョンを描く意味でも、第4次総合計画、10カ年計画を尊重して、これから皆様方と一緒にやっていきたいというふうに思っております。蟹江町まだまだ元気でありまして、きょうも本当にたくさんの傍聴の方がおみえになっております。受けとめ方はそれぞれだと思いますけれども、当蟹江町の力を皆さんでこれから高めていく、協働のまちづくりモデル事業を中心としたまちづくりをこれからもやってまいりたい。その中に、町民の皆様の意見を積極的に聞くという施策は、2年間やってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。

○9番 菊地 久君

今の答弁はまだはっきりせずに、それがはっきりせんのは首長の手法かもしれませんが、それはそれとして、これからの動きとして申し上げておきたいんですが、名古屋市合併を進める会、名称は何かわかりませんが、住民運動、住民組織をつくって、大きく幅広くをして、その声が名古屋の市政に響き渡るような運動はしておきたい。それから、大治も動くようにしたいと、自然に大治町、蟹江町は名古屋市へ向かって、市民なり町民が動いていくだろうと。こういう流れが生まれてくるときに、町長はその運動にはブレーキはかけませんね、いいですか、ブレーキはかけませんよと言うと思いますよ。いや、わからんけどね、多分私は、あなたが市民運動、町民運動にブレーキをかけるような首長とは思っておりません。だから、我々も我々の思いを遂げる、そして、先ほど言いましたように、営業マン的な役割になるかもしれないけれども、その声を隣の町へ、市政へ反映をさせる努力をしたい、こういうような思いでありますので、どうぞ町長も、あと残された2年間の間、あなたの政治生命の結論を

どう出されるかも、あなたが決めることでありましょうし、私たちは私たちとして、そのときにまた決めることになろうかと思いますが、お互いにそれぞれの気持ちを通じて、素晴らしい蟹江で住んでよかった、蟹江町民みんなよかったと言えるような蟹江町になれるように、お願いを町長にお願いすると同時に、私たちは私たちの立場で頑張ることもお誓いを申し上げたいと思います。大変長くなりましたが、ありがとうございます。

○議長 黒川勝好君

以上で菊地久君の1問目の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

45分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

(午前10時27分)

○議長 黒川勝好君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 黒川勝好君

菊地久君の2問目「町総合福祉センター建設計画と町体育館の改修計画を示し早期着工を」許可をいたします。

○9番 菊地 久君

町の福祉センターの建設計画と町体育館の改修計画を示していただきまして、早期に着工をという題であります。

まず、1点目ではありますが、町総合福祉センターの建設計画というのはあるのでしょうか。あるとすれば、その内容について教えていただきたいと思います。そこで、これは町の総合福祉センターの、新たに建設計画を立ててやる、大体弥富の今の総合福祉センターは、やっぱり28億ぐらいかかっておりますので、ざっと見積もっても24億ぐらいはかかるのではないかなというふうに、私は私なりの試算をしておりますが、あるとするならばどうなのかな、ないならないで結構でございますが。

そこで、現在ある老人福祉センター、老人憩いの家等についての実態でありますけれども、実態はどうなっとるんだろうかな。現在あります老人福祉センターは、一方では体育館もあるわけですが、昔、いろんなサービスをやっていました。デイサービスをやったり、ケア室があったりと思うわけでありましてけれども、現在の使われ方は一体どうなっておるのかなと。

それから、また、2階でありますけれども、2階の利用状況であります。当初建てたときはお年寄りが少なく、お年寄りを大事にしよう、大事にしようというような考え方で、バスも出して、老人クラブを中心にしてバスで送り迎えをし、お風呂も入り、カラオケもやり、そのうちにだんだん拡大をしていきまして、食事をやったら食事だけではさみしいものです

からちょっとアルコールどうかと、こんなふうになって、元気いっぱいだと思いますが、今はどうもそれはまずいよということでないようでありますけれども、老人の憩いの家の現在の利用状況はどうなのかなと。見るとケア室ないわね、あれもないわね、これもないわね、なくて今、何か別の物を使っておみえになるようでありますけれども、一体そこでいいんでしょうかな。あのままでいいのかなということで、現状をちょっとお尋ねをしておきたいと思えます。

それから、老人の憩いの家でありますけれども、本当に利用者は多いと思えますし、その利用状況ですね、皆さん朝何時から行って、何時ごろ行って、こうして、ああして、ふろが漏って困ったとか、ああだとか、増築せないかんだとか、あれ一遍建て直したらどうかとかね、いろんなことがあると思えますが、それぞれを含めて現状を一遍お聞かせ願いたい。

それから、3つ目にはですね、社会福祉協議会の事務所が一緒に入っておるわけですが、社会福祉協議会があのままお使いになったほうがいいのか、それとも社会福祉協議会の決算を見ると、建設費みたいな積立金で1億近くお金を多分ためておると思えますので、それはどこかへ建てたいというお気持ちがあったのかなと。そういう社会福祉協議会の事務所もひっくるめて、どうしたらいいのかと、そんな考え方があるのか、現状はどうなのでしょう。まず現状を一遍お尋ねをいたしますので、ひとつお願いをいたします。

2つ目にはですね、町の体育館の改修工事の内容と着工時期でございます。

これは、あの体育館を建ててからも、この庁舎と同じときですので昭和51年か52年だと思いますが、庁舎が先か、体育館が先かということでもめまして、だったら同時につくれということで同時につくったわけですが、体育館の床が、あのときは木張りだとささくれができてけがをするでいかなというような話があつて、今、何という名前かようわかりませんが、あれはいかんで変えたらというような話はずっと来とったと思えますし、町長になる前、佐藤町長のときには、日光川ウォーターパークのときに予算二十何億だったと思えますが、体育館をつくらうという話が提案をされましたけれども、議会で、その委員会でいろいろ、る話をしたところ、これはペけになった。ペけになる代わりに、日光川むこう遠いからやめようということになって、委員長報告を見ておりますと、改修計画もひっくるめて、皆さんの今度は近いところでどうなのかというような印象報告がありますが、それ以降、横江町長になってからも体育館を建設でなくて、改修をしたらどうかと。だから、床も一遍どうなのかとか、舞台も壊してしまって、いらんで、使いやせんでとか、更衣室とか食堂、食堂といっでは何ですけれども、前は体育館の中で会議室やなんかあつて、食事もできたんですが、生涯学習課が乗っ取っちゃったもんですからあれなくなっちゃったね。それではまずいもんですから、あそこで前は子供さんも来て入ったりした時期もあつたわけですね。それがだんだんとこんなふうになっちゃって、現状ね、それではいかんということで、何とか改修工事という計画をされてきたと思えますけれども、町長もやるぞやるぞと言ったけれども、これ

で約束して5年目になるものですからね、そろそろやってもらわなあかんよと。やるたんびにどこの予算をあっちへ持って行っちゃった、町長があれ使っちゃった、これ使っちゃった、使っちゃった、使っちゃったと言っておりますとね、結果的にはできないということになりますので、そろそろ計画があるとするならば思い切って着工すると。幾ら予算かかるということも多分あると思う、幾らぐらいだと。だから、これを思いきってやろうという気持ちがあるのかどうなのか。これは2つ目であります。

それから、3つ目にはですね、避難所の問題であります。避難所の、今、町から7月に皆さんに配られると思いますけれども、拠点にもなっておりますし、そればかりじゃなくて、洪水ハザードマップが配られて、皆さんもお読みになられると思いますけれども、避難所の拠点として使ったときにどうなのかなと。不便は来さないのかな。避難所でいろいろと言われておりますのは、例えば水の確保どうなの。それから、トイレはどうなの。食料はどうなのというのが、今の東日本大震災の中の被災に遭われた皆さん方の声などを聞くと、避難所生活をされている方々が求められているもの、それがどうなのかな、いいのかな、蟹江町もここが、役場もそうでしょうし、体育館も公民館もそうでしょうけれども、それらを含めて全体的に蟹江町の洪水ハザードマップもひっくるめて、7月に多分お配りするとおみえになったわけですが、津波の問題もね、ある日突然ば一っと予想外、想定外という話であると思いますが、伊勢湾だと大体3メートルぐらいはいいじゃないかとか言われておったわけですが、今では5メートルぐらいの、そういうところを、ビルをよそでお借りして、ここを民間のところをどうだとか、そんなような話も、今追加で、いろいろ話をされておりますので、きょうは、これは本題の中に引っ付けて質問をさせていただいておりますので、その辺もご理解をいただいて、体育館だとか、それから福祉センターだとか、おつくりになるときには避難所の役割を果たすものですから、避難所として設備も整ったほうがいいかなという思いもありましたので、この3点目は表題からちょっと離れるかもしれませんが、関連という形で質問しておりますので、まず現状についてご報告をしていただいた後、私は私の考え方を示していきたいと思っております。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

それでは、老人福祉センターにつきましてご答弁をさせていただきたいと思っております。

建設計画と、それから現状についてということでございましたが、まず現状についてでございます。老人福祉センターは昭和57年の10月に建築をされまして、それ以来約30年にわたりまして、老人福祉の拠点ということで入浴サービス、カラオケなどレクリエーションのケア、こういったことが行われてまいりました。建設の当時には障害者の方の作業所等もございました。しかしながら、作業所がなくなりましてデイサービスセンターができ、そのデイサービスセンターも平成19年度までで廃止となりました。その後、この福祉センターの建物、西側部分の、以前デイサービスセンターとして使われておりましたところが、現在はボラン

ティア室という形で使われておるということでございます。

それで、利用の仕方でございますが、まず、大体午前中につきましては長寿会のクラブの方に順番に、大体1カ月ちょっとで1周りするぐらいのペースでご利用いただいているということでございます。そして、午後2時から4時までの入浴につきましては、一般の方の利用という形になっております。

それから、福祉センターの分館のほうでございますが、こちらのほうは昭和40年代の後半ごろに憩いの家として建設をされました。その後、平成2年に今の分館に生まれ変わっております。そして、平成6年に一部増築という形で現在の形になっておるわけでございますが、こちらのほうは午前9時20分から午後3時半ごろまで入浴サービス、それから和室等でテレビを見てもらったりですとか、囲碁・将棋ですとかといったような娯楽施設ということでも主に利用いただいているということでもあります。

それで、現状としましては、この分館のほうが大変利用の方が多くなっておりまして、ここ数年間、総数自体は変わってはおりませんが、ということは、利用される人数としてはもう限界に来ておるのではないのかなといった感じがしておるところであります。

そして、この2つとも施設でございますが、入浴サービスを主にやっていくというところから、現状としましては、温泉の施設、排水の設備、そういったところが非常に老朽化をしてくているという面がございます。それから、もう一つには、佐屋川沿いの非常に近いところで本館、分館があるという面もございます。入浴サービスの一般の方々の利用につきましては、同じような形態であるということから、この施設の老朽化の面、それから、その施設の使い方の面、こういったところから施設の大々的な改修、または完全な建てかえというような必要があるのではないかとということで検討がされてきているということもございます。

この検討のほうにつきましては、総合福祉センターと、それから少し離れた南側に分館の駐車場、そして、またちょっと離れて分館の建物が建っておると、3つの土地がございます。この3つの土地の有効利用と、それから、先ほど申しましたように、温泉の同じような施設が2カ所あるということ。それから、老人向けの施設ということで長年来ておるわけでございますが、老人向けの施設ということだけでいいのかといったあたりも含めての検討ということでおるわけでございますが、現時点では、まだその具体的な計画をお示しできるというところには至っておりません。

今後の取り組みとしましては、まずどういった方向性にするのかといった点を煮詰めるというのをまずはしていきたいな、こんなふう考えているところでございます。

以上でございます。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

私のほうから、議員からのご質問で、社会福祉協議会の関係でございます。基金の使い道

と社会福祉協議会がそういう建設計画がある場合、どういうふうを考えておるかというご質問でございますが、社会福祉協議会では、総合福祉センターの建てかえの計画にあわせて、町と相談して結論を見出していきたいというように考えておるようであります。

基金やそのほかの積立金については、施設や整備等、そのときの資金にあてたいというふうに考えており、その場合は理事会、評議会の承認を得て実施していきたいというふうに考えておるようでございます。

以上でございます。

○教育部次長・教育課長 鈴木智久君

私のほうからは、町体育館の改修工事の内容等について、ちょっとご報告させていただきます。

現在のアリーナは、今現在のところ、コンクリートに1センチメートル程度のウレタンを張ってあるだけですので、利用者の方からはひざ、腰への負担が大きい、疲れやすい等の意見を多くいただいております。そこで、現在の館内のフロアをフローリングに改修をし、あわせて体育館倉庫、ここはキッズルームに、舞台を取り除き、体育館倉庫及び控室に改修し、全面的なリニューアルの計画を考えております。

また、その工事の期間でございますが、おおむね6カ月程度を予定しておりますので、その間、利用者の方にはご迷惑をおかけすることになるかと思いますが、ご理解のほういただきたいと思っております。

次に、予算ですが、これは概算で1億6,500万円程度を予定しております。

(「幾ら」の声あり)

1億6,500万円です。あくまでも概算でございます。

着工時期についてでございますが、これは補助金の関係で決定できたらというふうに考えておりました、ちょっと補助金について説明をさせていただきます。

体育館の改修に対しまして、国・県の補助金を探しましたら、ちょっとそれに該当する事業がございませんでした。ただし、そのほかの補助事業を模索しておりましたら、スポーツ振興くじでt o t oの補助対象の、地域スポーツ施設整備助成ということで、スポーツ施設等整備事業の大規模改修等に該当するということがわかりましたので、そこでこれを利用させていただきます、来年度に向けて申請をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○安心安全課長 岡村智彦君

3番目の質問ですが、蟹江町洪水ハザードマップについて、これで十分なのかという趣旨のご質問だと思いますので、お答えをしたいと思います。

平成21年に洪水ハザードマップの見直しを行い、今年度マップを町内の全戸に配布をさせていただきます。このマップは、河川がはんらんした場合に備え、町民の皆様が素早く安全

に避難できるよう、浸水の深さなどの情報を掲載したもので、これを配布しただけで安全が確保されたわけではございません。このマップで、避難所までの安全な避難経路をそれぞれのご家庭で確認していただくことが重要でありますので、町内会で実施される防災学習会などの機会をとらえ、町民の皆様にご説明をしたいと考えております。

しかし、今回の東日本大震災により見直しを早急に対処すべきところではありますが、このデータを参考に、公共施設だけではなくマンション、事業所など含め高層の鉄筋、鉄骨、コンクリートづくりの建物を避難所と想定し、記したものを整理し、また、防災マップの作成をと考えております。ただし、民間施設などを避難所とする場合、所有者や住民らの同意が必要になってきますので、そちらのほうもまた調整を進めてまいりたいと考えております。

今後、各町内会において、近隣の建物を対象に災害支援協定に関する協定をそれぞれ地区で進めていただくように一緒に調整をして、推進してまいりたいと考えております。防災マップにつきましては、平成14年に作成したものでございますので、早急に整理、調整をし、見直しを図り、また防災会議、嘱託員会など随時会議にて報告し、全戸配布できるように考えております。

以上でございます。

○9番 菊地 久君

淡々とした答弁でございますが、私の思いがなかなか伝わっていないと思いますが、まず1点目の町の総合福祉センターを本当につくろうとすると、今言ったような予算がありますが、思いきって町長は、24億かかろうが、30億かかろうが必要だからやろうという大胆な発想が、まずあるのか、ないのか。ないとするならば、現状の福祉センターの姿・形を見たときに、あれでいいのと思うわけ、いいんでしょうかね。例えば、老人福祉センターの今の利用ですね、中へ皆さん、なかなか行かれる方と行かれない方とおみえだと思いますが、どういうふうに使われとるのかなと。前はケア室があったとか、デイサービスだとかあったんですが、それはもうなしになっとるね、ないでしょう、今、あるの。なしにして、現在使っとるのは、ボランティアの皆さん方の事務所というような形で国際交流の人だとか観光何やらだとか、そういう事務所にお貸しをしておられるよね。だから、本当に老人って名前がついていいかわかんけれども、福祉センター的な気持ちでなしに、何か知らんけど壁の入った倉庫か何かみたい、何となく薄暗いような雰囲気だよ。だから、もっと何とかならないの、活用できないのと、必要性ないのと問いかけたい。

それから、あそこの本館の利用者の、例えば使い方で、おふろを10時から1時半までの使い方としては、各地にあります老人クラブの皆さん方の、使ってくださいという形で、昔はバスで来ていただいたんですが、バスをやめまして、おのおのが独自に来てちょうだいと。じゃあ、一体1日当たりの利用者数はどうなんですか、これは資料を私が求めたんですが、平均21人ですね。そして、21人の方がそこで食事をとって食べたり、懇談をしたり、カラオ

ケをやったりとかね、2階はそういうのがありますよね。そして、1時にはご無礼しますと帰って行かれるわけ。そうすると2階はもう空き部屋ね、何にも使っていないよね。そうでしょう。何にも使わずに、そのままずっと、1時以降は空いたままの部屋、空き部屋というやつね。それから、2時になりますと、下にはさっきも言いましたがふろがあるんですが、ふろを4時まで開放して、61歳以上でしたかね、お使いくださいという方が、大体1日に多くて68人、約70人ぐらいの方が、大体決まったような方がね、玄関で見るとわかるんですが、あの方がもうそろそろおみえになるな、一斉に来ようって大体近所でよう似た方がそこをお使いくださっている。それはいい、悪いは別にしてお使いなすっている。それがそのこの利用で、向こうの社会福祉協議会へ事務所があつて相談に来る人がやっとなる。ホームヘルパーも事業としてやっておみえのようですけども、いずれにしても、あの老人福祉センターについて使い方だとか、どうなのと一遍考えて見直す必要がありはしないか。要望もなきやいいでしょう。もうそんなものは今は必要もないし、何にもないで、あのままで結構だと思うなら、思うということで手も足も出さんでもいいし、つくらんでもいいし、ほっときゃええの。町民の要求や要望が高まってきたときに考えようかという後追的な考えか、積極的に今の高齢者対策や高齢者、高齢者だけでなしに老人、60以上が老人じゃないの、もうわしも70だけれども、老人とは自分思ったりやせんでね。老人言われるとむかつく、そんなことはええけれども、福祉センター、老人だけだと老人になっちゃうもんで、やっぱり福祉センターでだれでもが詰まって、おじいちゃん、おばあちゃん、それからお孫さんとかね、みんなが来て和やかにいろんな話をしたり、一つの家族が大きくなったような雰囲気のようなところが必要ではないかなというふうに、私はそういう思いがあるものですから。

弥富のような、28億もかけて立派なね、そういう福祉センターをつくれと言っても、多分財政上難しいと思つたら、今の利用を、場所があるんだから、あれをリフォームして、改修をして、皆さんの要求にこたえるためどうしたらええかという考え方が今ないとするならば、早急にご検討をして、こういうふうにしたらどうでしょうか、こうだということを進める必要があると私は思いますが、あなたはないか。ないならないで結構、ないと言ってください。それが1つね、あんたへはね。

それから、体育館の改修問題でありますけれども、これは5年前からやろうか、やろうかということで優先順位がいろいろあつて、体育館のフロアの床をフローリングに変えたい、それから体育館の倉庫をキッズルーム、それから舞台をとって体育館及び控室にして1億6,500万円ぐらいの予算でと、今数字で出とったんですが、それをという話で1年おくれ、ああ、待てよ、これやろうと思つたら職員の皆さん方の休憩室をどうだと、消防署のはしご車がいかに買おうかだとか、あれもあかに買おうか、それで買おうかということで、面白いもので、行政の優先順位があると思うんですが、町長の優先順位はそちらが優先であつて、皆さん方がいろいろスポーツになじんで、卓球や何かは、今本当に多いですよ。バレ

一はちょっと時代の変化で少し減っているが、卓球は多いんですよ、要望としてね。そういう卓球だとかスポーツを通じて健康を守っていくことによって、お医者にかからなくてよきや医療費も助かりますしね、国民健康保険で助かるし、だからみんなして生き生きクラブだとかね、いろんな講習をやったり、いろんなことをやるんですが設備はどうなのかなと。

愛西市の体育館やなんかは、すごいね、あれ銭ようかけておりますが、愛西市のある施設や何かでも、特によく使われているのは、何かスポーツやる、器具使ってやっと思ったのね、ああいうのがあると非常に喜ばれて、蟹江の人も大勢ござるとおっしゃっておりますが、やっぱり健康第一、それから人と人が触れ合う、スポーツを通じて交流の場だというのはそういう場所ではないかなと、そういう場所やところというのが何か置き去りにされとりゃせんかと。さっき言った福祉センターでも、何となくカビ臭いような感じで置き去りにされる。体育館のほうも置き去りにされるというと、一体蟹江の町政はどこへ重点を置いてやっつのかなと。金がない、金がないと言えば終わりか知りませんが、ない金をつくり出すのが町長の仕事だからね。

それから、先ほどあった、この例えば体育館などの、町が全額でもってやれるという財政があればやるけれども、例えば補助金を頼りにしてやろうとすると、先ほどの課長の話じゃないが、スポーツ振興くじ助成金を頼りにして、スポーツ競技施設の大規模改修というやつを、例えば俎上に乗せてくれてね、補助金をくれると。例えば、計画どおり80か90か知りませんよ。来れば一般財源使わんでやれるものでありがたいよね。だから、それはいいですよ。しかし、申請をしても、今のこのような時期だで、ノーだと言ってくれなかったときにはまた1年おくらすの、どうされるの。だから、それはくれるということを前提に進めるのか、町税を1億6,500万円使ってもやるんだと。ことしはどうも霽困氣的になかったら、来年の当初予算にはやりましょうと。町長もちょうど2期8年の、来年終わりのなもので、そのときにお約束したことぐらいはきちんと果たしてもらいたいという思いもありますので、補助金が来るとか来ん別にして、体育館は多くの人にもいろんな面でお約束をして、やりましょうねと。で、皆さんもやっつとる、ああ、うれしいわ、ありがたいわ、いつやってくれるの。ああ、またうそばっかと、こういうふうになっちやいかんわけね。

だから、最後の、やっぱり気持ちとしてでも1億6,500万円、予算を一般財源使ってもやりましょうと。そして、さっき言った体育館の倉庫のところ、新しい言葉ですがキッズルームというの、子供さんたちを、愛西市だと親水公園のところだと親子ふれあいの場と書いてある、名前がわかりやすいの。ああ、親子ふれあいの場であって、そこで食事もやれるって、今、体育館の中では食べられんもんですから、どうぞお食事はここでとかね、そんなようなところがほしいんじゃないかなという利用者の要望に沿って計画はされとるというふうに思いますが、中身についてはさほど私もよくわかりませんので、どうあれ何年も何年も練りに練って、ことしは、ことしは、ことしはと言っただまされ続けて5年とかいうのは余り面白

くもないもんね。やっぱり約束は最低でも3年で果たさないと、うそばっかこいてと言って町民から批判をこうことにならせんかと思しますので、もう一度この、来年なら来年でいいでしょう、来年1億6,500万円かけてでも、補助金が来なくても一般財源でもやるという腹を固めました。補助金がもらえるとするならもらえるように、運動すればええんです、運動して、来たらありがたいということで、来るように運動せないかんわさ。思いついたようなことを言っとったらいかに前にもらったんだから、ちょこつとでもね。だから、引き続いて運動せないかんの、運動を。忘れられちゃつとる。だから、まあそれはいいですよ。これはこのところで政治的に話を、皆さん力あったら言えばいいんですよ。何しろ蟹江はやるんだって、補助よこせというぐらいの勢いで、特にスポーツ、サッカーだとかね、盛んな蟹江なんだからね。だから、ぜひ売り込んでいただいて、補助は補助でふんだくる、ふんだくるじゃなくていただく。なくても一般財源でもやるという決心が固まるかどうか。きょうこの場で「はい、わかりました」と、「おっしゃるとおりやりましょう」と言って、課長なり、課長が言っても町長あとでいかに、町長が「わかった」と、「おお、そうか」と。「来年予算組んだら文句ねえだろう」と、こう言って最後に言ってもらうと事は早いよね。そうでしょう。だから、ひとつその辺についてもお尋ねをしておきたいと思うわけです。

それから、蟹江町の洪水ハザードマップが、多分7月から全町民にお配りになるんですが、このときは津波の問題というのは想定外でありますので、大きく取り上げていないんです。これは、蟹江町だけでなしに愛知県だってそうだし、名古屋市だってみんなそうですよ。でも、言われとるときにどういう着眼点でこれにどうしていくかという声が上がってこないと後追い政策になっちゃうものですから、これについてせっかくこれから改修をしたり、こういう町の施設をこのように思いがあって、これだけ何しろ全部ね、避難所と書いてあるところは、ハザードマップの中に書いてあるんですよ、色を塗ってある。だから、水も、1メートルのところは青色だとか、黄色とか、そういうものが出ますので、それを見ながら安心・安全の町、水に強い町、洪水に強い町、津波にも強い町、こういうまちづくりのためにもこうしたいと、そういう思いをぜひお聞かせいただくと大変ありがたいと思います。

では、1番目のやつね、もう一度お尋ねします。蟹江町総合福祉センターの建設計画はあるのか、ないのか、これが1点。

2つ目、今ある福祉センター、憩いの家等々を総合的に考えた改修工事等で、ひとつ考えていこうという気があるのか。このまま放置をしておくのか。そのことについて再度これはお尋ねをしたいと思います。

○議長 黒川勝好君

この1点でいいですか。体育館のほうはよろしいですか。まとめて町長のほうから。

○町長 横江淳一君

それでは、たくさん質問いただきましたので、また答弁漏れがありましたらおっしゃって

いただけるとありがたいと思います。

まず、菊地議員、イエスカノーかが大変お好きでありまして、たまたまその、今ここでどうだと言われますと、非常にファジーな答えになるとまたお怒りになられるので、非常に困ったなど、今一瞬考えておりますが、まず一つ、総合福祉センターの件であります、今の現状を担当が今申し上げました。私も昭和57年にこの施設ができて、なおかつ分館が平成3年、そして平成6年に改修をした、これすべて町長就任のときにすべての公共施設を見て回りまして、これからの改修計画等々について長期的なビジョンをつくらせていただきました。その中に、あそこの福祉センターの改修は一番に、実は入れさせていただいた施策の一つであります。ただ、形としていろんな形で、例えば川の駅構想だとかいろんな構想の中に紛れてしまっておったものですから、実際は議員の皆様についていつやるんだよということは、まだ一度もお示しをしてございません。ただ、きょうこの場所で、じゃあやる、やらんということだけは、ちょっと実は控えさせていただきたいというのが1つあります。

ただ、2番目の質問にあります、じゃあこのままでいいのか、カビ臭い状況でどうのこの、云々言われました。これではこのままでいいとは思っておりません。実際もう配管、それから温泉の給水管も含めてでありますけれども、完全に老朽化が進んでおりまして、今、漏水もしております。毎年毎年100万円単位の営繕費を使っておりますので、これについてはどこかで歯どめをかけなければいけない。そして、湯の権利も東放企業さんからうん百万円というお金を出して町民の福祉に寄与しているわけでありまして、このことにつきましても本当に貴重な町民の税金でありますので、どこかで歯どめをかけなければいけないということもございます。

それで、冒頭ご質問いただきました社会福祉協議会のことも含めまして、これは総合的に考える必要があるというふうに考えております。今現在、使用状況について、本館が単位単位の老人クラブ、そして昼からはご自由にとということで、なかなか使い勝手が悪いという意見も聞いております。一つだけご理解いただきたいのは、巡回バスにして幅広くお使いできるようにした。これだけご理解いただきたいというふうに思っています。で、分館のほうが、実は1日400人ぐらい入ってまして、これもまた、今、60歳以上の方が、蟹江町実は1万人を超しております。そういう状況に対応するには、2つ今ある施設を、3,000万円弱のランニングコスト、人件費も含めて、営繕費も含めて、湯の権利も含めて今かかっておりますので、これを何とか一つにしたいという計画は持っております。これが建築計画になるか、ならないかは別でありますけれども、早急にこれは対処していかなくちゃいけない内容だというふうに思っておりますので、まずご理解をいただきたい。

それで、これは2年前になりますけれども、デイサービスのアサヒサンクリーンさんが撤退をされまして、今の作業所がそのまま残っております。これについては、今使うことができませんので、早急に取り壊しをして駐車場の便利を図りたいということで今年度予算を上

げさせていただいております。今、基本設計を進めておりますので、もうしばらくお時間をいただけるかなというふうに思っております。これは、その後来ます体育館の問題にもかかってまいりますが、総合福祉センターについては改修もしくは建てかえ、この議論については早急に進めなきゃいけないという考え方は持っておりますので、もうしばらくお時間をいただくとありがたいというふうに思っております。

体育館の問題であります。平成19年度、確かに町長就任以来、あの体育館の改修計画、先ほど言いましたように、やるべきこと、それからもうちょっと先に置くべきことをきちっとフローチャートにまとめさせていただいております。そんな中での優先順位の高い順ということで、まずは皆さんの安心・安全のための庁舎の改修、耐震、そして消防署、それからまずは小学校、中学校の校舎、それから保育所、この改修について優先順位を決めさせていただきました。そんな中で、体育館も優先順位の高い順にあったのも菊地議員にもご説明差し上げました。たしか、議員の議長の時であります。私がバレーボールだったのか、ソフトバレーだったのかちょっと記憶が薄いんですが、改修計画を持っておりますのでよろしくという話をしたのもちゃんと覚えております。決してうそをつくつもりではございません。

ただ、先ほど言いましたように、食堂を優先したとか、そういうことではありません。職員の食堂については、これはもう住民の皆様方から大変不評でありました。口を動かしながら対応するとは何事だと、もうえらいお叱りをいただいたのも事実でありますし、我々としてもその計画を一日も早く進めていきたい。倉庫の耐震も含めて、これもやったわけありますので、これも優先順位に入っております。ただ、体育館をないがしろにしたわけではございませんので、たまたまどうしてできなかったかというのは、実はNO_xの関係で、その当時は40メートルはしご車、これが、蟹江町では10メートル以上の建物が海部郡で一番多うございます。ライオンズも含めて、それからグリーンハイツ、何かあったときに10階以上の建物が多うございますので、40メートルはしご車の必要性は十分あると認識しております。そんな中で、NO_xに引っかかってしまいました。どうしてもこれははしご車を買わなきゃいけない状況になりまして、ご存じのように5つの本部があります。何とか車両を融通していただいて、消防協定で応援できないかというふうにお問い合わせをしておりますが、どうもそれもうまくいかずに、独自で整備をしてくださいということでもございましたので、議員各位の皆様方にご理解をいただいて議決をいただき、35メートル屈折はしご車を1億4,000万円という大枚、貴重な税金を使わせていただきました。大変そのことについて、先送りになってしまったことに関しては大変申しわけなく思っております。

そんな中で、先ほど来1億6,500万円という金額が一人歩きをしておりますが、まだまだこれは平成19年に計画をいたしました金額でございます。まだしっかりと精査をしておりますが、いろんな状況の中で蟹江町の施策は貴重な税金を使うわけありますので、できる

だけ補助金対象にあるものをきっちりと選んでくださいということで職員には通知をいたしております。

そんな中で、先ほど言いましたt o t oの補助金があるということ。これが1億円が限度で交付されるということを聞いております。ですから、来年度に向かってこのことについてやりたいということは、もう昨年度、実は担当者とは話をしておりました。そんな中で、今回の東日本震災、これがございまして、若干、ひょっとしたら計画が狂うんではないかというふうな危惧をしておりますが、我々としては避難所のこともございます。そのことも含めて総合的に勘案したところ、来年度について、これは優先順位が高いところへ持っていきべきじゃないかと、そういう話し合いをしている矢先に、菊地議員から大変タイムリーな質問をいただきました。何度も言いますように、バレーボール、それからバドミントン、それからニュースポーツ、たくさん今使われております。多分、改修計画をいたしますと6月から8カ月ぐらい使っていただくことができません。その間の代替施設も我々考えなきゃいけません。で、代替施設で一番優先順位が高かったのは、ご存じのように福祉センターの施設内にあります勤労体育館であります。あるいは国から譲り受けをいたしまして、今、耐震・防水を施して、生涯スポーツ、いわゆる総合型地域スポーツクラブ、蟹江いきいきスポーツを昨年度からスタートをさせていただきました。そのクラブハウスもすぐそばにありますので、あそこも日中大変たくさんの方に使っていただいておりますので、あそこをどう活用するのが1つ。それから、避難所でも使われております中学校の体育館、それから各種学校の体育館も利用させていただきなきゃいけないのかなど。旧蟹江高校の体育館も使わせていただければいいと思うんですが、耐震が十分ではございませんし、屋根の雨漏り等々がございます。そのことを考えますと、さてどうしたものかということで思案をしておるのは事実であります。ただ、先ほど来から言うておりますように体育館の改修、避難所のことも含めてやっていかなきゃならないというような優先順位の高いところにあることだけのご理解をいただきたい。できるだけ来年度に向けて再検討をさせていただく、今、やっている最中でありますので、今、担当からるそれは、はしりでありますけれども、さわりでありますけれども説明をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

ハザードマップにつきましては、先ほど全員協議会では先般説明をさせていただきました、7月にお示しをいたしました、国も県も今見直しをしております。2年ぐらいかかるんじゃないかというふうに言われておりますが、25年度を目途に、今そのハザードマップの作成をしておりますが、それぞれ4市2町1村の海部郡の首長同士では、まず津波の心配もございましょう。ただ、もう一つ液状化の問題もありますので、この6月28日に海部郡の町村会、たまたま先ほど来言っておりますように町村会長をさせていただいておりますので、代表してある市へ視察に行つてまいりたいと思つております。これもハザードマップ、それから安心・安全マップも作成しておみえになるようでありますので、しっかりと参考にさせてい

ただき、この地域の液状化の問題、それから堤防が破堤したときにゼロメートル以下のこの地帯をどう守るか。そして、どう皆様方にそれをお知らせするかということにつきましても早急に指針をお示ししたいなど。ただ、今年度中にそれができるのかどうかというのは、大変、ひょっとしたら難しい問題になるかも知れませんが、できれば早い時期に、我々この海部郡内だけでもきちっとお示しをするべく、首長同士が話をさせていただきたいなど、こんなことを思っておるわけでありませう。

以上、ご説明をさせていただきますが、答弁漏れございましたら、またよろしくお願ひいたします。

○議長 黒川勝好君

あと、残り5分あります。

○9番 菊地 久君

町長の力強いお言葉をいただきまして、期待をいたしております。

そこで、体育館のほうはそういうことですが、福祉センターの関係についてどうも歯切れが悪いんですが、現在の福祉センターの、例えば2階の利用の仕方でもそうですが、1日10時から1時にはお帰りになるんですが、20人なんですね。20の方が、クラブによって多いときも少ないときもあると思いますが、来て、食事をして、カラオケもやるかどうかわからんけれども、もうそれ以降は空き部屋なんですよ、空き部屋。片一方では、待ってましたとばかりに2時になると一般の方が下のおふろへ、自由にパーっと、毎日60人ぐらいおみえになるとかいうことでありますので、もう少し勉強していただいて、各担当者がこの利用価値何なの、ガイドボランティアの部屋の事務所で使ってもらったほうがいいのかな、国際交流の事務所でいいの、じゃあ、事務所はあるけれども、毎日人が詰めとるわけじゃないのよね。本当にそこがいいのといったときに、老人福祉センターに行ったときにぱっと見ると、何だったのこれはと。たまたま空いとったからそれ使わせとると、こういう雰囲気、本当に老人の福祉だとか総合的な福祉の基本的な考え方の、センターという役割というのを忘れとりゃしないのかな、そう思えてなりませんので、今のままの福祉センター、新設はどうも難しければ、新たな拠点ではなくて結構であります、本当に拠点にふさわしいような、中身が充実するようなことを少し真剣に検討をしていただきたい。今のままの考え方では不十分でございますので、また改めて別の機会に、今度9月の決算のときに改めてしっかりとさせていただきますので、きょうのところはこんな考え方では不満だというだけをおし上げて質問を終わります。

○町長 横江淳一君

答弁は求められておりませんが、ちょっとつけ加えさせていただきますが、決して十分だと私は言っているわけではございません。多分、菊地議員も十分おわかりになってしゃべってみえると思うんですが、それぞれのクラブ単位の皆様方の使い勝手のいいようにと

いうことで、今お示しをさせていただいております。まさに余っている部屋というか、使っていない部屋はたくさんあります。このことにつきましても、今、たまたまガイドボランティアの皆様方、そして国際交流の皆様方にもお使いをいただいておりますけれども、お望みとあらば使うことも十分可能であります。ただ、そんな中で、先ほど来ちょっとお話しされたと思いますが、自由にと言われますと、例えば飲酒をされて階段から落ちられて大けがをされた方があったとか、そういうことが実はあったもんですから、我々としてもちょっと規制をさせていただいたという事実もございます。それと、総合福祉センターを考えていないわけではございません。先ほど来言いましたように、社会福祉協議会のあり方も含めて、これからは早急に考えなきゃいけないというふうに思っております。ですから、まずクラブ単位の長寿会の皆様方と使い勝手の問題でお話をすることが1つ。それから、2時から一般の方に、60人という限られた人数しか何で使っていないのという質問も多々いただいているのは事実であります。分館のほうに集中して、分館の浴槽、それから排水施設が相当老朽化していることも十分理解をして、私も今この施策に当たっているわけありますので、このことにつきましては、もう今現在担当者のほうでいろいろ詰めておりますけれども、福祉センターの改修につきましては、利用勝手も含めまして早急に詰めていかなきゃいけないということを思っています。これがいつまでだと言われると、歯切れが悪いということになるかもわかりませんが、最高責任者としてきちっとした対応をとらせていただき、皆様方にお示しをさせていただきたい。

以上でございます。

○議長 黒川勝好君

以上で菊地久君の質問を終わります。

少し早いようではございますけれども、暫時休憩といたします。

(午前 11時35分)

○議長 黒川勝好君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 黒川勝好君

質問3番 伊藤俊一君の1問目「JR蟹江駅北側の開発に伴い、行政のなすべきことは何か」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお入りください。

○6番 伊藤俊一君

6番 伊藤俊一でございます。議長のお許しをいただきましたので、「JR蟹江駅北側の開発に伴い、行政のなすべきことは何か」と題しまして質問をさせていただきます。

JR北の開発につきましては、私が20年6月議会と9月議会で質問をいたしました。東郊

線のJRの踏切についてでございます。現踏切には平成4年9月に新設され、新設に当たり事前にJRと3種類の書面、協定書、覚書、確認書の3つを交わしております。このことは20年6月議会において協定書、覚書、確認書を参考に質問をさせていただきました。

まず、協定書で大辻踏切道並びに八島踏切道廃止に伴う東郊線踏切道新設工事の施工について書かれております。現在の踏切を開くに当たって、新設踏切道の工事費が約1億円の負担や、踏切内の用地の処理などについて記載されたものでございます。

確認書では、東郊線踏切の新設は同踏切で計画されている立体交差化までの暫定的な措置であることを確認した書面でありますと、当時の産業建設部長、現河瀬副町長の答弁でもございました。また、立体交差化の実現には、用地の確保から工事完了までクリアしなければならない多くの課題と莫大な費用を要する事業でありまして、今の段階で具体的に期限を決め、本格的な事業への姿勢を示すことは非常に難しい状態でありますとの答弁をされております。

このようなことで、ニッセン跡地にパチンコ屋ガチャポンができ、大型店オークワができる、そしてJR北側にヨシヅヤが移転をするとなると、東郊線は今でも渋滞をし、踏切を渡る自転車、歩行者は危険すぎる踏切であります。これ以上車の通行量が増大すれば、パニックになることは間違いないことから、質問をさせていただきます。

質問の1問目でございます。東郊線JR踏切について、蟹江町とJRとの協定書、覚書、確認書について、20年6月議会、9月議会で質問をいたしました質疑応答に対して大筋の確認をしたいと思っております。

1つ目といたしまして、覚書による大辻踏切道並びに八島踏切道廃止に伴う覚書であるけれども、八島踏切道の除却時期については、今須成線の今跨道橋が完成後速やかに除却することになっていると理解をするが、それでよろしいのか。まず1点目お尋ねをいたします。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

八島踏切道除却時期について、今須成線の今跨道橋が完成後速やかに除却することになっているが、その理解でよいかのお尋ねですが、平成3年9月25日にJR東海旅客鉄道株式会社と現踏切の開設に当たって、先ほど議員が言われた協定書、覚書、確認書の3通を交わしています。この覚書の第2条中踏切道の除却について、八島踏切の除却時期については、「今跨道橋の完成後速やかに除却できる」と明記してありますので、その理解でいいと思っております。

以上です。

○6番 伊藤俊一君

そういう理解でよいということでありませぬ。

東郊線の踏切と、これは全くこういった問題については切り離して、拡幅について考えてよいのかどうか。これについても追加でご質問いたしますが、いかがですか。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

はい、それでいいです。

○6番 伊藤俊一君

はい、わかりました。

小さい2番であります。今須成線につきましては平成5年に着手をいたしまして、いまだに先が見えてこない。須成地区におきまして、既にお買収が終わっております。今地区においては先が見えてこない状況であるが、この完成のおくれが、JR側にすれば東郊線踏切の拡幅に悪影響を与えているのではないかとこのことを思うわけではありますが、いかがでございますか。

○産業建設部次長・土木農政課長 西川和彦君

今地区の買収が進んでいないので、拡幅に悪影響を与えているのではないかのお尋ねですが、先ほど申しました協定書、覚書、確認書の書面では、東郊線の新たな踏切開設と現存する2つの平面踏切、大辻踏切と八島踏切の除却について明記してあるもので、東郊線の拡幅に関する記述はございません。

そもそもJRとして、東郊線踏切に関しては拡幅を想定したのではなく、高架化の実現で現踏切の除却を想定したものであり、その実現に向けて町の積極的な対応を望むという姿勢であります。3通の書面の中で、今須成線の整備に関する表記は、覚書の今跨道橋の着手と八島踏切の除却に関する記述のみであり、これも今須成線の整備進捗と東郊線踏切との関係に関連づけたものではございません。

以上のことから、今までJRと進めてきました踏切拡幅の交渉に今須成線の整備のおくれが影響しているとは考えません。

以上です。

○6番 伊藤俊一君

また後で、その辺のこともまた質問いたしますけれども、小さい3点目、東郊線のJR踏切につきまして、蟹江町とJRとの確認書によりますと、立体交差化までの暫定措置であるとはっきりと記載がされておまして、平成20年6月議会での答弁は、当時産業建設部長で現河瀬副町長が、「東郊線踏切拡幅に関してはJRとの協議において立体交差化に対する町の姿勢を示すことが重要なポイントだと考えております」と答弁をされておられますが、どのような姿勢を、今後JR側に具体的に示していかれるのか、お聞きいたします。

○産業建設部長 水野久夫君

それではお答えいたします。

立体交差化の実現に向けて、JRへの進め方、姿勢のお尋ねでございますが、実際、現在では立体交差化の事業を具体化して、事業計画等をお示しすることが非常に難しいことでございます。今までのJRとの交渉におきましては、現在、駅北地区で進められております区

画整理事業に関連した都市計画道路の用地の確保、あるいは一昨年ぐらいに行いました本町5丁目での交差点改良事業に関連して、交差点から北側部分を少し部分改良いたしました。また、これらに引き続きまして、今後さらに北側のほうへ用地を拡幅するべく測量業務の着手を今後予定していかなければなりません。こういった内容のものを予定しております街路事業の先駆けとしてとらえていただけないかということで、JRのほうには交渉を進めてまいりましたが、実際こういった内容でJRのご理解を得るには至っておりません。これ以上立体交差化を具体的に示すことが困難であります。そういった現状の中では、以前、議会の答弁でも申し上げましたが、今までとは違った視点、観点でもって拡幅についての交渉を進めていく必要があると考えております。

○6番 伊藤俊一君

なかなかこの問題については議論が尽くせないといいますか、JRからいい答えをいただけないということがあろうかと思えますけれども、このままですともう大変な状況だということは想像しても想像し切れないほどの状況が先にあるという中で、この立体交差化はそれはもう何十年かかるだろうというようなことだと思いますよね。そうすると、JRがそれを、ほかのあの手この手で町長が一生懸命交渉されて、結果としていつになったらこの拡幅が可能なのか。立体交差化はさておいて、拡幅だけでも何とかせんことには、これ開発は進む、新しい店舗はできる、そういう状況の中で、いやまだ努力が足りませんけれども、これから努力をいたしますということでどんどんその地域に開発が進み、パチンコ屋だとかオークワだとか、また甘強さん後にはYストアができると、きょうもいろいろ資料いただきましたけれども、そんな状況でほっといていいのか。先が見えてこない。何とか地域の皆さんに、少しでも明かりのみえるような状況をぜひともおつくりをいただきたいなど、そう思うわけでございます。

小さい4つ目ではありますが、JRとの交渉をスムーズに進めるためにも、立体交差化の具体的な方針を示すこと。これは何年かかるかわかりませんが、そういった具体的な計画を示すということも大切だと思いますし、八島の踏切を廃止する、それともほかに考えるとしたら、蟹江川の堤防の踏切の廃止をする以外、答えは見つからないのではないかというふうに私自身思うわけでありましてけれども、これには無論、地元の方々の理解、当然でありますけれども、そういった努力が必要であろうと考えるわけでございますけれども、その辺のところいかにお考えかお聞かせをいただきたい。

○産業建設部長 水野久夫君

最近のJRとの交渉の内容を少しお話ししますと、一番最近ではことしの初め、1月23日にJRと協議を行っております。長い協議の中、なかなか、もともとの今ある踏切が立体交差化までの暫定踏切というところでの位置づけだったものですから、なかなかその溝がJRと埋まらないというのが協議の中の状況でございました。

その進展が見られないこと、それから高架事業が非常に、今議員が言われますように高架の実現は非常に難しいのではないかと。こういったことはJ Rと私ども双方が認識をしておることでございました。

1月に行いましたJ Rとの協議の中では、新しい見方として現行の都市計画道路の見直しはどうか、できるのか、できないのか。あるいは既存の踏切が廃止できないのか、それは、今残っておりますのは、先ほど次長も申しました、当時は大辻踏切と八島踏切という2つの踏切が協定書の中で掲げられておりましたが、大辻踏切は既にもう廃止して、ございません。で、現存で残っておる踏切といいますと八島、もしくは蟹江川の左岸の踏切でございますが、こういった現存する踏切を廃止することができないのかというようなことについても話が出されております。都市計画道路の見直し、既存踏切の廃止、これらいずれも、実現に向けては非常に困難な要素を抱えておりますが、特に既存踏切の廃止となりますと、これは地元の住民の方々、とりわけ現踏切を利用されておられる方々のご理解を得ないと実現には至らないわけでございます。

しかし、最近の協議の中で、どこかの踏切を廃止して拡幅の道を見出すというような方向も出ておるのも事実でございますので、今、議員申されますように、例えば、廃止以外に方策が見つからないということであれば、町としましては地元への説明を行って、住民の方々の理解をいただけるように努力をしてまいります。

以前に、この現行の蟹江川踏切でございますが、こちらの踏切の利用状況を実際に調査した経過もございまして、持っておりますデータが10年以上前のデータでございまして、非常に古いデータとなっておりますので、必要があれば、また再度そういった調査等も実施するなどして、住民のご理解がいただけるように説明をして、努めていきたいと考えております。

○6番 伊藤俊一君

多少でも前に進むような答弁であります。いずれにしても、こういったことを具体的に、早急に進めていかないと、もう踏切の拡幅の工事に当たっても相当日数もかかるし、もう待ったなしですよ。本町5丁目の改良がやっと済んでいい形になった。幸いというか、工事がおくれている。それだけにまだ混雑がそれほどではないという状況でありますけれども、もう店ができたらくちゃぐちゃですよ。その前にある程度の形、整備ができないと、大変な状況になってからこれは大変だ、整備をしようといったって、またそれ以上の混雑ができる。そんなようなことでは、実際何のための開発か、何のための企業誘致かというようなことになるわけでございますので、ぜひとも一日も早く具体的に調査をするなり、J Rとの交渉で結論を出して方向を見出すというようなことをぜひともお願いしたいわけでありまして。

2問目であります。

東郊線と天王線との交差点の改良についてであります。今まででも危険な交差点であるが、J Rの北の開発が進み、ヨシヅヤが移転することが決まっておるのに、J Rの踏切の拡幅

は時間がかかる、東郊線と天王線の交差点の改良はめどが立たないとなると、JR 駅北開発をされても交通渋滞が起り、危険な地域となるだけで、特に藤丸地区及び須西学区の住民の方々はお困りになるだけ、何の発展する展望が見えてこない。よい手法が模索できたのか、この辺についても具体的に何か妙案があれば教えていただきたいなと思います。

○産業建設部長 水野久夫君

ご指摘の路線は町道であります東郊線、街路名でいきますと七宝蟹江線、それともう一本の、藤丸団地の北側でございます、こちらも街路でありますが天王線、この整備の完了時点におきましては両路線とも広い道路となり、歩道も有しておりますのでいいんですが、ただ現状はといいますと、2本とも7メートル前後の道路でございます、歩道もついておりません。特にここの交差点に北側から進入する車が西のほうに右折をしようとした場合には、後ろにいる直進車の進行が妨げられるということもございまして、信号での1サイクル当たりでございますが車両の滞留を招いてしまうというのが見受けられます。

こうした実態を危惧されたご質問でございますが、現状では交差点の北側、西側にも東側にも家屋がございまして、新しい用地を確保しないと右折の車線を設けるといった整備は不可能でございます。しかし、今、議員申されますように、駅北地区で進められております区画整理事業の完了、あるいは周辺の土地利用に今後大きな変化が見受けられるのも事実でございます。この交差点での車両の対流に対しまして、何らかの対策を講じていかなければならないと感じておるのも事実であります。

単純に交差点での右折を禁止するといったようなソフト的な対策も含めまして、計画されております街路事業、すぐさま街路の全体の事業を進めるということは無理でございますが、本町5丁目で行いましたような、例えば交差点部分のみをとらえて、その部分をピンポイント的に改良をすることができるのかどうか。こういった際にも、いろんな国の補助制度、県の補助制度等の活用がうまく活用していけるのかどうか、そういったことも含めながら関係機関との調整を図って検討を進めてまいりたいと考えております。

○6番 伊藤俊一君

検討していただくということですが、本当にここも待ったなしの交差点。いわゆる天王線の南側の東と西には田んぼがございまして。この田んぼを何とか確保だけでも先にされないと、もう街路だなんだと言いながら、それは何年かかるかさっぱりわからんような、話だけでなかなか難しい。今、特に急がなければならないのは、東郊線の交通渋滞をいかに避けるか。危険な道路とさせないためにも何とか改良を急いでほしいということ、本町5丁目の交差点からずっと北に対して申し上げておるわけでありまして。特にJRの踏切の拡幅も重要であります、この柳瀬の交差点も特に重要なところでございます。ぜひとも、そういった意味におきまして土地の確保ができるのか、できないのか。まず、町長どうですかね、この問題につきましては、お尋ねをしたいと思っております。

○町長 横江淳一君

この件につきましては、伊藤議員から再三質問が出ておるのも承知おきをいたしております。その近辺に幼稚園も実はございまして、地域の方から大変危ない交差点なんで、何とか改良をということの要望もいただいておりますのも事実であります。先ほど来、JRの東郊線踏切の拡幅の問題も含めて、これは一体的に考えていかなきゃいけない問題だということももう重々承知をしております、今も建設部長がお答えをさせていただきましたが、今、これやっている最中でありまして。ただ、先ほど来から言うておりますように、南側の拡幅を仮にしたとしても、交差点の右折ラインがどのようにとれるのかな、このこともちょっと勉強しなきゃいけないこともありますし、実際地権者との話し合いが今できているかということ、全くそれは進んでおらないのも事実であります。ただ、これから計画を立てるという段階で、ちょっと遅いんじゃないかというご指摘も今いただいておりますが、十分理解をさせていただきます。

再度これ、交差点の安全も含めて何が一番できるか、できることからやっていくというのが基本的な考え方にあるわけでありまして、東郊線の拡幅も含めて、踏切の拡幅も含めて同じラインに乗っているというふうに私は考えております。先ほど来からいただいておりますヨシヅヤさんの北に対する移転、そしてニッセン跡地の開発も、もう今進んでおります。飛躍的に交通量がふえるのも十分理解できるわけでありまして。そういう意味で、JRとの交渉も常に進めながら、私も担当者に急がせておるわけでありまして。そういう意味で、もうしばらく時間をいただけるとありがたいと思いますし、地権者との話し合いも、もしも可能ならば、その前に交差点としての機能が十分達するようなことができれば、早急に考えることも視野の中に入っておりますので、もうしばらくお時間いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○6番 伊藤俊一君

ありがとうございました。危険は本当に、どなたが見てもご承知のとおりでありまして、本当に早急に、この件につきましてもお願いがしたいと思います。

3問目であります、藤丸の中央線の整備についてのお尋ねをいたします。藤丸中央線につきましては、東西の側溝にふたをするということになったわけでありまして、これで整備は終わりなのかどうか、お尋ねをいたします。中央線の整備でございます。

○産業建設部長 水野久夫君

側溝のふたの設置についてのお尋ねでございますが、この工事は町内からご要望いただいたものに対して対応したものでございます。このふたを設置するかどうかという工事の実施に当たりまして、議員のお話にもありますように、藤丸中央線、これ都市計画道路として設定されております。この計画に沿った中での対応を検討し、なおかつあわせてふたをとることになりますと、現地にふたのかかるのが非常におくれてまいります。ところが、通学路

であり、あるいは周辺にお住まいの方からしてみると、ふたがないということに対して非常にご不便を感じておられ、また、転落というような安全面の問題もございますので、今回実施を予定しておりますのは、まずは現行の側溝にふたをかけるというだけで、このふたかけをもって予定しております藤丸中央線の街路計画そのものが完了したという意味ではございません。街路計画はそのまま残った状態でございます。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

終わったわけでないということではありますが、言ってみれば、この件については、中央線の拡幅はもういいと、藤丸の町内会長がとにかく嘆願書をつくって、町に対して持って来られるようでありますけれども、そういったことも考えますと、ふたをして、一応危険はそれでなくなると、これからはヨシヅヤもできて交通量もふえる。やっぱり歩行者が側溝にふたがないと危ないというようなことも考えて、これは街路に沿ってなかなか進めれんなどというように、今になって側溝にふたをします。当然こんなことはもっと早く、あの本町のあの道路については、中央線についてはふたがかかってもええところなんだ、実際は。だけれども、タイミング的にそういった開発が進みながら中央線の問題が出てきたということで、まあ、ふたをかけておこうと。まあ、いずれにしても拡幅は将来的にはなかなか難しいだろうというようなことを思うわけでございます。

しかし、側溝にふたがかかるということはありがたいことだなというふうにも思いますので、特に中央線の乗り入れの車も、当然これからふえてまいりますので、ぜひとも危険のないような対策もこれから考えていっていただきたいなど、そのように思います。

4問目でございます。JRの蟹江駅北側の改札口の全面的な開放が急務でございましたけれども、3月の施政方針において、JRとの度重なる協議の結果、北口の改札設置は断念せざるを得ない状況となりましたと、町長から施政方針をされました。一部でありますけれども。これは、大変重大なことを施政方針で述べられたな。特にJR北の住民にとっては、まだまだ皆さんご存じのない方が多いわけでありまして。改札がもう断念せざるを得なくなったと、本当に悲しい問題であります。JR北の開発が進み、ロータリーができて、今になって改札は無理だ、2,000人規模でJRの北に人口がふえる、そんな中でどうするんですか。開発はおくれますよ。土地を買う方がなくなりますよ。それは名古屋市合併だとかいって話がいろいろと出てくるかもわかりませんが、私はとにもかくにも、そのJRの北の改札、あきらめてはならんというふうに申し上げておきたいのでございます。

それ以外の手立てがおありなのか、あるならお教えをいただきたい。これはどうですか、町長。

○町長 横江淳一君

3月の施政方針演説の中で、事実を述べてしまったわけでありましてけれども、実は、度重

なるJRとの話し合いの中、非公式が1回、公式が2回でありましたけれども、広範囲にわたって、先ほど来いろいろうちのほうから説明をさせていただいております踏切の撤去の問題も含めて、拡幅の問題も含めてJRサイドとお話しをさせていただいた中で、最後まで納得をいただけなかったのがJR北側の改札口の件でございます。今現在、ご存じのように、早朝時間につきましては自動改札が行われております。その件につきまして、町としても若干の人件費を見ることも今後視野に入れながら改札口をとということのお話しを再三再四申し上げましたが、その時点で全く受け付けていただけません。今、議員ご質問いただきました、じゃあ、断念しちゃったのかと、残念じゃないかと。これから人口規模もふえる区画整理事業をやって潤沢な都市計画をやったのにということではありますが、決してあきらめているわけではございません。先ほど来から言うておりますように、東郊線の踏切の拡幅、それから住民の皆さんのご意志を尊重して、もしもご納得いただけるんだったら、いずれかの踏切を撤去し、仮に拡幅ができるという約束ができるならば、それと同時に北側に商業施設ができ、なおかつJRの跨線橋までの話を持って行けるんじゃないかと。といいますのも、JRの話と同時に、実は近鉄のエレベーターの話を、私は町長になってからずっとやってまいりました。そのときにも近鉄サイドは、最初はノーでありました。4年間かかって、やっと本当に皆さんの期待に沿ってできるようになり、近隣の人に大変喜ばれているわけでありましてけれども、このことにつきましても決してあきらめているわけではございません。夢は必ずかなうというふうに思っておりますが、無理な夢を皆様方にお話ししてもだめだということで、とりあえず施政方針演説の中では、駅の北の改札口については、今の時点では断念せざるを得ないと、そういう言い方をさせていただきました。ただ、再度申し上げますように、それを決して、改札口ではなくて別の形として、南北の流通の施設、跨線橋を含めてそういう考え方をこれからJRと話しに行くことについては、決してあきらめているわけではございませんので、何とぞそここのところだけご理解をいただき、また議員にも、地域の皆様方にもお力添えをいただきますように、よろしく願いをいたします。

○6番 伊藤俊一君

本当に残念でならないわけですが、住民の皆さんにどう説明してよいのか。今のところ、私自身もわからない状況でございます。とにかく、あきらめずに改札の問題については頑張っていたきたい、要望を申し上げておきます。

5つ目の質問でございます。JR蟹江駅北側の道路整備が進んでまいりまして、信号がないわけでありまして、そして、防犯灯もついていないというようなことで、本当に危険な地帯ということいろいろ苦情を聞くわけでございます。そんな中で、事故が結構あるよということをお聞きしておりますが、そのような事故とか、犯罪とか、そういうようなことがどの程度起きておったのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

私からご答弁させていただきます。

JRの蟹江駅北側地区につきましては、ご存じのように区画整理事業の基盤整備が進んで、この4月1日からは、今まで使用収益の停止をかけておりましたが、それを解除して本格的に新しいまちづくりがこれから始まろうとしております。

そんな中で、この使用収益の開始にあわせて、道路も新しい町道認定として供用開始をさせていただきました。その供用開始に当たり、一番危惧されたことが、今議員からおっしゃって見えるような危険箇所、事故等の安全対策でございました。そのような中で、従来の交通規制が新しい道路形態にあわせた規制に変わることでした。特に、藤丸団地西側から区画整理事業地区内に通じる町道今藤丸西線は、今まで北から南へ南下する場合、優先的にクラック状態で通行ができましたけれども、今回、新しくできた区画整理内の12メートル道路との交差部が一たん停止となりました。これまでの優先関係が全く逆転しましたので、交通事故の防止の手立てとしまして事前に予告看板を設置したり、交差点部をカラー舗装するなど、安全対策を施して供用開始をいたしました。

そんな中で、お尋ねの事故発生状況についてでございますけれども、交通事故やひったくり等の犯罪が起きているかどうか、蟹江警察署の交通課と生活安全課のほうに照会させていただきました。で、交通課からは人身事故に限っての回答でございましたけれども、両課とも、今のところ事故、事件等は起きていないという報告がございました。今後におきましても、地域の皆さんが安心して安全に生活していただけるよう努めていく所存でございます。信号機や防犯灯の設置につきましても、地元のご意向や、今の交通状況の流れ等の変化等をかんがみながら、関係課のほうと協議を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

今、事故はなかったということですか。ちょっとおかしいよ、それは。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

警察署に照会をさせていただきます。今、交通事故のことを恐らく議員おっしゃって見えると思うんですけれども、交通課のほうに人身事故と物損事故ですね、ちょっとした衝突だとか、どこから塀にぶつただとかというようなことがないか照会をさせていただいたんですが、警察のほうから、物損事故は正直膨大な量になりますので、ちょっとそれは勘弁してもらいたいということで、人身事故のみの返事をいただいている状況でございますので、具体的に物損事故、ちょっとした衝突事故等があったかどうかは、正直申し上げて把握しておりません。

以上でございます。

○6番 伊藤俊一君

事故が多発をしたということは事実でありまして、それが人身事故であるのかどうか、そ

ここまで私は把握しておりませんが、交通課のほうもちょっと横着だね、それは。その地域でどれだけの物損事故にしても、そういった今の状況の中で事故があったかとあなたのほうから尋ねたら、多過ぎて調べれんというような対応なの。そんなことでは困るわ。一遍よう調べといてちょうだい、それは。

それで、防犯灯の件についてはどなたが答弁されますか。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

現在、区画整理事業によりまして新しいまちづくりが進められております中で、防犯灯につきましては従来関係する町内会のほうから要望いただきまして、総務課のほう、今は安心安全課のほうの所管になりますけれども、設置をしていくというようなスタイルで来ておりました。で、今事業進捗中の区画整理の中につきましては、具体的にその従来の形での地元からの要望に基づく設置というのがございまして、正直申し上げまして、確かに駅の駐輪場から藤丸団地までの区間だけをとってみても、大変暗うございまして、何とか暫定的な措置として、組合の区画整理事業の中でちょっとできないかどうか、組合のほうに確認をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○6番 伊藤俊一君

常識的に、今まであった防犯灯を撤去して区画整理をしたわけでしょう。暫定的に当然やりながらしなきゃならんと思いますが、組合長がちょうどみえるけれども、その辺相談しなんだの。ここで組合長に答弁してくれというわけにいかんでしょう。これはちょっと危険ですよ、あそこは。今まであったものを取って、工事が進んで、今もう本当にあのあたりはきれいになつとるがね。早束手配ができるようお願いをしておきます。

それから、JR北の開発に伴いまして、駅北中央線と県道境政成新田蟹江線、このJRの踏切を北に、左へ曲れば須成へ、直進すれば藤丸のほうに行く道路でございまして、立派なガードレールができて、大変須成区民としては、完成してよかったなと言う方は少数であると思っております。大勢の方から須成区長に対して苦情が寄せられておりました。当然、須成区としても町に対していろいろと陳情をされたと聞いております。これを、どういう須成区の区民は感情を持っているかといいますと、あの現場を知っておられる方は当然思われると思いますが、須成にはもうええで、まっすぐ行ってくれと。須成へ来るなど言わんばかりの状況が今のガードレールの設置ではないかというようなことをよく聞くんです。だから、それに対してなぜ須成の区長が知らぬ間に、また我々議員の者が知らない状況の中であいつたガードレールが設置されたのか、これは不思議でならんのです。それは組合施工だから、いや、町が頼まれてやったんだということでお済ませになったようでありますので、須成区の区長は苦情を聞いても答弁のしようがなかったと、非常にお困りになったということですが、この辺のことは事実関係いかがですか。

○まちづくり推進課長 志治正弘君

今、議員からご指摘がございましたように、確かにこれまで斜めに交わっていた交差点が、土地区画整理事業での整備によって直角に交わる交差点に変わりました。

この交差点のあり方につきましては、実はこの区画整理事業が始まる当時、計画協議の段階、今から十三、四年ほど前にさかのぼりますけれども、その時点から関係機関でございませぬ愛知県や、所轄の蟹江警察署及び県警本部のほうとも協議を重ねてまいりました。町としましても、協議の中で当然のことながら、従来の斜めに交わる部分も残した形態ということを切に要望して、提案をいたしました。交通安全の観点からは、やはりY字交差点は認められないということで、現状のT字での直角に交わる交差点になった経緯がございます。

このたび、従来の斜めの交差点のほうが、車での須成地区への入りやすさから、地元住民の635名の方の連書をもちまして、本年2月2日付で嘆願書のほうが県と警察と町のほうに提出されました。以後、改善策の方向性を探るべく、地元関係者の方と数回にわたり協議を重ねてまいりまして、また、再協議としまして、警察署とか県のほうとも協議をし直してまいりました。ところが、残念ながら現時点ではまだ具体的な改善策をお示しできる状態にはなっておりません。しかしながら、この635名の嘆願の重さは真摯に受けとめております。早期に協議をまとめて、早く地元で改善策をお示しできるよう考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長 黒川勝好君

伊藤俊一君、残り3分です。

○6番 伊藤俊一君

そのような事情はお聞きをいたしておりますけれども、ただ、それだけのことをやるんだから、須成の区長に対しても相談ぐらいは、こういう形になるで頼むよということは、今後いろいろな工事等もあろうかと思いますが、ぜひ一言あいさつをされたほうがいいのではないかと、そう思いますので、ぜひそのようにお願いを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 黒川勝好君

以上で、伊藤俊一君の1問目の質問を終わります。

引き続きまして2問目、「地震並びに災害に対する備えは万全か」を許可いたします。

○6番 伊藤俊一君

6番 伊藤俊一でございます。

2問目の質問をさせていただきますが、「地震並びに災害に対する備えは万全か」と題しまして質問させていただきます。

3月11日の東日本大震災におきましてお亡くなりになられました方々に対しまして、心か

らお悔やみを申し上げますとともに、被災をされました方々に対しまして心からのお見舞いを申し上げる次第でございます。また、いまだ行方のわからない方々に対しまして、一日も早い救出を願ひまして、質問をさせていただきます。

阪神淡路大震災及び東日本大震災の教訓をしっかりと受けとめていただき、蟹江町における震災、災害に対する備えを考え、対策をしていただきたく、6間にわたりまして質問をさせていただきます。

質問の1つ目ではありますが、安心安全課ができてまして最初の質問になります。

ハザードマップがまちづくり推進課で作成をされ、6月議会に提出をされました。安心安全課ができたことによりまして、災害に対する備えも、蟹江町においては変わったと思えますけれども、どのような利点、住民の対する対応、サービスができるようになったかということをお尋ねをいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

防災の組織改革についてのご質問だと思います。平成23年4月1日より、蟹江町役場の組織改革に伴い、防災所掌事務が消防本部から総務部安心安全課に変更されました。昨年度までは、防犯関係につきましては総務課、交通安全関係は企画情報課、防災関係は消防署で事務が執行され、安心安全な町を目指すところ、所管の課が幾つかに分かれていた状況でございます。

住民の皆様が役場にご来庁された際、防犯、交通安全、防災が一括窓口として行われ、消防署内部の各課との意見集約や指揮命令等の調整を行い、住民にわかりやすく業務が理解されると考えます。また、安心安全な町の推進に携わる課として、サービス案内も今後ホームページ等で広めていきたいと考えております。

内部関係についてでございますが、総務課、消防署、土木農政課、住民課、高齢介護課、教育委員会との関係事務の集約調整、または指揮命令等、そのような関係が一括でまとめることができるというふうに考えております。

また、外部関係でも警察署、各町内会、自主防災組織、自主防犯ボランティア団体、交通安全協会連合会など、それぞれの連絡調整や各種行事等、そのような外部関係の取りまとめも窓口を総括して行っていけるというふうに考えております。

以上、総合窓口として集約された課として機能して行っていきたくと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○6番 伊藤俊一君

せっかく安心安全課ということで岡村課長がなられました。本当にそういった形で集約された窓口になったということは、本当に住民にとってはありがたいことだなというふうに思います。以前にもそのような質問をさせていただいた結果、そういった課ができたというこ

とは、私自身もうれしく思いますし、私以上に住民の皆さん方は思ってみえると思います。ぜひとも皆さんの喜ばれる安心安全課であるように、お願いをしたいと思います。

2問目でございますが、災害時の主要施設として6カ所、避難所として各小・中学校を含め30カ所指定されております。須成区においては災害対策本部が須成公民館となるわけですが、須成公民館は避難場所として指定をされていないのであります。これはいかなる理由があつて指定されていないのか、お尋ねをいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

2問目ですが、須成区において須成公民館は避難所として指定されていないが、いかなる理由で指定されていないかというご質問だと思います。

須成公民館につきましては、平成7年度の建築で、各町内会において町内会での災害対策本部を決められていると思いますが、須成公民館については、避難所としては近くに町立須西小学校、また、町立須成保育所がございます。自主避難としては一時的に避難していただけるとは思いますが、町施設を避難所として避難していただけると幸いです。

避難所の施設基準として、避難所など収容施設の整備の目安は、人口10%を目安として避難所数を想定し、収容施設を整備と防災計画により基準がございます。地域防災計画附属資料にも記載してございますが、施設の収容可能人員は、本町の避難所としては7,570人の想定で考えてあります。

次に、避難所の指定の設置基準であります。指定する際には、二次災害のおそれのないこと、建物自体の安全性が確保されていること、主要道路等との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていることが盛り込まれております。

須成公民館においては、阪神淡路大震災後、当町は東海地震の防災対策強化地域及び東南海、南海地震の防災対策推進地域に指定されたことに伴い、町公共施設以外の避難所の指定については慎重になり、指定されていないと思われま。

また、今回の東日本大震災の被害状況を考えますと、災害時の危険を回避するために、超短期的、一時的なものですが、避難する施設として地区公民館も各町内会の意見を取り入れながら指定を検討しなければならないと考えます。ただし、当該施設を避難所として指定した場合には、避難所の開設、運営につきましては地区でそれぞれ実施していただかなくてはならないケースがあると考えます。

大規模な災害などに適した避難所も想定し、見直しを県と協議しながら早い時期に進めたいと考えております。

以上です、よろしく申し上げます。

○6番 伊藤俊一君

なぜこういった質問をするかといいますと、須成の公民館、まだ新しいんです。そして、須西小学校にしても、須成の保育所にしても結構、公民館も堤防沿いではありますが、地盤の低

い須西小学校、そして須成保育所でありますので、まだ安全なのは公民館なんです。そして、一番、区長さんにしても町内会長さんにしても心配されるのは、そういった指定がないと責任は町内会長、区長になるのではないかと。そういったところで何か事故が起きた場合は、町は責任を持たんよというようなことが心配をされているように思うわけでありまして。そういった、仮に避難所でない須成の公民館で何か起きた場合に、どなたがその責任をとるんですか。お尋ねします。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、避難所と指定されていないということでしたが、一刻を争うときに町指定の避難所でなければいけないということは決して考えてはおりません。より安全な建物がいいわけで、須成公民館につきましては平成7年、早い時期ですが、そちらに建設され、鉄骨2階建てであり、かつ1階が町内会の文化財の収納庫でありますので、地元の町内会と協議し、今後、避難所指定ということを検討してまいりたいということは考えてございます。

それから、須成公民館について、町施設以外であるが責任を持ってほしい、避難所として、町として責任が持てないということのかということの質問でございます。

町としては、責任が持てないということではなく、地区公民館については避難所としての開設運営、そちらについても地元町内会とよく話し合うことが必要だと考えております。また、大災害時の想定も踏まえ、避難ビルのことも含めて、避難所指定につきましては検討してまいりたいと考えていますので、よろしくご理解のほどお願いをしたいと思います。

以上です。

○6番 伊藤俊一君

ぜひ、避難所として指定されますようお願いを申し上げます。

それから、3問目でございますが、町立須成保育所で、第一工区の農業関係者が20年ほど前ですが、海拔を計測されたところ、マイナス0.5メートルだったそうであります。現在では、以前より1メートル以上、約1メートル500ぐらいは沈下をしている、そのように思われるわけですが、以前測った0.5メートルと足しますと約2メートル、海拔マイナス2メートルということになります。そういったことにつきまして、マップでもある程度の調査はされたとは思いますが、現実にこの避難所として指定をされているところの海拔は、町として測られたことがあるのかどうかをお尋ねいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

町立須成保育所は、現在どれほど沈下しているのかの調査についてということでご質問だと思います。

こちらの愛知県環境部水地盤環境課の調査した平成21年度地盤沈下調査結果に基づきますと、累積沈下量のデータでは、蟹江町大字鍋蓋新田字中ノ割で沈下量が112.05センチメートル、標高、海拔でマイナス1.4539メートル、調査開始年が昭和36年で、昭和52年ごろまでマ

マイナス110センチメートルと、累積変動量はあるものの、それ以降はほぼ横ばいで変動はございません。

結果として、須成地区でも同様に推定した場合、昭和36年から見てみると、112センチメートルほどの沈下量で、海拔はマイナス1.45メートルとなり、現在は沈下が見受けられないものの、大地震時の液状化現象による地盤の沈下、埋没することが懸念されるところでございます。実際には、須成西6丁目の地点で、昭和47年の測量が開始ということより、平成21年度までで約22センチメートル沈下しておりますが、昭和47年からのデータしかありませんので、最大値を推測しての沈下量でお答えさせていただきました。

また、平成13年作成の地震防災アセスメント調査にて4カ所の地質、地盤を調査しており、今後、地域防災計画の見直しを考慮して調査をしてまいりたいと思います。実際には、蟹江町といたしましては沈下の測量というものは行っておりませんので、ぜひ見直しの際には、またその部分も含めて考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○6番 伊藤俊一君

特に蟹江でも須成の、いわゆる幼稚園のある辺が一番低いんです。そういったところが避難場所になっているということでありますので、特に慎重にその辺も測っていただけるとありがたいなと。なかなかそういった測量もお金のかかることではありますが、もうやっぱり、これからは安心して安全なこの蟹江町にいかにするかということに立って、いろいろと考えていっていただきたい。

たまたま今の答弁で、須成保育所の2階に備蓄の食料が保管してあるので、十分機能が發揮できて、迅速に対応ができるという答弁がございましたけれども、備蓄品は確かに安全であります。水が入った場合は、その今、海拔の、そちらの資料によると海拔マイナス1.5メートルということでもあります。早くから避難をしておれば、2階に逃げれば大丈夫かなと。しかし、あそこのキャパは大したことありませんので、なかなかそれも困難であるというふうに思いますが、あそこの保育所が本当に避難所であるのかということ、一番私自身危惧を、地元の議員としておりますが、なかなかほかにいいところがあるかということ、蟹江町は海拔ゼロメートル、マイナスだという状況の中で困難だと思いますが、いろいろと、ぜひ見直しをしていただきたい、そのように要望を申し上げておきます。

それから、4問目でありますけれども、須成保育所は須成地区の避難所になっておりますが、今申し上げたようなことで、私が避難所として疑問に思っるところでございます。先ほども申し上げましたように、ぜひとも全体的な見直しの中で、ぜひご検討をいただきたい。これは要望にとどめておきます。

5問目の小さい1番といたしまして、避難所の地盤沈下の調査、これは先ほど課長も、ぜひとも調査をしていきたいという答弁がございました。また、蟹江町は洪水ハザードマップ

のシミュレーションによる浸水の深さは、現在の地盤沈下状況に認識してのことかどうか。これも先ほどから関連して、答弁もらしきことでいただいておりますので、この辺のことについても、ぜひとも調査研究をしていただくということで、ご要望を申し上げておきたいと思えます。

それとですね、須成保育所の収容人員、避難をしたときに何人収容できるかということはおわかりですか。

○安心安全課長 岡村智彦君

では、須成保育所の収容可能人員、お答えさせていただきます。まず、蟹江町の地域防災計画に記載をされております、避難所における必要面積といたしましては、1人当たり必要専有面積につきましては3段階で想定をしております。まず、1人当たり1平米、発生直後の一次避難段階で、座った状態程度の専有面積。それから、1人当たり2平米の場合、緊急対応初期の段階での就寝可能な面積。1人当たり3平米、これは避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた専有面積となっております。町立須成保育所の収容可能人員というものは1人当たり2平米で計算しております。2階で100名となっており、避難許容面積につきましては1,044平米となっております。建築面積につきましては505.24平米、そのうち2階の約200平米分が避難所として使用可能な面積で計算をされております。よろしく願いいたします。

○6番 伊藤俊一君

6問目でございます。蟹江町におきましては、津波についての対策は考えているのかどうか。また、蟹江町においては避難場所が低地にあり、高台にないのが現状であります。よく耳にすることでございますが、万が一そういったことがあった場合に、どこへ避難をしようのかというようなお話をよく耳にするわけですが、そういった想定外といいますか、そういった場合のことはどうなんですか、お考えになっておるんですか。

○安心安全課長 岡村智彦君

津波の対策と避難所の見直しについてのご質問と思われま。

蟹江町における津波の対策についてであります。平成16年発表されました東海地震・東南海地震連動による愛知県の津波予測調査では、液状化による海岸構造物などの沈下も加味して被害予測されておりますが、蟹江町まで被害は及ばないとの結果になっております。周辺被害市町村は名古屋市、弥富市、飛島、愛西市と近隣の市町村がございます。

ただし、東日本大震災における津波被害を踏まえ、現在、県におきまして地震及び津波被害想定の見直しが行われているところですが、その結果により、本町における対策を検討しなければいけないと考えます。現在、ヨシヅヤ蟹江店のご厚意により、洪水時における一時避難所として立体駐車場を利用できるよう、協定を締結しております。また、地区公民館も各町内会の意見を取り入れながら、避難所として指定を検討するとともに、愛知県で行われ

ている津波被害の想定によっては、町と企業並びに地区と地元マンションなどで災害時の危機を回避するため、協定を検討しなければならないと考えております。

以上です。

○6番 伊藤俊一君

ぜひそういったことを踏まえて、具体的にマンションをお持ちの方々に対しても早目に打診をされるように要望を申し上げておきます。

また、この震災に当たっては、蟹江川もそうではありますが日光川、特に日光川でもJRの北に当たりましては大変中瀬台の方、そして西之森の方が心配をしておいでになります。あそこまで、それよりも南はほぼ済んだけれども、それより北はなかなか、もう工事が終わって、もう大丈夫だと、そっちはというような状況になっているようでもありますけれども、私も現地へ行ってまいりましたけれども、やはり相当弱っているなというようなことを思っただけです。そういった意味におきまして、ぜひとも堤防の補強、そういったことにも十分に配慮をいただきたいなど、そんなふうに思いますが、その辺についてはいかががお考えでしょうか。

○産業建設部長 水野久夫君

日光川の堤防等へのお尋ねでございます。

議員が言われますように、日光川の堤防、左岸側を見ますと、JRまでは改修が完了しております。堤防の改修にはいろんな段階がございますが、県のほうに尋ねますと、蟹江町内の日光川につきましては全線が一次改修は完了しておりますというご返事です。一次改修といいますのは、目で見ていただくと一番よくわかるのが、川の中に犬走りと申しまして、コンクリートでつくった小段がございます。そういった対策がされておるところは、とりあえず最初の手立てがされているということで、そういった面ではすべてオッケーです。

先ほど安心安全課長が申されましたように、例えば津波の状況を想定しても、今まででは想定のできなかつたものが今回の東日本で発生しております、基準の見直しだとかそういったものをされているように、川の堤防につきましても同じような考えを持っております。

今、当面地震等につきましても、液状化を防ぐだとか、そういった第1次の対策は備えられておりますが、今後またそういった基準の見直しがされて、より安全な基準ということになれば、それに合わせた形で対応がしていただけるように、県のほうには伝えてまいりたいと思います。

○6番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

とにかく、この蟹江町においては河川の多い地域でもありますので、ぜひとも破堤をしないような状況をつくる、これが本当に、避難場所が、水に対しては必要がなくなる、もう一番の手立てというふうにも思っていますので、ぜひともその辺もよろしくご配慮いただきますよ

うお願い申し上げまして、質問を終わります。

以上です。

○議長 黒川勝好君

以上で、伊藤俊一君の質問を終わります。

質問4番 松本正美君の1問目「本町の防災対策の強化を図れ」を許可いたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

○5番 松本正美君

5番 松本正美でございます。通告書に従いまして、本町の防災対策の強化を図れを質問させていただきます。

今回の東日本大震災は、6月11日で震災発生から3カ月を迎えましたが、死者・行方不明者は2万3,176人でございます。依然として8万人を超える皆様が避難所などの生活を余儀なくされておられます。甚大な被害をもたらした千年に一度と言われる巨大な大地震でもありました。このたびの未曾有の被害をもたらした東日本大震災により被災された皆様に、この場をお借りしまして心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

気象庁が発表いたしましたデータによると、三陸沖から茨城沖にかけて縦500キロメートル、幅200キロメートルの非常に広範囲なエリアで、岩盤の破壊が連続していったのではないかと推定されております。阪神淡路大震災をもたらした地下の断層破壊は、それでも50キロメートルほどの長さでありました。このたびの地震は、約500キロメートルという範囲にわたって、破壊が連続的に起きたのではないかととも言われております。

地震のエネルギーを示すマグニチュード9を越す超巨大地震は、世界の観測史上でも1960年のチリ地震がマグニチュード9.5、64年のアラスカ地震がマグニチュード9.2、2002年のスマトラ沖地震がマグニチュード9.1だけで、東日本大震災はマグニチュード9.0は史上4番目の巨大地震でもありました。地震学者の多くは、このエリアでの大地震は三陸沖、また宮城沖、福島沖、あるいは茨城沖というように、どこか1カ所で起きるものだと考えていました。このたびの地震は、まさに千年に一度という巨大なもので、地震学に携わる研究者も想定をはるかに超え、短時間のうちに複数の震源域が連続して動いたとしか考えられないと言っているところであります。

今回の大震災で、蟹江町の皆様からは、蟹江町は大丈夫かとの多くの皆様からの心配する声もいただいております。我が地域は、東海地震の強化地域にも指定されておまして、いつ地震が起きてもおかしくない地域でもあります。従前から警鐘が鳴らされているものに、静岡県沖を震源とする東海地震、中部から紀伊半島沖を震源とする東南海地震、四国沖を震源とする南海地震であります。この3つの地震が単独で起きることはもちろん、連続して起きる可能性が指摘されております。過去にも実際に起きているところであります。

このことから、防災対策は喫緊の課題として、蟹江町も挙げて解決していかななくてはならない取り組みだと思えます。このたびの想定を大きく超えた津波被害を考えると、予想される最悪のシナリオとしての東海、東南海、南海連動型地震について、もう一度しっかりとした対策を練り直す必要があるのではないのでしょうか。

国の中央防災会議によると、連動時の想定規模はマグニチュード8.7クラスとも言われております。本年度から被害想定の見直しを始めるとも聞いていますが、我が地域は東海地震の強化地域になっていますが、海拔ゼロ地帯でもあり、地盤は緩く、地震の強烈な揺れや液状化の危険性も高く、建物の損壊も激しくなる危険性もあります。

また、本町には大小の河川もあり、大きな津波は来ないと言われてまいりましたが、想定外の地震が起き、河川へ津波が押し寄せ、堤防の決壊があった場合など、住民の皆様から、蟹江町は津波対策は大丈夫かと、また、防災や避難誘導の情報伝達体制の強化は大丈夫かとの、心配する声も聞かれます。今後、東海地方で3連続地震は発生する可能性は高いと言われています。正確な被害予測はできなくとも、十分な準備をして立ち向かわなければならぬと思います。

本町の東海地震及び3連動地震に対する本町の被害想定の方針計画の見直しは、重要な課題でもあります。3連動地震の津波対策、海拔ゼロ地帯の液状化対策、防災情報伝達体制の強化など、蟹江町の防災計画の見直しをどのように考えているのか、まずお伺いしたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

3連動地震に対する津波対策、液状化対策、防災情報伝達体制の強化、防災計画の見直しについてのご質問と思われます。

まず、質問1については3連動地震に対する4つの質問。この趣旨の質問ですが、津波対策についてであります。東日本大震災における津波の被害を踏まえ、現在、県におきましては地震及び津波被害想定の見直しが行われておりますが、まず、避難所を想定に考え、地区と地元自主防災会、所有者との間で緊急避難を要する事態発生に避難場所として使用する協定書を締結することを町と地区とでともに検討することが大切であると考えております。本町では、4階以上の建物は160棟あり、そのうちアパート、マンションにつきましては96棟、事業所などは64棟と把握をしております。

また、今年度配布予定の洪水ハザードマップは、破堤による浸水想定をしてありますので、仮に大地震により津波が河川を遡上し、地堤防が破壊したという被害想定になった場合には、今回作成をいたしましたハザードマップの浸水想定と同じ程度の浸水と考えられますので、大雨による洪水災害と同様の対策をとる必要があると考えられます。

堤防の強化対策につきましては、現在、第1次改修として終わっていると聞いておりますが、東日本大震災を教訓に見直して、それぞれ関係課との調整をし、要望していきたいと考

えております。

次に、液状化対策についてでございます。

本町で実施いたしました平成11年度、12年度の防災アセスメント調査、こちらのほうが養老一桑名一四日市断層帯を震源とした阪神淡路大震災級の地震が発生した場合の被害予測調査でございます。そちらの結果、液状化の危険度は町全体が極めて高いとの結果でありました。

また、愛知県が平成15年に公表された東海・東南海地震連動による液状化の危険度は、極めて高い町内の地域は約8割となっております。

建物の液状化対策につきましては、地盤改良、基礎杭を打つ方法などがありますが、基本的にはそれぞれのご家庭で対策を講じていただくことになります。

また、水道など、ライフラインの対策については、平成15年3月に、愛知県防災会議地震部会で、2連動で被害予測が次のように出ております。

ライフラインは上水道約1万5,000戸、電力が約4,200口、電話が約2,000件となっておりますが、3地震連動については、県の防災会議地震部会においても順次見直しを行い、年内は早急に対応できる項目の修正、新たな被害予測を受けた計画の抜本的な見直しは平成25年になり、本町もそれを受け、新たな防災計画の修正と考えております。

水源などにつきましても、井戸は5カ所、県営の水道荒切に1カ所、西尾張中央道に4カ所、県の応急対策の給水設備がございます。PCタンクにつきましては、震度5弱で緊急遮断弁が作動し、水は確保されております。4つのタンクのうち2つのタンクが確保されるということでございます。

貯水槽につきましては、須成、富吉、鍋田の地区に、各1カ所防火水槽兼貯水槽として設置をされております。

次に、防災情報伝達体制の強化についてでございます。

災害時の情報伝達手段として、町内には48カ所整備してある同報無線による町民への伝達及び行政無線による町内会長への伝達を基本としております。ただし、災害状況によってはこれらの機器が使用できない状況もあるため、情報伝達手段の多様化を図る必要があると考えております。

現在、情報伝達手段としては、無線のほかテレビ、車両による広報、町のホームページがありますが、今後は携帯電話などへ災害情報配信を計画して、情報を迅速かつ確実に伝達できる情報伝達体制を確立していきたいと考えております。

次に、4番目の防災計画の見直しについてでございます。

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、都道府県、市町村の防災会議が地域の実情に即して作成をする、災害対策全般にわたる基本的な計画であり、中央防災会議で作成される防災基本計画がそのもとになってございます。

現在、東日本大震災を受け、防災基本計画及び愛知県地域防災計画の見直しが行われており、それをもとに計画の変更を防災会議に諮りたいと考えております。

以上でございます。

○5番 松本正美君

どうもありがとうございました。

今、防災計画の見直しということで、今後、県が発表されて、それに基づいて町としてもやっていくということ、今お話があったわけなんですけれども、想定外という言葉を使っていいのか、悪いのかはわからない部分もあるわけなんですけれども、やっぱり想定外というのは、今後やっぱり考えていかなくちゃいけない問題でもあると思います。

特に今回は、人間の想定をはるかに超えた自然災害であったというのも、今回の東日本の大震災でもあったのではないかなと、このように思うわけなんです。

だから、今回の防災の件からはそういう見直しが下りてくるかもわからないわけなんですけれども、蟹江町としても現時点の防災計画は今、策定されておる東海地震に対しての強化地域で防災計画が策定されとるわけなんですけれども、今後、想定外の災害にどうとらえていかれるか、また、両面からの検証を蟹江町としてもやっていかなきゃいけないと思うわけなんですけれども、ただ漠然と県から下りてきたから、それを見直すというんじゃないかなと、このように思います。

そういう意味では、先ほどもお話がありました津波被害を想定した防災マップだとか、また、津波の調査をやるだとか、検証をやるだとか、過去においてもそうした被害を受けたことも、そういうのも関連してくると思うわけなんです。そうしたものを検証しながら、どう取り組んでいくかというのがこれから大事になってくるんじゃないかなと、このように思います。

町としては、このことについてはどのように思ってみえるか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○安心安全課長 岡村智彦君

想定外ということで、災害に対する地域防災計画の修正に関しましては、先ほど申し上げましたとおり県の修正がもとになっております。しかし、早急に対応できる項目、先ほどもお話しを少しさせていただきましたが、防災ビル、そのようなところをまずどのようにこれからつくっていくかという対応をしていきたいと思っております。

また、それぞれ防災マップの作成に関しまして、その防災ビルのところも落とし込んだものも取り入れて、作成のし直しもまた考えていきたいというふうに考えております。

年内におきましては、まず修正できる対応の項目を行い、防災計画の修正を受けた部分的な修正も行っていきたいと考えております。

それから、24年につきましての検証を受けた修正、これは県のほうの修正になりますが、こちらのほうを受けた、基本計画の修正を受けたところから修正をし、県のほうにも25年に大体の数値の結果が出るということをお聞きしておりますので、またそちらをもとに変更のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番 松本正美君

それと、特に蟹江町においては液状化という言葉は非常に大きな問題になっているわけなんですけれども、特に先ほど来からも、前の議員さんもお話があったわけなんですけれども、非常にそうした面で危惧しているところでもあります。

そういう意味では、今後蟹江町にしても、その液状化の防災マップだとか、そういったものだけでなくして、この地盤の改良だとか、また、これは非常にお金がかかることですので大変な部分もあるわけなんですけれども、地域全体の地盤の耐震化というか、そうしたことをどのように考えてみえるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務部長 加藤恒弘君

現在のところなんですけれども、おっしゃられるようにすべての蟹江町が液状化現象の対象になるというような考えを持っております。これについて、すべて町のほうで援助をしてどうのというのは、なかなか難しいことございまして、まずはそういったところの広報とか、そういったものを皆さんにアピールをさせていただいて、大変申しわけないんですが、まず自分の家をおつくりになる場合、あるいは改修される場合については、そういうことをきちんと念頭に入れてお進めいただくような、そういったソフト面からのアプローチといいますか、ことをさせていただくのがまだ最初だなというふうに思っております。

今後、国のほうがどういった形でそういったことを支援する、そういう方向性を持つてくるかというのはまだわかりませんので、またそういったところがあれば、現在各民間のおうちの耐震対策をさせていただいているような、そういったところで町のほうも踏み込んでいきたい。今現在は、そのように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○5番 松本正美君

どうもありがとうございます。

広報、お知らせをしていくということで、建物のですね、どうかひとつよろしく願いいたします。

次に、避難の情報伝達体制であります。特に今回、岩手県の大槌町というところがあるわけなんですけれども、ここが地震発生から30分で15メートルの津波が来て、避難をされる方が車での避難が多かったということで、渋滞に巻き込まれて亡くなられた方がいるということをちょっとお聞きしているわけなんです。それで、特に今回、蟹江町も、今までは地震の津波は来ない、来ないと言われてきたわけなんですけれども、この避難指示などの発令の

基準や、そして伝達方法、また、避難所や避難ルートなどの整備の充実をするとともに、それが実際に機能するかどうか。また、さらに機能しなかった場合にはどういった対処の方法があるのかという検討をしていかなきゃいけないと思うわけなんですけれども、この点についてはどのように考えてみえますでしょうか。

○安心安全課長 岡村智彦君

基準に関しましては、地域防災計画のほうにも載っておりますので、それぞれの情報伝達で行っていきます。機能しなかった場合のケースということにつきましては、それぞれの無線とかいろいろな町内会との連携を行っておりますし、毎月のように防災の勉強会など、ボランティア団体と行っておりますので、そういうのも含めてまた考えていきたいというふうに思っております。

○5番 松本正美君

今の防災対策というか、この避難の情報伝達の件ですけれども、釜石の奇跡の教訓ということで、向こうの小・中学校の子供さんが日ごろから防災教育に取り組んでみえまして、ほとんど全員の方が無事であったと、こういう記事が載っておりました。そういう意味では、日ごろからの防災教育というのは非常に大事だなということを痛切に思うわけなんです。そして、また、実践的な防災対策というのも必要じゃないかなと思うわけなんです。防災対策ということで、毎回、蟹江町も訓練があるわけなんですけれども、火災に対する訓練は非常にどこでも盛んに行われているわけなんですけれども、この避難に対する訓練というのはなかなか行われていない部分が多いんじゃないかなと思うわけです。そうした意味では、災害に想定した、そういう避難訓練というのも、今後大事になってくるわけではないかなと思います。そういう意味で、避難訓練とあわせて防災教育と避難訓練はセットに、今後取り組んでいかなきゃいけないなと思うわけなんです。

実は、静岡県の静岡市の清水区というところがあるわけなんですけれども、ここは定期的にこういう避難の訓練を行っている。たまたま私も行く機会がありまして、そこの方に聞くと、やっぱり防災訓練だけではいけない。やっぱりそうした防災訓練も大事ですけれども、そういった日ごろからの避難訓練、防災教育というのは、定期的にやっていかなきゃ、いざというときには間に合わんということをお話しをしてみえました。だから、そういう意味では、蟹江町も今後そうした取り組みというのは必要になってくるんじゃないかなと、このように思いますが、この点についてはどう思われるでしょうか、よろしくお願いします。

○安心安全課長 岡村智彦君

現在、各地区のほうから、また防災訓練のいろいろ仕様とか、申請のほうが出ております。そちらの中におきましては、通常の、今議員がおっしゃられました火災等の、そういう防災訓練が多いんですが、今回の東日本大震災を教訓にいたしまして、それぞれまた大災害への対応する防災訓練をぜひ行ってほしいということは、また周知をしていきたいという

ふうに考えております。

また、地域防災訓練、それぞれありますが、職域防災訓練などにつきましてもそのようなことを取り入れて行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○5番 松本正美君

どうか、しっかりとした防災対策を組んでいただきたいと思います。

まだほかありますので、時間がありませんので、次に進めたいと思います。

次に、緊急避難場所の確保についてであります。先ほども、前の議員さんのほうからお話がありましたが、また関連しますけれどもお話しをさせていただきます。

今回の東日本の地震、津波被害が毎日報道されておるわけですが、本町の避難所の確保は大丈夫かとの、住民の皆様からお聞きしております。現在、避難場所として指定されている場所は30カ所、広域避難場所が運動場を含め8カ所あります。地域によっては避難場所が集中しているところや、避難場所が近くにない地域や、地域の公民館があっても避難所として指定されていない場所もあり、大変困っていると聞きます。

住民の皆様からは、いざというときに避難場所がないのは大変困ると、緊急の避難場所を近くにつくってほしいとの要望も多くいただいております。

また、今回の東日本大震災で災害弱者といわれる子供や高齢者、障害者や要介護認定を受けてみえる方々の緊急避難場所の確保も必要ではないでしょうか。想定外地震での津波による堤防の決壊や、大雨による洪水での堤防の決壊など、緊急避難場所の確保は重要であります。緊急避難場所確保として災害時に備え、本町の企業、団体、施設や民間の中・高層マンションの管理者へ呼びかけていただくなど、住民の緊急時の避難場所としての提供できるよう、協力を求めるための協定を締結することも必要ではないか伺いいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

緊急避難場所の確保についての質問だと思われま。

本町では地区ごとに避難先を指定していませんので、避難所の避難する際には、被災時の周辺状況や避難路の被災状況を勘案し、最も安全な経路で安全な避難所へ避難していただくことが必要になります。避難所は基本的に公共施設を指定しておりますが、今後は地区公民館についても建築強度などを考慮に入れ、町内会のご意見も取り入れながら検討したいと考えています。

また、ご質問のとおり災害時要援護者の緊急避難場所として、民間の建物を利用できるよう協力要請をするとともに、町及び町内会で協定を検討していかなければならないと考えております。

蟹江町地域防災計画の中に、避難及び救助に関する計画で、臨時の避難所について記載されており、その内容は指定された避難所に収容スペースがなく、ほかの施設を利用しなければ

ばならない場合や、指定された避難所以外の施設に避難者が終結した場合には、施設管理者の同意を得た上で町の災害対策本部に連絡し、避難所として認定を行うよう要請する。しかし、一刻を争う緊急の場合では間に合わない場合も出てきます。そこで、今後町といたしましても洪水対策用で防火対象物を抽出、調査し、緊急避難所として認定できるかどうか調査研究をしたいと思います。

以上でございます。

○5番 松本正美君

緊急避難場所というのが、本当に住民の命を守るためには最優先に取り組んでいかなきゃいけない課題だと思います。今回の東海、東南海、また南海のこの3連動地震が地域で起きた場合、本当に特に皆様から声をいただいているのが、蟹江町では特に南の先端にある蟹江南団地の皆様から、特にここは非常に地盤も沈下してるということで非常に声が多かったわけなんですけど、私たちの地域は日光川と善太川に挟まれてると。そして、津波がもし起きた場合は、津波が一番到達するのはこの地域じゃないかと。そうしたときに、もし万が一堤防が決壊したときに、周りどこを見てもそういった避難するような建物もビルもないと。そうしたときに、緊急の避難場所を何とかしてほしいという切実な声もいただいとるわけなんですけど、町はどのようにこうしたことを考えてみえるのか。

また、先ほどもお話がありました北側、また須成の地域の方からは、災害時の緊急の避難場所として、万が一そうした津波が押し寄せてきたときに、名阪高速の高架に避難できる体制はできないかと。これも避難訓練を日ごろからつくっておいて、この名阪高速のところに避難できる体制はできないかという、そうした声もいただいております。こうした点について町はどのように考えてみえるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

今議員のおっしゃられたとおり、名阪のところへ避難できないかとか、そのようなものにつきましても、やはり今後地元町内会と調整して、また企業のほうにそれぞれできるところを見つけて要望をして考えております。

また、沈下しているところで日光川や善太川の周りに何も無いというところがございますが、そちらのほうにつきましても、また全体を踏まえて避難ビルの想定なども考えて、設定のほうを考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○5番 松本正美君

今、課長のほうから答弁をいただいたわけなんですけど、これは住民の命にかかわる問題もありますので、本当に真剣に取り組んでいないわけじゃないですけど、もうちょっと真剣になって取り組んでいただけるようお願いしたいなと思うわけなんです。そして、障害者だとか在宅の方もおみえになります。そうした方も避難場所の提供をしてほしい、福祉の避

難場所をつくってほしいという声もいただいております。こうしたことを踏まえて、町長のほうからちょっと一言、これに対しての答弁がありましたらよろしく願いいたします。

○町長 横江淳一君

先ほど来から伊藤議員のときにもご説明を差し上げたと思いますが、想定外の災害という一言で片づけられるものではないというふうに思っております。私も津波がどこの状況に達するかというのも、はっきりしたデータを持っているわけではありません。先般も名古屋大学の大学院の先生が、名古屋で言えば栄ぐらいのところまで津波が来るんじゃないかだとか、でもそれは根拠もはっきりしておりません、はっきり言いません。

現実にこの近隣の市町村長の中では、特に弥富、飛島の首長さん、特に飛島の首長さん、新聞にも載っておったと思えますけども、液状化に対する地質調査だとか、それから津波の想定だとかということをして大学の先生に依頼をして、データを出すというようなことを言っておみえになりました。我々もそのデータがもしもいただけるようでしたら、早速それを早い時期にいただいて検討したいなと思っております。

特に、今ご指摘をいただいたその地区地区によって、避難場所があるかないかというところがある、十分理解をいたしております。また、名阪の側道に上れるか上れないかという具体的なことに関しても、今ここで即申し上げられないのが大変残念であります、いずれにいたしましても地域それぞれ温度差がございますので、きちっとしたデータのもとお話ができるように、早速これからとしても対策を進めてまいりたい、こんなことを思っております。

特に、災害弱者と言われる要援護者の方のおみえになるところ、これは平生こういう緊急事が起きたときにはどこへ避難するんだということの訓練を、しっかりとやっぱりやる必要があるんじゃないかな。それぞれの町内会さんでやっておみえになるところ、それからこれからやられるところ、できれば町も一生懸命アドバイスをして、防災訓練の中にそういうものを取り入れていってやっていければありがたいかな、こんなことを思っております。

以上です。

○5番 松本正美君

よろしく申し上げます。

それじゃ、次に移ります。

次に、学校施設の防災機能の向上について質問させていただきます。

大規模地震等の災害発生時に、学校施設は地域住民のための応急的な避難所ともなる役割を担っております。そのために、耐震性の確保だけでなく、食料、生活必需品を提供できるように必要物資を備蓄するなど、避難生活に必要な諸機能を整えることも求められているところであります。このたびの東日本大震災を初め過去最大規模地震の際にも、学校施設には多くの住民を受け入れ、避難所としての活用された実績は多々ありますが、その一方、学校

施設は教育施設であるために防災機能の整備が不十分なため、避難所としての使用に際して不便やふぐあいが生じたのも事実であります。

東日本大震災からも、避難所となる学校に必要な防災機能に関するさまざまなニーズが現場の被災者から求められておりました。被災者からの避難所の課題として上げられているものの中に、1つは避難所用の電話やファックスの設置。2つにはテレビアンテナの配備、これは災害情報の提供であります。3つ目には自家発電設備、冷暖房設備。4つ目には洋式トイレ、仮設トイレの照明、シャワー。5つ目には水源としての井戸だとか避難所用の直接給水、食料品などの備蓄倉庫。6つ目には入り口の段差解消、電源・コンセント、間仕切り、学校と屋内運動場の仕切り、ござ、マット、配せん用テーブル等が報告されておりました。

学校施設の防災機能の整備財源については、文部科学省の補助金のほか、内閣府や国土交通省の制度も活用ができます。本町でも文部科学省の補助金やその他の財政支援制度を積極的に活用するなど、いざというときに住民の避難所として十分機能できるよう、学校施設の防災機能向上に取り組んでいく考えはないかお伺いいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

学校施設の防災機能の向上についてのご質問と思われまます。

本町におきましても、小・中学校の7カ所は広域避難場所及び避難所として指定をしております。小・中学校にはそれぞれ非常食・乾パンが600食、飲料水が200本、毛布50枚、仮設トイレが2基、防水シートが10枚、救急箱一式、発電機1機、蛍光灯1基を備蓄しております。今回の東日本大震災のように被災地が広範囲に及んだ場合には、救援物資等の到着のおくれが予想されるために、現状の備蓄品では対応できない可能性がございます。保管場所等の問題もあり、また必要数の想定が困難でございます。

現在、商工会、JA、大型店舗と、非常食を初めとする備蓄資材の調達について協定を締結しております。今後もこの協力体制を充実していく考えでございます。また、避難所における自家発電等の施設のハード面の対策につきましては、前向きに検討したいと考えております。

以上です。

○5番 松本正美君

今回の震災で、特に避難所や避難所でない場所で、電気の停電だとかまた水道の断水などで、被災された方が大変苦労されたということもお聞きしております。特に水道の断水の復旧までに、飲み水また水洗トイレの水、おふろに何日も入れないという状態が続いたということもお聞きしておるわけなんでありまますね。

そして、特に本町はやっぱり先ほども言いましたように、液状化ということが今後心配されとるわけなんですけど、そうしたときにライフラインが、特に水道が使えなくなるというのは可能性が強いと思うわけなんです。そうしたときに、水源用として今、先ほどは県の

ほうの井戸があるとかというお話もちょっとお聞きしとるわけなんですけど、蟹江町としてこうした井戸だとか、また水源、直接給水できるようなこうした体制というのほどのように考えてみえるでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、先ほどもお話の中にはなかったんですけど、特に今回、情報ということで非常にテレビを置いていただきたいというお話が多くあったということですね。体育館なんか非常に、そうしたテレビの地上デジタル放送が対応のテレビが置かれるような、そういうアンテナがついてないという、そういう状況の場所が多かったということですね。だから、そういった意味で今回地デジにかわるわけなんですけど、そうした小学校、中学校の体育館に、そういった地上デジタル放送の対応ができるようなテレビアンテナの設置は考えはないのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。あわせてお願いします。

○安心安全課長 岡村智彦君

蟹江町の水道事業で、地震防災の応急対策要綱というのが設置がされております。こちらのほうの井戸の関係も、一日に蟹江水源であれば2,160、それから新町の第一水源であれば3,168立米、第二水源であれば648、今川東水源であれば2,592、須成水源、あと県営水道というようにございます。こちらのほうは大体大まかに3日間ほどは持つというように聞いておりますし、PCタンクのほうも震度5弱で2つはとまるということになっておりますので、それぞれ対応ができるものだと考えております。

あと、テレビの関係ですが、こちらのほうのアンテナ等ですが、各学校の小学校、中学校、こちらのほうにつきましては地デジのほうの整備のほうは終わっております。なおかつ体育館の避難所に関しましては、そちらのほうにもアンテナのほうが届いているように整備がされておると聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 黒川勝好君

あと7分です。

○5番 松本正美君

もう1点お聞きしたいのは、今回、一般と行政との役割分担の明確化ということをよく言われてるわけなんですけど、避難所において非常に行政の側と一般の方、避難されてる方々の役割の分担が明確になってない部分があったみたいですね。そうした明確にする必要があるんじゃないかというお話をいただいております。だから、今後はそういう避難される方ができたときに、行政と一般避難者との役割分担ですね、これを明確にしていくことも大事になってくるんじゃないかなと、このよう思いますので、この点はちょっと要望しておきますので、よろしく願いいたします。

時間が余りないものですから、次に移らせていただきます。

次に、事業継続計画ということで、BCP策定についてであります。

東日本大震災を受けて、今注目されてる事業継続計画のBCPであります。BCPとは、

地震や水害、新型インフルエンザの大流行など、大規模な災害や不測の事態が発生しても、企業や行政機関が重要事業を継続できるように事前に立ておく計画のことであります。事業継続に重点を置いていることが、一般の防災対策とはちょっと異なっているところでもあります。

今回の東日本大震災でも、BCPを策定した企業でその効果が確認されましたが、あるサービス業の会社では、地震発生後30分で対策本部を立ち上げ、約1時間半後にBCPを発動し、約2時間後には従業員の安否確認や顧客の情報を社内で共有することなどの迅速な対応ができたとお聞きしております。

また、地方自治体においても地域の住民の生命、生活、財産の保護だけではなく、行政サービスの維持、保険や福祉への対応、緊急時・被災時における道路、水道、港湾等の復旧整備などについての観点から、BCPの策定の取り組みが広がっております。愛知県においても、一応お聞きしているのは、小牧市、大府市、東海市、豊川市、豊田市、岩倉市、豊明市、東郷町、南知多とかが、事業継続計画ということでBCPを策定されておるところであります。

危機管理対策として、本町でもこうした大規模な災害や不測の事態が発生しても、重要な業務が早期に復旧し、継続できる体制を事前に整えておくことも大事ではないかなと、このよう思います。事業継続計画のBCPの策定はどのように考えてみえるか、お聞きしたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

事業継続計画BCPの策定についてのご質問にお答えいたします。

本町は業務継続計画BCPを作成するつもりはあるかという趣旨ですが、まず業務継続計画とは、災害時等においても町の機能をいち早く回復させ、住民の皆様にサービス、住民票の発行などがございますが、提供することと考えております。BCPの第一歩はBCP検討メンバーの選定から始まり、被害想定、事業影響分析、重要情報システムの選定、目標復旧時間の決定、目標復旧時点の決定、必要資源の把握と準備及び代替、復旧行動計画の立案などが考えられ、その代表的な方策として、重要情報データを選定し、大規模地震災害を想定した上で、バックアップデータを同時に被災しない地域に分散、保管することが重要と考えております。

また、昨年度愛知県から事業継続計画の策定についてのガイドラインが示されており、愛知県の計画と矛盾しないように、蟹江町版BCPを作成するよう検討していきたいと考えております。

以上です。

○5番 松本正美君

よろしくお願ひいたします。

次に入ります。

次に、被災者支援システムの導入についてをお伺いいたします。

このたびの東日本大震災では、市や町全体が地震による津波に襲われるなど、地方公共団体の行政機能そのものが麻痺し、被災者の復旧・復興支援がいまだにみだりにおこなわれている地域もあります。災害時発生においても、行政の素早い対応が被災者支援並びに復旧・復興に不可欠であります。被災者の氏名、住所など基本情報や被害状況、避難先、罹災者証明書の発行などを総合的に管理する被災者支援システムを平時のうちに構築しておくことが、極めて重要であります。

現在、総務省が被災者支援システムの利用促進を図っておりますが、この被災者支援システムは、95年に未曾有の災害となった阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したものであります。この被災者支援システムは、被災者台帳をもとに避難、被災者状況などの個人データを一元的に管理し、罹災証明書の発行に迅速に対応できるほか、救援物資の管理、仮設住宅の入退去、義援金や生活支援金給付の管理など、地方公共団体による被災者支援業務のための被災者支援システムとして、全国の地方公共団体で利用できるように地方自治情報センターが提供しております。また、被災者支援システムの普及促進を目的として、サポートセンターも開設されております。

しかし、このたびの東日本大震災発生前の時点で同システム導入の申請があったのは、約220の自治体にとどまり、被災した東北地方では導入の実態はほとんどありませんでした。このように、災害が発生した場合、行政の素早い対応が復旧・復興に不可欠であります。被災者の情報を一元的に管理できるよう、被災者支援システムを平時のうちに構築していくことは極めて重要であります。そこで、本町の危機管理対策として、災害時の危機管理に役立つ被災者支援システムを導入する考えないのか、この点についてもお聞きいたします。

○安心安全課長 岡村智彦君

被災者支援システムについてのご質問にお答えいたします。

被災者支援システムは、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県西宮市において開発され、財団法人地方自治情報センター提供の、地方公共団体業務プログラムライブラリーの共同アウトソーシングの一つとして登録されているものです。被災者支援システムには、被災者支援システム、避難所関連システム、緊急物資管理システム、仮設住宅管理システム、犠牲者遺族管理システムなどで構成されており、罹災証明などの発行が役場だけでなく避難所などでも発行できるシステムでございます。

システム構築には費用は要しないのですが、クライアントPCへのデータ取り込み、全市民の住民基本台帳のデータに費用がかかり、毎年データ更新にも費用がかかりますが、今後民生部住民課などと研究相談しながら、構築に向けて考えていきたいと思っております。

また、県におきましても、被災者支援システムの構築に向け、各市町村に県のシステムを

使用などのアンケートがございました。本町としましても、システムの導入を前向きに検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 黒川勝好君

あと1分です。

○5番 松本正美君

どうかこの支援システムに取り組んでいただきたいなど、このよう思います。今回、東日本の大震災におきまして、地元の我々の同僚の議員からもお聞きしております。今回、改めて東北3県で30近くの自治体が、全国各地でも約140の自治体が既に導入、また今回の大震災を受けられた宮城県の山元町というところがあるわけなんですけど、少しだけちょっと紹介させていただきます。

山元町では、システムの導入によりまして罹災証明がスムーズに発行でき、罹災証明の申請件数に対する発行件数は既に9割に上ってる状況であります。また、一元管理により義援金の支給などについても再度申請の手続は要らない、罹災証明だけでなく、義援金、支援金の支給、また固定資産税の減免等においても同システムが効果を発揮しているとお聞きしております。

また、被災者支援システムは西宮の職員が災害の最中、まさに被災した住民のために必要に応じて開発したものでありまして、高いIT能力のある職員は要りません。職員が立ち上げ、運用すればコストもかからないと聞いております。仮に民間に委託した場合でも20万から50万程度弱で、新たな設備も、既存のパソコンで十分であるとお聞きしておるところであります。

どうか、今後こうした被害があってはならないわけなんですけど、万一こうした被害があったときに被災者の支援ということで、どうか取り組んでいただけるようお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 黒川勝好君

以上で、松本正美君の1問目の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。3時30分開始でございます。よろしく願いいたします。

(午後 3時09分)

○議長 黒川勝好君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時30分)

○議長 黒川勝好君

松本正美君の2問目「エコ・省エネ環境対策に取組め」を許可をいたします。

○5番 松本正美君

5番 松本正美でございます。

2問目の「エコ・省エネ環境対策に取り組み」を質問させていただきます。

今回の東日本大震災は、地震、津波による福島第一原子力発電所の事故は、国民の多くが多大な犠牲を払うことになりました。その結果、原子力発電所にある大量の放射性物質が極めて危険であることがわかり、一度事故が起こると人間がコントロールができない惨事になり得ること、技術に万全はないことを私たちに突きつけてきました。

このことから、将来にわたって安心して使うことのできる、原発に頼らない安全で安心な自然エネルギー、再生可能エネルギーがますます重要となっております。再生可能エネルギーの主なものに、皆様もご承知のように太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス発電、地熱発電、水力発電などがあります。いずれも太陽または地球の内部からのエネルギーを直接また間接的に利用し、CO₂の直接的な発生を伴わないクリーンエネルギーであります。

本町でも再生可能エネルギーの利用促進で、環境に優しいまちづくりは重要な課題でもあります。昨年11月に、先進的な環境施策を進める川崎市高津区に視察に行っていました。これは環境に優しい都市事業として、川崎市高津区では100年後の高津の町のためにとという基本的理念のもと、幾つかの施策が進行中でありました。その中の一つとして太陽光発電一体型蓄電システムが、区の庁舎内に導入されておりました。これは環境技術の導入で、区役所をエコの手本にしようとして設置されたものであります。公共の庁舎などで再生可能エネルギーの利用促進を図る同システムの導入は、全国初と言われております。

区庁舎屋上に並ぶ48枚の太陽光のパネルが南方に10度の傾斜で等間隔に並び、継続的に発電を行っております。また、地下2階には、屋上の太陽光パネルで発電した電気を蓄積するためのリチウムイオン蓄電池が設置されております。蓄電池には13キロワット／時の電気がためることができ、これはマンションに暮らす4人家族世帯が半月生活できるだけの電力量に相当します。

また、太陽光パネルの年間発電量は、48枚で約1万キロワット／時、これは4人家族世帯が30年以上も生活できる電力となっております。今回導入されたシステムは、本来災害時のために蓄電した電気を、平常時には区役所内で使われております。一般電源に接続し、利用できるようにしたもので、蓄電池は充電量90%から50%の間で蓄電と放電を繰り返しており、発電した電気を無駄なく一般電源に接続し、活用できるのが特徴であります。

50%を下回らないようにしているのは、本来の使用用途である災害時に備えるためでもあります。また、リチウムイオン電池は蓄電量が多いまま放置すると寿命が短くなるという特性を持つことから、この運用方法で電池の寿命延長、経費削減を図っています。このほか、環境に優しい事業としてはコケによる屋上緑化や、民間協力者を募り、緑のカーテンの普及や雨水利用の促進、さらには区内の小学校でのビオトープの整備や環境学習支援に取り組ん

で見えます。

今回の地震、津波による福島第一原発の事故、それに伴い東海地震の地震、津波が予想される浜岡原発の停止が決まり、これから夏に向かい、この地方では電力不足が心配されてるところでもあります。そのことから、本町のCO₂削減のエコ対策や省エネ対策は、行政と住民が一体となった重要な取り組みだと思えます。

そこで、公共施設への太陽光発電パネルの設置と住宅用太陽光発電システムについてお伺いいたします。太陽光パネルは、家庭用とともに全国の公共施設や学校などにおいても設置が広がっております。特に避難所である学校においては、21年度にスクールニューディール構想に盛り込まれた、太陽光パネルを初めとしたエコ改修に対する国からの交付金の影響もあり、急速に広がっておるところであります。本町では、現在給食センターやまちなか交流センターに太陽光発電パネルを設置され、環境に優しい取り組みを推進されていますが、今後の環境施設の取り組みとして、特に避難所である学校より公共施設への太陽光パネルの設置拡充の取り組みの考えがないのかお伺いいたします。

また、本町においても、これまで町民が身近に地球温暖化防止に寄与できる取り組みの一つとして、住宅用太陽光発電システムの導入を推進し、町民のクリーンエネルギー利用を積極的に推進されております。23年度の補助額は1キロワット当たり2万円で上限4キロワットまで、太陽光システム導入に対して予算の補助は40件分の範囲内で、先着申し込み順にて補助を行っているとお伺いしております。本町において、これまで公的助成を活用して住宅用太陽光システムを設置した件数について、累計と内数における本町の助成事業による実績をそれぞれお示しください。

次に、省エネ対策についてであります。

今回視察させていただいた川崎市高津区の庁舎内に、省エネ対策として屋上緑化や緑のカーテンの取り組みでCO₂削減を図って見えます。屋上緑化では、4階の屋上に土壌がなくても生育するコケ植物による屋上緑化の取り組みがされております。担当者が、コケは乾燥に強く、土壌を必要としない軽量・省エネ管理で育成でき、断熱効果もあり、省エネルギー効果を高める空調負荷低減で、電気代の低減にもつながるとのことでありました。

また、温度の抑制効果が期待できる緑のカーテンも、高津区を挙げて取り組んで見えます。2008年度4月の調査では、区役所の日当たりのよい壁面温度は33.4度、緑のカーテンで覆われた部分は29.7度、4度以上の温度抑制効果を確認されております。高津区では緑のカーテン大作戦の一環として、ゴーヤの育て方や講習会の開催や、緑のカーテンのコンテストの実施で、市民一人一人が地球環境問題に取り組んで見えます。

本町でも、浜岡原発の停止によるこの夏の電力不足が心配であります。本町を挙げて節電に効果のある省エネに全力で取り組むときではないでしょうか。蟹江町でも緑の基本計画に基づいて計画され、町民と行政との協働により都市緑化を推進されますが、公共施設や民有

地の屋上緑化や緑のカーテンについての普及啓発活動や、本町の節電にも効果が上がる具体的な省エネ対策の取り組みについて、お伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○環境課長 村上勝芳君

大きく3問のご質問をいただきました。一括して答弁をさせていただきます。

まず1問目は、避難所である学校及び公共施設への太陽光パネルの設置拡充の取り組みの考えはないのかのご質問でございますが、蟹江町では避難所として学校及び公共施設を30カ所指定しております。学校施設にはそれぞれそこで学ぶ児童・生徒のみならず、住民にとっても最も身近な公共施設の一つであります。また、避難所でもございます。現在、公共施設に太陽光発電を設置しているところは、避難所ではございませんが、給食センターで20キロワット、まちなか交流センターで3.2キロワットを設置しております。また、23年度の計画では、南保育所、そして学童保育所に設置する予定であります。

ご質問の、避難所になっている学校及び公共施設への太陽光発電等の設置については、新築また改築に際して国庫補助金を有効に活用して、太陽光発電や太陽熱、風力発電等について設置可能などころから、その時代に適合した検討を進めてまいりたいと考えております。

2問目では、住宅用太陽光発電システムを設置した件数について、累計と内数における本町の助成事業による実績をご質問でございます。

住宅用太陽光発電施設導入促進補助事業交付金は平成21年7月に制定しておりまして、当初の21年度の実績においては23件、22年度の実績においては43件、平成23年度この6月までの実績においては22件の申請があります。これまでに補助金を交付した件数は、合計で88件になります。年々需要が高まる中、平成23年度の本町の太陽光発電補助金額は、国及び愛知県下市町村が交付する補助金の交付状況を参考に、キロワット当たり3万円から2万円に引き下げて、多くの方に補助が受けもらえるよう改正しております。

続いて、3問目ですが、公共施設や民有地の屋上緑化や緑のカーテンについての普及啓発活動や、本町の節電にも効果がある具体的な省エネ対策の取り組みについてのご質問でございます。

蟹江町では、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3の規定によって、第1次蟹江町地球温暖化対策の実施計画を策定しております。これを21年の1月に策定して、全庁的に温室効果ガスの排出量を25年度までに6%削減する目標を定めて、各課で温暖化対策員を置き、実施しております。

省エネ対策として、川崎市高津区の視察をされた事例を挙げてご提案をいただきましたが、本町においても給食センターをエコの館としてオール電化厨房、太陽光発電設備、風力発電、そして自家発電装置、雨水利用、バイオディーゼル燃料の使用、それから堆肥の生ごみ処理機、ビオトープ、緑のカーテンとともに空中の二酸化炭素を吸収する植物のケナフを育てて、

食育推進と環境学習を支援して、再生可能エネルギーと省エネを率先する施設として町民のほうへ発信をしています。

このほか、庁舎各課では、節電対策として電灯の点灯時間の削減、蛍光灯の間引き、緑のカーテンの実施、庁舎とか給食センター、体育館、保健センターなどで実施しております。そして、各課に節電推進員を設置して節電に努めております。また、町民に対しては、ごみ減量に取り組むとともにマイバッグの推進、そして西尾張CATVによるごみのあれこれの放映、八穂クリーンセンター主催の環境学習への参加を広報やホームページで紹介して、普及と啓発活動に取り組んでおります。

都市緑化では、昨年に開催されたCOP10を契機に、今駅北特定土地区画整理事業地内において、地域住民や各種団体の参加を得まして、総勢300人に参加をいただきましたが、記念植樹を実施して蟹江町の環境行政をアピールいたしました。今後さらに省資源、省エネについて住民の協力を得ながら、積極的に推進してまいりたいと考えております。

3問のご質問の答弁をさせていただきました。

以上です。

○5番 松本正美君

ありがとうございました。

特に、家庭用の太陽光発電についてちょっとお聞きしたいんですけど、今回の東日本の大震災におきまして、非常に家庭の太陽光発電が使用量が多かったということをお聞きしとるわけなんですけど、特に停電時における携帯電話等の充電に情報通信の伝達ができ、家族との安否の確認がとれたということもお聞きしております。また、停電時に炊飯器で御飯を炊けることができたという、そういったこともお話を聞いております。

そのほかまた、家電製品においても太陽光の自力発電で電力の供給ができたという、そういうお話も聞いておるところであります。特に、今回の家庭用太陽光発電システムというのは、今後この震災とともにつけられる家庭もふえてくるのではないかな。蟹江町においては、新築とともにというこの新しくつけられる方もおみえであります。

そういった意味で、今、特に愛知県は全国一の太陽光発電の注文がふえてるということもお聞きしております。そういう意味では、今後家庭用の太陽光発電システムの導入が、蟹江町においてもふえてくるのではないかなと、このように思うわけであります。

今、課長がお話しされましたように、21年度から太陽光の発電のシステムが始まっているわけなんですけど、そのときの募集枠が40件で、補助が3万円ということをお聞きしてるわけなんですけど、本年度は補助が2万円になつとるわけですね。なぜこれ2万円に下がったのか、ちょっとわからないわけなんですけど、きょうの朝日新聞を見てみますと、やっぱり各自治体が補助をアップして後押しをしてるということをお聞きしてるわけなんですけど、蟹江町においても利用される住民の方からも、募集の枠をふやしてほしいだと

か、それとあわせて補助額ももう少しふやしていただけたらどうかというお話もお聞きしてるわけなんですけど、この点についてはどのように考えてるか、ちょっとお話を聞きたいと思います。

また、今回太陽光発電を利用した高津の区役所に視察に行かさせていただいたわけなんですけど、非常に庁舎内がエコのシティーのホールということで、蟹江町においても給食センターが一つのエコの施設ということで取り組んでみえるわけなんですけど、学校等の研修等だとか、そういう研修は給食センターなどに行かれる方は多いわけなんですけど、本庁舎はかなりいろんな方がおみえになるわけなんですけど、今回高津のエコシティーホールというのは、非常にいろんな形で実践に取り組んでみえるわけなんです。

そして、この太陽光発電に限らず、エコの環境学習だとかまたそうした取り組みを、庁舎内でもエコシティーということで取り入れることはできないだろうか。今既に緑のカーテンということで、庁舎の取り組んでおみえになつとるわけなんです。そうしたことも踏まえて、今後この庁舎のエコシティーホールという取り組みが庁舎の中でもできないかなと、このように思うわけなんですけど、この点については町長にちょっとお聞きしたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○環境課長 村上勝芳君

21年度、22年度交付額をキロ当たり3万円、そして23年度から2万円にさせていただきましたが、愛知県下で太陽光発電の交付する市町村の数が49市町村の中で、2万5,000円のところ、2万円のところ、一番多いのが10万円のところといろいろある中で、一番多く市町村として交付額を決めているのが2万円、約49%の市町村がございまして、蟹江町としても太陽光の発電の交付をたくさんの方に交付をしていきたいということで、1万円下げて数を40件ということでさせていただいております。そして、できる限り多くの方にこたえていきたいと考えております。

以上です。

○町長 横江淳一君

お答えをいたします。

川崎市の高津区へ行っておみえになって、資料も私も読まさせていただきました。大変エコシティー計画をされて、素晴らしいところだなと思っております。

先ほど来担当者からずっとお話をさせていただいておりますが、エコの館ということで、まずは給食センターをモデルにさせていただきました。ご存じのように20キロワットの太陽光発電がついているわけでありまして、もう一つ風力発電がビオトープの前についております。あれが1,300ワットでありまして、微々たる発電かもわかりませんが、まず一つ、啓発・啓蒙のためにやったらどうだということでスタートをさせていただき、本庁についてはまだ実は今回、空調の入札をやらせていただき、最終日に皆様方にお示しをさせていただき

ますけれども、今後、耐震が終わり次第、順次エコ化に向かって投入をしていきたいなど。

ただ、まだまだ太陽光発電、普及したとはいえ大変コスト的に高うございます。そういう意味で、限られた財政の中でいかに効率よくやっていくかが1つ。それから、高津区のようにリチウムイオンを備えた蓄電装置が、これは大変いいことだなというふうに思っておりますが、リチウムイオン、実は今これハイブリッド車に使われておりまして、普通の乗用車でも今回震災に大変役に立ったというふうに聞いております。

特に乗用車タイプですと、扇風機はもとより電子レンジ、それからその他の電熱器も含めて1,500ワットぐらいまで使用できる、そういう能力を今、有しているそうです。順次ハイブリッドカーもしくは電気自動車にこれを採用していくことを聞いておりますので、そういうリチウムイオンもどんどんこれから大量に出れば、コストダウンが図られるんじゃないかな、そのことも踏まえて庁舎並びに各施設に普及していこうかなと思っております。

また、ちょっと先ほど話をさせていただきましたが、南保育所も今回太陽光発電の計画をしておりますし、完成次第、今現在仮園舎に使っております児童館にも、これは5キロワットを使う予定であります。そこでエコの勉強も当然園児さんにしていただけたと思いますし、そういう催し物も含めて、まずスタートは南保育所からやらせていただけるかなと、こんなことを今思っているわけでありまして、庁舎はもうしばらく後になるかなと、こんなことを思っております。よろしく申し上げます。

○5番 松本正美君

太陽光システムの導入であります、今、課長のほうからもお話があったわけなんですけど、49%ということで2万円ですかね、そういう2万円のところもかなりあるということでお話があったわけなんですけど、本当に今後この太陽光発電というのはふえてくると思うわけですね。

特に、これから次世代の送電網であるスマートグリッドですね、これの期待が高まっておるわけなんです。やっぱりこれはスマートグリッドというのは、太陽光などの発電量のばらつきを克服して、ITの制御で電気の流れをよい流れにする仕組みがあるということで、各家庭においても電気自動車もそこで充電ができるということもお聞きしてるし、また天気の良いときも蓄電された電気がスムーズに流れるようになってるということで、今後やっぱり家庭用の太陽光システムというのは大きく変わってくるんじゃないかなと、このよう思いますので、どうか募集枠また補助の枠も今後検討、多分お金も高くなってきますので、枠も検討していただきたいなど、このよう思いますのでよろしく願いいたします。

それと、先ほども緑のカーテンということでお話があったわけなんですけど、特に高津区の区では、緑のカーテンに対しても積極的な講習会を開催されておるわけなんです。そして、その中で緑のカーテンの取り組み、またそうしたコンテストだとかシンポジウムだとか、こうしたことも開催をされております。また、ゴーヤ、ヘチマ、アサガオなんですけど、こ

れの苗の無料配布ですね。住民の後押しで図るなどの取り組みもされておりました。こうした取り組みも蟹江町としてもやっていけないんだろうかと、このよう思うわけなんです。

また、啓発の面においても、ただ企業や家庭に対する省エネの啓発だけにとどまらず、また印刷物やホームページでも啓発されてるわけなんですけど、こうした省エネ関連のイベントの開催なども啓発の中に入れて努めていけないか、この点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○環境課長 村上勝芳君

先ほど答弁の中で緑のカーテンということで、庁舎、体育館だとか給食センターだとか保健センターでお話をさせていただきましたが、このほかの公共施設へも緑のカーテンの実施について協力の要請していきたいと思います。

そして、各施設の節電も行っていきますが、民間のほうへも商業施設並びに企業にとっても、これは節電というのは関心のあるところですので、緑化による節電への努力が積極的に行われるよう、行政としても周知だとかというのを啓発・啓蒙をしていきたいと考えています。

○5番 松本正美君

ちょっと答弁のほうで、講習会の開催だとか、またこれは高津区でも取り組んでみえますので、非常に効果が上がってるということをお聞きしてます。それと、ゴーヤ、ヘチマの苗の無料配布、要するに後押しができるようなそういう体制が組めないのか、この点をちょっとお聞きしたかったんです。

○環境課長 村上勝芳君

講習会の開催については、一度内部で検討させていただきたいと思います。そして、ゴーヤやヘチマの配布についても、ちょっと内部で検討させていただきたいと思います。

○5番 松本正美君

どうか省エネ対策にしっかり取り組んでいただきたいなと、このよう思います。

最後に、本町の節電対策について要望させていただきます。

今回の東日本大震災の影響により多くの発電所が停止したことで、夏の大幅な電力不足が予想されております。このことにより、東京、東北電力管内の企業や家庭で、電力使用を昨年夏より15%を削減を打ち出しております。関西電力でも15%削減を行う予定であります。この東海地方でも浜岡の原発の停止により、企業もこの夏の節電対策を考えております。特に電力の約3割が使用される家庭の節電も期待されております。

このことから、節電対策は行政、企業、家庭が一致団結し、夏の電力不足に対応した節電に取り組むことが求められております。先ほども答弁の中にもお話がありましたが、本町の庁舎内の節電対策として、クールビズはもちろんのこと、日中庁舎内の各課の窓際や廊下の照明を非常用以外は消すだとか、蛍光灯の明かりを間引くなどの対策や、太陽の光を利用

した光ダクトのシステムの導入なども考えていただきたいと思います。

家庭においても、この夏場はエアコンの電力量が半分以上を占めており、そのための節電温度を1度控えめにするなど、エアコンの利用を見直すことが消費電力の量を減らす大きなポイントとなっております。また、使わない電気製品はコンセントからプラグを抜くなど、待機電力を減らす努力も必要ではないでしょうか。

古い電気製品をLEDの電球や省エネ性能の高い電気製品を使うことが、消費電力削減に非常に効果的であるとも言われております。節電対策はまず、町が節電の取り組みに模範を示し、企業や家庭にも節電に頑張ってもらうことをお願いすることが必要ではないでしょうか。本町の節電対策についてしっかり取り組んでいただきますよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

○議長 黒川勝好君

以上で松本正美君の質問を終わります。

それでは、質問5番 山田新太郎君の「蟹江北中学校での自転車通学許可を早急に」を許可をいたします。

山田新太郎君、質問席へお着きください。

○2番 山田新太郎君

2番の山田新太郎でございます。

きょう再びこの議場で質問ができる立場になったこと、非常に喜んでおります。ご支援いただいた方、どうもありがとうございました。

それで、きょうお聞きするのは、蟹江中学校での自転車通学許可を早急にということですが、実は私、自転車でいろいろ走っておって、あれ多分1月の終わりごろだと思います。午後の6時前ぐらいだったと思います。当然暗いわけで寒いわけで、そこで白沢ドラッグのちょっと南の辺の薄暗いところで、1人の女子中学生に会いました。その方はちょっと背が低くて、それ以上はちょっと差し支えるので、格好は二宮金次郎のしょいこというんですかね、後ろに何かやってる、ああいう格好をしておられて、頭の上20センチか30センチぐらい出ているわけですね。

だから、薄暗いので、また女の子ですからね、あんまりしつこくは聞きませんでした。たまたまそのころ蟹江町、犯罪が非常に多くて、年末年始にかけて窃盗、強盗という言葉もあったかもしれませんが、非常に犯罪が多かったもんですから、つついその方に薄暗いもんですからね、夜おそいねと。いろんな犯罪が起きてるんで、気をつけて帰ってくださいねと言いました。当然白沢ドラッグのところを南に歩かれてるわけですから、私がかった限り、後で時間を言いますが、それをもっと南へ歩いていこうとされていますので、単純に20分以上は歩かれるだなあと思っておりました。

寒いし暗いし、犯罪に遭うかもわからんなど、そういう気持ちでおってちょっとだけ話し

かけたら、ありがとうございますという言葉を書いて歩いていきましたので、その後、やっぱり私、自転車で走っておりまして、5時半ごろになるとよく中学生の部活で終わった方々がよくすれ違うようになりまして、その方たちが私をとめて、私たち部活を一生懸命やっているんだと。私は、ある方はどうも記念橋の近くの方だったそうなんです、26分ぐらいかかって学校へ行っていると。何とか自転車に乗ることはできませんかと。私もあんまり自転車のこと興味ないというのは失礼ですけど、知らなかったもんですから、あれ、何、乗ってないのって言ったら、はい、北中学校はだれも自転車には乗っておりませんと。

蟹江中学校は乗ってることはわかっておりまして、あ、そうですかと。僕は冗談で、あんたたち早く帰ってテレビ見たいんだろう言うたら、いや、何が何がと。部活は一生懸命やるけど、早く帰って勉強がしたいと、一生懸命そうやって言うもんですから、あ、そうですかと。もちろん私も万が一うまく通ったら、一遍このことを質問しますということ、そのときにお話をしました。

それで、幸いにしきょう、この場所で質問できる機会がいただけましたので、まず最初にこのことを質問したいと思います。

まず、簡単な質問でございますけれども、現在ですが、蟹江中学校のほうは自転車通学が許可されてるということはお聞きしておるんですが、蟹江中学校で自転車許可がされてる方は、現時点で何人でしょうか。もう一つ、蟹江北中学はどうもされてないと思うんですが、念のために、蟹江北中学での自転車通学者人数を教えてください。

○教育部次長・教育課長 鈴木智久君

蟹江中学校のほうの通学者につきましては、336人が通学許可が出ております。それから北中学校のほうは当然全員の方が徒歩通学になっておりますので、そういう意味では通学許可は出ておりません。

以上です。

○2番 山田新太郎君

それで、お聞きしますが、私も蟹江中学校へ自転車で通ったもんですから、私のところは当然ですが、須西学区と新蟹江学区は全員ということで、ああもすもなくはっきりしとるもんですからね。中学校へ行くと自転車だなという感じは持っておったんですが、今、許可されている許可の範囲ですね、その決め方をちょっとわかりやすく、中学生の方にもわかりやすくご説明願えますか。

○教育部次長・教育課長 鈴木智久君

範囲につきましては、教育委員会のほうでこうしなさい、ああしなさいというふうに決めたわけございませんので、中学校のほうにお尋ねをいたしました。そちらのほうから回答としましては、許可区域につきましてはまずは距離では決めてないということです。

そのときどきで学校、地域、PTAや生徒会との話し合い、相談をして決められたもので

はないかと、こちらのほうもかなり決められてから年数たっておりますので、今の先生方にお聞きしてもそういうような答えしか得られることができませんでしたので、先ほど、くどくなりますが、学校、地域、PTA、生徒会などでの話し合い、相談して決めてこられたというのが今までの過去の経過だということ聞いております。

以上です。

○2番 山田新太郎君

今のお話ですと、ファジーになってははっきりと線は引いてないよということですから、それも後でまた質問しますんで、それでいいですけど。

それで、今お聞きしたように蟹江中学校が366人ですか、1学年でいくと130人前後ですね、その方たちが自転車に乗れて、で、蟹江北中学はゼロですね。その事実に関して、私は非常に不可解なんです、なぜ蟹江北中学は自転車に乗れんのだろうか、それを自分なりにまず考えてみました。

私が思うには、問題点としては一番大きいのは経済的負担だなと。私、須西小学校に入学したときに、今から思えばあれはJAだと思うんですね。小学校6年生の方が銀行の受付の係をやって、その他全校生徒が月に1回だとか、その辺は回数は忘れちゃいましたが、一人一人が貯金通帳をつくっていただいて、毎月1回だったと思うんですね、全校生徒が貯金するわけですね。

今から思えば、あれは自転車を買うための貯金だったなと思うんです。6年間で、多分親は打ち合わせしてあったんだと思うんですね。その貯金を引きおろすと、ちょうど自転車を買えたわけです。だから、一番初めにこれをやってほしいという質問をするときに、一番初めに思ったことは、親の負担がふえるんじゃないかと。このことを僕が議場で言って許可されたら、困られる家庭があるんじゃないかと、そのことが頭をかすめました。だから、あるときたまたま中学生に呼びとめられたんで、質問するというお約束は確かにしたんですが、自転車のほうで僕はこうだったと、6年間で貯金した金で自転車を買ったんだよと。それを許可されたときに、困られるような家庭があるんじゃないですかと聞いたんですよ。

そしたら、全員とは言いません、多分ほぼ全員、何人かは、10人ぐらいおるんですけど、もう6年生の時点で自転車をほぼ全員、子供の言うことですから、それが間違いがあるかもしれないませんが、ほぼ全員持っていると。だから、もし許可されたとしても、新しく買う子はほとんどいないですよとされました。それを聞いて私はほっとしたんですわ。自分がこうやって質問して許可された、買えない家の人がおったら困るなと思ったんですね。

ところが、その言葉を聞いて非常にほっとしたんで、語気を強めてでもこれをやりたいな。一つ親の経済的負担、これはどうも大きくないなと、あくまでも想像ですので、一つ大きな山を越えたなと。

次に問題になるのは、当然ですが自転車置き場ですね。駐輪場の問題があるなと思った。

だから、蟹江北中学へ行ってながめてみました。体育館のすぐ北には何台ぐらいとめられるか知りませんが、北ほぼ全面に関して駐輪場はありますと。万が一だめだったときに、どこか空き地がないかなと思って、体育館の西側ですね、あそこを見ますと、今桜の木とかあるんですが、当然あそこには自転車置き場をつくるスペースがあります。また、念のためにそこでもだめならと思って、体育館の西の南、南西のところですね、あれ西門というのかちょっとわかりませんが、あそこを上がってきたところにテニスコート1面ないし2面ぐらいの空き地があります。あれを見たときに、あ、これは現時点で自転車置き場をつくったとしても、お金の面は別ですよ、余り迷惑がかからないなと思いました。あ、これならいけるなということで、きょうの質問になっておるんですが。

その点、私が思う問題点以上に、許可ができないような問題点があるなら、この場ではっきりと言ってください。

○教育部次長・教育課長 鈴木智久君

まず、蟹江北中学校におきましては、開校当初から全員徒歩でございます。これは学校の位置が徒歩通学するのに無理のない距離にあるというような判断をされたので、全員が徒歩通学だったというふうに聞いております。ですので、自転車通学に何か問題があって徒歩通学にしたということではございませんので、特別に自転車がだめだということではなかったようです。

ただし、近年社会情勢や生徒の生活リズムの変化などによりまして、保護者の方から自転車通学を認めてほしいという要望は、学校のほうに寄せられているようでございます。学校につきましてもこのような状況は認めつつも、生徒の登下校の安全を重視した場合に、やはり徒歩通学を継続したほうが望ましいということで、現在に至っていると聞いております。このことは、北中学校のほうのホームページにも掲載されて公表されております。

以上のことから、自転車通学の可否について、教育委員会としては積極的に関与するのではなく、学校長の判断として責任においてまた決めていただければいいものととらえておりますので、特段問題があるというふうにはとられておりません。

以上です。

○2番 山田新太郎君

まことに無責任な言葉をありがとうございます。

何を言っとなんですか、あなたは。歩いて時間をはかったことあるんですか。ないでしょう。私、歩いたんですよ。私の想像でいくと、どうも蟹江中学校はヨシヅヤ、明治堂の南側の線で、あの辺で引いてあるんじゃないかなと。何気なく見ていると、南のほうでも自転車乗ってる人がたまにいますが、多分そうだなと。歩いてみましたが、明治堂からあくまでも私の歩数ですよ、私が歩いたんですよ、明治堂からだ、幸いにしてなぜか信号に引っかかるようなこともなかったんですね。明治堂から歩いて、私15分でした。一番遠いと僕が勝手に思

ったのは、今村に三明神社っていう神社があるんですね。セーヌのすぐ南側に小さな神社があるんですけど、あの辺が一番遠いんじゃないか、ほかにも遠いところあると思うんですよ。そこではかってみたら私の時間で23分でした。

その他なるべく皆さんがご存じなところを言いますと、柴田燃料店、そこからは17分でした。それで、中央道の下で近鉄線の南側、断っておきますが、中央道の下で近鉄の北側は歩いとるんですよ。そのすぐ近鉄を挟んだだけの南側、ここ自転車で行っとるんですよ。16分なんですよ。いいですか。だから、今自転車許可がされてると思う明治堂の辺が一番近いんじゃないかなと思うんですが、15分。で、柳瀬のほうはあえてはかるのをやめました。なぜかといったら小学生が須西小学校まで歩いてますんでね、ちょっとそれだけはあえて避けました。舟入のほうもちょっと避けました。

こういう今の時点で私がかかった限り、15分の人が自転車で来てるのは事実なんですよ。一方ですよ一方、あなたね、あしたはかってこいよ、自分ではかってきなさいよ、子供の気持ちになりなさいよ。痴漢に遭うかもしれないのだぞ。いいですか。私が蟹江北中学校の東門と中部電力の発電所のすぐ北側、道に迷っちゃって、本当は菊地さんのところの家のそばの神社行こう思ったんだけど、道に迷っちゃったんですね。あんまり迷った時間入るといかんので、直接わかりやすいのが変電所があったんで、そこまで行ったら北側で21分でした。白沢ドラッグ、これは真っすぐの道ですね、私の歩いたので17分です。喫茶店都というのがあるんですが、そこからは19分でした。先ほどの話で、中央道の西側で近鉄線の北側、いいですね、中央道があってその西側ですよ、すぐ下、そこでそちらは西側にあるんで、あえて図書館の西をかって蟹江中学校、北中学校まで歩いていきました。そこは27分かかりました。

今度は中央道があって、中央道の東側、今度は東側ですよ、そこで近鉄のすぐ北、先ほど言いましたようにすぐ1本挟んだ16分で歩いていけるんですよ。その近鉄線を挟んだだけのところは24分でした。ちなみに図書館の北側ですね、そこから歩いたら20分でした。

鈴木さん、一遍歩いてちょ。近いほうが自転車乗っとるんだよ。遠いほうは歩いとるんだよ。あんた、どんな理屈が通ると、中学生なんか一切納得しんわ。だから今、政治不信になっとるじゃないですか。投票率が低いでしょう。だからここで投票率、将来この子たちももっと不信になりますよ。だからこそそんな難しいこと言わずに、単純に遠いが。遠い人たちに許可をしたってちょうだいよ。

ということで、私が思うには白沢ドラッグと東西線ね、あそこでもし線を引いたとしたら17分なんですよ。本当はもっと北側で線を引くべきだと思うんですけど、とりあえずはいろんな事情があるんで、まずその辺で暫定的にやられたらどうですか。どうですか、許可について、一言教育長、お願いします。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣であります、議員の子供を思う気持ちでこのようにはかっていたいたい

うことで、ありがとうございます。今お話をお聞きしますと、確かに蟹江中学校の歩く時間ですね、それから北中学校の歩く時間の差があると。逆に北中学校のほうが長いんじゃないかというようなお話で、認めてあげたらというようなことのお話というふうに思うわけですが、今、蟹江中学校と蟹江北中学校の比較でしたね。

先ほど次長が申し上げたんですけれども、学校へ歩いて行くか自転車で行くか、これを通学方法なんですけれども、これをお決めになるといっておかしいですけれども、決められるのは学校なんです。校長先生なんです。それは地域の状況とか子供の様子とかを見て、そしてそれは、当然もしなるんだったら保護者の方も当然地域の方も入っての話し合いになると思うんです。

一概に蟹江中学校が自転車に乗っている、北中は乗っていない、それで余計時間がかかるといふところの比較で言うと、若干2校を比べるものですから、当然町内に2校ありますのでお気持ちは十分わかります。そのあたりについて、もしこれが不公平ということであるならば、例えば蟹江中学校の中で近い子が自転車で遠い子が歩きだったら、これはそうですね。これは教育委員会として当然、学校にどのようになっていますかとお聞きします。

でも、この通学方法については、学校の校長先生が自分の校長としての責任と判断という権限のもとに決めてみえるものですから、それについて例えば教育委員会がそれをお聞きしたときでも、例えば当時は文部省ですね、昭和33年に文部省が基準を決めております。この基準が中学校であれば6キロ以内、小学校4キロ以内と決めてます。それを若干最近ですけども、もうちょっと時間を縮めたといふところで、日本建築士会ですけれども、これが3キロと2キロと決めております。

実際に山田議員さんが歩いた時間ですか、私どもも大体の距離ははからせていただいたんですけれども、大体遠いところで2.2キロから2.3キロということで、そういうことを考えますと、学校の校長先生が自分の学校の成り立ちから考えて、そして先ほど申し上げました北中は蟹中から分かれたんですね。大体学区の真ん中につくったというようなコンセプトから、これは徒歩でいいんじゃないかというようにお決めになって、現在に至っていると。

ただ、先ほど議員さんがご心配されたおそい時間に帰ってくる、これは部活動のかかわりもありますので、これについては今そのようなことについて学校のほうに、部活動がもし、もちろん大事ですけども、そういう下校時間、特に最近こういうような社会情勢になってまいりますと、当然不審者とかそういうようなこともありますので、学校にお聞きしますと、若干そういうことを考えて15分ほど早くしたと私は聞いておりましたですけども、今のお話聞きまして、再度また学校にもそういう下校時間がある程度守っていただくようなことは話をしていきたいということを思いますので。

何もファジーじゃありません。学校のほうが中心で決めていると。それについて、教育委員会がもしも言うならば、今先ほどの距離はある程度合ってます。大体30分以内ぐらい、そ

れからそれが一般的に考えて北中の30年前にできたところを中心になったということから、教育委員会としてはそれをどうのこうのということはありません。

以上です。

○2番 山田新太郎君

私を説得していただいても、これは仕方ないんです。子供たちが素直におかしいと言ってるんですよ。だから、それを事務手続的にこうだこうじゃなくて、先ほども聞きましたように、蟹江中学校は申請でもって許可してるわけでしょう。教育長が今言われたように、歩くのがいい、そういうふうに思われる親だったら申請はしませんがね。そうでしょう。だったら、悪いですけど子供を説得してくださいよ。私なんか説得しても意味ないですよ。

だから、子供さんが素直に早く帰ってって勉強したいと言っておるわけですよ。だから、10分短くなりゃ往復で20分じゃないですか。だから僕言ったでしょう、あんたたちテレビ見たいから言っとるんでしょと言ったわ。違うと、勉強したいと、そういう気持ちをくんで、一遍子供に説明してくださいよ。お子さん方に説明してくださいよ。当然子供だから何も言いませんわ。よう言わないですよ。そういうのをくんで、先手を打っていくのが政治じゃないんですか。子供たちが本音なんか言うわけないじゃないですか、内申書に響くもん。そういう気持ちをくんで積極的に先手を打っていく、それが教育長のする仕事じゃないんですか。決まってるからおれはやらんぞではいかんじゃないですか。

○教育長 石垣武雄君

そういうような、これは教育委員会の権限と学校長の権限というあたりを今お話をさせていただいたものですから、ただ、きょうこういうような形でお話をお聞きしました。これについては、最終的に先ほども申し上げたとおり、校長先生が判断されるということでありまして、こういう事実と、そしてそういうような社会情勢の変化もありますので、お伝えをして、そしてそういうような声を解消できるような形をこちらのほうは、教育委員会としてはお伝えをしていきたいというふうに思っております。

確かに、それはお子さんがなかなか学校の先生にお話ができにくいということがあろうかもしれませんけれども、先ほど次長のほうが申し上げました。ホームページという話を、これちょっと私持ってきているんですが、ホームページのこれは22年度だったか21年度だったかな、要するに学校のそういうような学校評価というのがありまして、それに対して親御さんがいろんな書くんです。それについての質問に学校のホームページでお答えをしてるんです。

当然議員さんも見られてると思いますが、その中に、例えば自転車通学の許可をお願いしたい、自転車通学は無理なのかということでご意見があります。学校側がお答えをされています。回答、本校は開校以来徒歩通学を基本としています。これは生徒の登下校の安全を重視した場合、徒歩通学の継続が望ましいと考えております。下校時刻は日没までに帰宅でき

るように設定しております。平成21年度には下校後の生徒の生活を考えて、6月、7月の最終下校時刻を15分繰り上げました。不審者情報が入った場合には、複数での下校云々というようなどころでご回答されておりますが、そのほかに例えば意見として、冬はマフラーやネックウォーマーの使用を認めてほしいですか、男子のマフラー禁止の校則は見直していただけないでしょうかとか、学校の規則や提出物など期限を守らなかったときなどは云々とか、こういうようなどころで、今は大分、今というとおかしいですけども、フリーな気持ちで思ったことを学校にお伝えいただいて、そしてそれも学校も受けながら、回答して理解をやっていると。

今、お話があった場合は、再度私のほうもまた学校にお伝えをしていきたいんですけども、こういうようなどころで議場で議会で議員さんからもご指摘があったと。そういうようなどころでこういうようなご意見と一緒にですけども、再度また学校のスタンスを決めていただこうというようなことを思っております。ですから、別にファジーとか教育長の仕事をサボってるとか、そういうつもりで私はおるわけではありません。

○2番 山田新太郎君

一中学校の話をしとるわけじゃないんですよ。校長先生にすべて任せてあるで終わり。結論そういうことでしょう。そういうのを悪いところがあったら、やっぱり相談していけばいいじゃないですか。なぜその人に自由裁量権みたいに与えちゃって、極端な話ですよ、自分の思うままにやりなさいでしょう、簡単な話は。それも歴史があるからと。それはね、だれでもですけど、校長先生の立場に立ったらわかりますが、だれでもですわ。今やっとなことを守ろうとされますよ。マイナスだけがあってプラスなんかありませんもん。

前に僕がここで、校庭を芝生にしたらどうだということを行ったこともあるんですよ。そしたら足に引っかかるとかどうのこうのと言われましたが、あ、やっぱり公務員の方はこういう考えだなど、正直思いましたよ。だから、前任者がやってるからというふうにするのが一番楽なんですよ。それをとめれるのは上の人ですよ。だから、僕が校長先生だったら下手したらそう言うかもしれませんわ。保身になるに決まってるわ。新しいことやって万が一が起きたら全部自分がマイナスじゃないですか。そうじゃないよと。子供の気持ちになろうよと。胸を開いて話ししましょうよと。私も責任を負いますよという立場で話されると、それは担当者はここでも全員一緒ですよ。逃げますよ。

だから教育長、大きな気持ちを持って本当に子供の気持ちをくんでやってくださいよ。同じ町内ですよ、私たち30分、15分かからんところがなぜ自転車なの。素直な疑問だが。それを歴史だから、校長先生だから、子供見て一言も言えんわ。だから、それを胸を開かせるのは町長であり教育長、上の人だわ。校長先生は絶対そんなもの、自分に責任最終的に負わさざるを得ないから、責任なんか負いませんよ。頼むから教育長、もう一步胸を開いてくださいよ。

○教育長 石垣武雄君

お気持ちはわかるんですけども、これはやはり私が申し上げてるのは、校長先生が今の保守的とか自分を守るとか、そのような校長先生ではないというふうに僕は思っております。というのは、1校を任されたそのキャップです。教育委員会は確かに、もし学校が決められたことが一般常識に照らしておかしいということであれば、私も言います。それが例えば文部省が決められた基準とか、そういうところしかないんですけどね、基準が。教育委員会はそういうところで整理していくんです。あと校長先生にそのあたりのところをお話をして、そして校長先生が今の生徒の状況、保護者、地域の状況等、いろんな総合的に判断されるんです、これは。

これは、校長先生の責任と判断を問われるんです。ですから、今回こういうふうなお話があったのは、私も学校のほうにお邪魔してお伝えをし、ただしこれは私が子供たちに説明するんじゃないくて、これは学校の先生が説明されます。

実は、ご承知だと思いうんですけども、このあたりが教育委員会と学校というところが若干、私どもは教育行政なんですね。そのあたりのところで逸脱しているものがあれば、当然口を出します。でも、今のお話でそういうところをもし校長先生が、心で変えるのがためらってみえるんだったら、それをお話しします。けども、それは総合的な判断でやってくださいと言います。

実は、学校教育法のこれは第37条の第4項に校長の職務が書いてあるんです。校長は校務を司り、所属職員を監督するとあります。最初が校務なんですね。この校務ということは、校長先生に与えられているのは、学校運営うまく回るように、その事柄については校長先生の権限なんですね、実は。それを私が言っていくのは、私はできません。それについてのお答えやそういうお伝えはできます。で、考えていただくことはできるわけです。

先ほど何度も言いますように、例えば教育委員会は小学校区とか学区、これのところを決めるのは教育委員会です、実は。もちろん意見を皆さんからお聞きします。けど、学校へ行く行き方については、学校が決めてるんです。それについて、今何度か最初からお話をしますけれども、私じゃなくて子供に理解させてほしいということをお聞きしましたので、そのことを踏まえまして、早速学校のほうにもこういうようなことをお伝えをしながら考えていただこうということは思っております。

○2番 山田新太郎君

再三申しますけれど、政治というのは信頼なんですよ。子供のときに自転車に乗れなんだ。これずっと思いますよ、当たり前。子供はそんな難しいことわからんもん、幾ら言われても。だから私ね、こういう中学校があってそこが自転車だったよ。私たち30分歩いって自転車じゃなかったんだよ、絶対思いますよ。また年とってきてその考えは違ってくるかもしれませぬけどね。

だから、信頼をうめるように町民の方にも信頼を得れるように、今は中学生ですよ。10年後、投票もしますが。そういう人たちが、こんなもん何言っとなんか聞いてくれへんがやという気持ちをひよっとしたら、これで植えつけるかもわからんわけですよ。そうすると、もっともっと日本の投票率下がるんですよ。そういう大きなことが絡んでるから、あえてこういうことを言ってるんですね。教育長は多分、私には内緒で大きく胸を開いて、校長先生を抱きしめながら話ししていただけると信じて、きょうは終わります。蟹江北中学の皆さん、約束守りましたよ。

以上です。ありがとうございました。

○議長 黒川勝好君

以上で山田新太郎君の質問を終わります。

それでは、質問6番 戸谷裕治君の「近鉄蟹江駅前に警察官立ち寄り所の設置を」を許可をいたします。

質問席へお着きください。

○1番 戸谷裕治君

1番 戸谷でございます。

どういうテンションでやっていかちよっとわからなくなったもので、今、落ちついてやらさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、第4次総合計画に基づきまして、駅前にぎわいゾーンに関連してということで質問させていただきます。

近鉄蟹江駅前に、立ち寄り所の設置をお願いできないかということでございます。その前に私の今の身分ですね、町会議員ですけれど、それ以前に商店街の会長、そして一番街、サンプレイタウンですか、そちらの方々とお話をさせていただきまして、いろいろ質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、商店街というのはどういうものかというのを、こここのところの議事録を読みますと、シャッター通り商店街、もういろいろ揶揄されておりますよね。商店街の会長の身分ということもありまして、少し商店街というのはどういうものかをお話しさせていただいて、派出所のほうへ入りますので、よろしくお願い致します。

商店街と申しますのは、まず近鉄蟹江駅前商店街、私どもの今住んでるところですね。これはどういう気持ちで防犯とかに携わっているかというのをお話しさせていただきます。

まず、行政の方はよくお聞き願いたいんですけど、昭和32年に蟹江小学校の校庭の一部として、そして近鉄蟹江駅前に行政のほうからお願いをされて、商店街をつくってくれと。そういう話で私どもの通りはでき上がってまいりました。私どもは来年で50周年ですね、駅前に出まして。それまでは西之森というところで商売をしておりました。

何でこういうことを申し上げたといいますと、まず都市計画の一部でこういうことがあつ

たということ、行政の方は知っていただきたい。そして、今の蟹江近鉄駅前がああいう状態になっております。これも都市計画の古い地図の上で成り立ってきた感じでございますので、これもよく覚えておいていただきたいと。

そして、その商店街に街路灯を、商店街といたしまして昭和51年につくりました。これはただのお客さん集めのためじゃなしに、通る不特定多数の人たちの通られる道の安心・安全のために明るい町をつくろう、これが基本でございます。それから30年たちまして、今から6年前に、街路灯をそろそろ作り直そうじゃないかと。ところが、商店街が疲弊してまいりました。シャッター通りになってまいりました。そこでいろいろお話が出ました。やめようとか、もう倒しちゃおうとか。そうしますと、一度電気を切ってみました。駅前から西に向かつては真っ暗ですね。これはいけないというので、商店街としてはやろうと。これが防犯として我々がやろうと、そういう気持ちで今まで、電気代も補助金を半分いただいております。だけど、半分は商店街でみんないまだに出しております。

そして、シャッター通りになった商店街をなるべく活性化したいと思ひまして、閉まったところをお願いして、駐輪場にさせていただいております、今3カ所。駐輪場と申しますのは一晩じゅう電気がついております。こういう防犯のことをいろいろ考えながら商店街というのは成り立っております。ただ、議事録を読んでますと、揶揄されておりますよね、商売のためにとか思われてるんじゃないかなと。だからわざわざこういうことを私はきょう申し上げよう。商店街というのはそんな意識レベルの低いところじゃないよと。商売だけじゃないよ。本当に町民皆さんの防犯のことはすごく考えてますよと。

そして、今からちょうど20年ぐらい前ですね、駅前にヤオキというスーパーがございまして、そこで放火事件がありました。皆さんご存じないと思います。我々商店街ではそれから毎日交代で一晩じゅう、これ3カ月ぐらいですかね、防犯でずっと一晩じゅう交代で見張りをしたりしました。そういうのが商店街というのは、そういう協働で成り立っているところなんです。本当にコミュニティの最たるものですね。

そういうことを踏まえて、警察官の駅前に立ち寄り所の設置はできないかという質問をさせていただきます。これは我々の本当に防犯に対する気持ちから申し上げてるわけで、ただ駅前にそういうのがあったらいいなという程度の問題じゃなしに、蟹江駅前というのは、日に1万2,800人程度の乗降客がございまして。そこになぜ派出所がなくなったのか、それはいろいろ聞いてみました。仕方ない事情もありました。ですけど、それだけじゃなしに、やっぱり駅前には何か必要でしょう。

最近、皆さん方、警察の方を歩いておられるのを見かけたことありますか。事故があった現場にはおられますよね。ですけど、パトカーとかではうろうろされてますよね。たまに見ます。それもたまです。そうじゃなしに、1万2,800人、延べですからね、これが半分としまして往復される方がありまして、その方たちが目の前に赤色灯がともった、そして警察

官が朝夕でいいです、昼間は要らない、朝夕で結構です、そういう姿があることによって、すごく心が安心感が出るんじゃないかなと。これが人間の心理だと思います。毎日そういう警察官の姿を見ることだけで、すごく安心感があるなど。

それにはやっぱり立ち寄り所は必要じゃないかと。そして、こういうお話をいろいろさせていただきますと、次に見えてきたのが、駐輪場の話とかいろいろ見えてきました。だけど、その駐輪場の話はきょうは置いておきます。別個にさせていただきます。また後ほど次回でも質問させていただきます。

まず一番大事なのは、通勤通学の交通手段としての近鉄蟹江駅、そしてにぎわいゾーンにしようじゃないかと。第4次総合計画で出てます。その一番の繁華街にそういうものがなくなっちゃったというのは、これはいけないんじゃないかなと。それでまずはそういう質問をさせていただきますので、駅前にやっぱり治安維持としてどうしても警察官の立ち寄り所が欲しい、そうすることによって、今防犯に携わる諸団体ございます。そういう人たちの立ち寄り所、協働ですね、それが。そういう意味を含めまして、何とかそういうものをつくっていただけないか、1つ目の質問とさせていただきます。

○安心安全課長 岡村智彦君

日ごろは商店街、また一番街、防犯のパトロールなど、また防犯灯などそういうようなお話ということで、行政のほうにご協力を賜り、厚く感謝いたします。

まず、駅前交番の関係ですけど、依然駅前交番は蟹江町の表玄関でもあります近鉄蟹江駅の敷地角にありまして、大手銀行、北には一番商店街、周辺には蟹江小学校、また蟹江南保育所、蟹江中学校、郵便局、はばたき幼稚園などなど重要な施設が集中をしており、一日じゅう人の移動が大変厳しい場所でございます。しかし、愛知県の警察本部から蟹江警察署を通して申し出により、現在の町所有地の借地ということで、交番が移設しました。

安心・安全なまちづくりとして移転後の駅周辺など、警ら中に近鉄駅前に赤色灯を回転させたパトロールカーを駐在させ、警戒活動に当たり、周辺のパトロールカーによる巡回をふやすなどを行っていますが、近鉄駅前交番にかわる警察官の立ち寄り所の設置は現在検討してございます。

現在、蟹江小学校東に駐輪場、民間への管理委託を含めた整備計画がありますので、そこで考慮してもらおう働きかけをしたいと思います。また、管理室には自主的に防犯パトロールを行っている地域のボランティアが打ち合わせや休憩をするのに活用してもらえる考えで、通常運営の核となる場所にと考えております。

また、警察の立ち寄り所、警察への通報ができるよう設置を考えていきたい。また、そして自主防犯組織、自主防犯ボランティアの人たちが拠点を持つことで、より積極的な活動への取り組みを期待できると考えております。このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○1番 戸谷裕治君

今、駐輪場の話はさておきますと、僕はいろいろ配慮してるつもりなんですけれどね。と、いいのですが、民間駐輪場と申しますとこれはまた話が別になってきまして、そしたら今から3年ぐらい前に、駐輪場の話は近辺住民の反対運動に遭ってますよね。それを民間でと急におっしゃったら、だめだな思いながら、僕はどけてという話を差し上げたんですけど。その民間のところでそういうものをこれから考えますというお話ですか。立ち寄り所。それだったらおかしな話で、民間と、何かおかしんじゃない。よろしくをお願いします。

○町長 横江淳一君

戸谷議員の質問にお答えをいたします。

今、安心安全課長が申しあげましたのは、過去3年前にそういう話があったということは、十分私も承知おきしております。それで、実を言いますと、ごめんなさい、駐輪場の話をしないと、この話がつながらないものですから、ちょっと聞いていただけるとありがたいと思います。駐輪場の整備につきましては、盗難のこと、それから犯罪の温床になっているんじゃないかということで、ここ一、二年、大変住民の方からいろんな苦情、それからご意見いただいております。現実には個人的な方に防犯カメラの設置をご寄附をいただいた方、近々ではロータリークラブ、これも警察も入っていただいたんですが、ロータリークラブの方にも駐輪場のところが一番やっぱり危ないんじゃないかということで、あそこに防犯カメラの設置を今2基してあるわけでありまして、そのことによって、じゃ、犯罪が未然に防げるんじゃないかという一つの抑止効果もあります。

それから、ただもう一つは、住民監視になるんじゃないかという危惧もされるので、そこはそうそう上手に運営しなきゃいけないなと、そういう話がまずあるということだけはご理解いただきたい。

それともう一つは、駐輪場の問題をする前に、あそこには以前果物屋さん、八百屋さんがございまして、事情によりまして別のところへかわられました。そして、以前のテントのまま、あそこが非常に暗い、一つにはスポットになってしまっておりまして、これも地域の議員の皆様方、そして区長さんそして団体の皆様方から、自主防災の方もそうでありますけども、あそこを何とかしてくれと。下には片掘川が流れていて、占有もとっておるんだったら、何とかあその有効利用はできんかというような意見もいろいろいただいたわけでありまして。

それで、今、戸谷議員のほうからご要望いただいております警察官立ち寄り所はできないかという話につきましては、まず警察派出所が、あそこから今現在消防署の南のところに行くまでの経緯は、うちの担当がお話を申しあげました。どうしても中学校区に1つ欲しい、なければつぐらないよぐらいのことがあったものですから、何とかあそこに1つつくっていただいたわけでありまして、実際、あそこに派出所があったときの場合とない場合では、当然犯罪の抑止力については弱いものがあるというのは、十分理解しております。

そういう意味で、あそこにトヨタレンタリース名古屋さんがおみえになりまして、あそこで立ち寄り所を実はお願いをしとるわけでありますが、どうしても赤色灯を常時つけておくわけにはまいりませんので、そのところが非常に弱いわけであります。

そういう意味で、せっかく今回こうやってご提案をいただいたものですから、自転車駐輪場の整備も含めて、まだちょっと時間がかかると思います。先ほど来、まだ地域の皆さんのコンセンサスも得ておりません。再度これは仕切り直しということで、近々に議員の皆様方も含めてお示しをしたい内容がございます。それをやる前に、せっかくあそこに今、川の上にならったスペースがございますので、今現在あそこに仮設の建物を一つつくって、電源等々を引きまして、地域の自主防災の皆様方、そして今小学校区をかにつこみまもり隊の皆様も含めてでありますけども、商店街の方も含めて、当然行政もそこに入りますが、地域の皆さんで守っていただけるような、そんな仮設所ができればいいなということを、近々にちょっと実は話をさせていただいております。

まだ具現化してるわけじゃございませんが、今そういうご意見をいただきましたので、早速これはできるところから始めてまいりたいなと、今考えておりますので、できるだけご協力をたまわりたいなと。それについてはどうしても駐輪場の話をしなきゃいけなかったものですから、すみません、ちょっと担当がさせていただきます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○1番 戸谷裕治君

どうもありがとうございます。大変いいお返事をいただきまして、ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして小さな2番ということで、警察と行政と民間の連携ということで、情報を共有できないかなということをお話しさせていただきたいと思ひます。

と申しますのは、海門町内というのは、皆さんご存じのように悲しい事件がございまして、そのまま未解決のままになっております。そして、ことしの5月1日にその被害者の方と一緒に、警察が近鉄蟹江駅でチラシを配られておりました。それも昼間ですね、1時ごろから。朝の忙しい時間と夕方の忙しい時間とかだったらわかるんですけど、完全にパフォーマンスですな、警察の。

僕は物すごく恥ずかしい思いをいたしまして、選挙のときに駅前に立ちまして皆さん方におはようございます、おはようございます、格好悪いね、今から考えると。そんなことをしとるんだったら、その被害者のお手伝いするのが僕らの役目じゃないかなと。警察はなぜ僕らに言ってくれないのかな、そういうことをと単純に思ひまして、そして住民の方々もやっぱり警察不信に陥っておりますね。何やってるのと。完全にパフォーマンスじゃないの、あれって。せめて行政と情報を共有できてたら、我々住民もお手伝いに上がりました。

これは本人に了解を得てきておりますので、山田さんにこういう質問をしますよと、いいですかって。警察とどういふいきさつでこうなりましたかというのを、全部聞いてまいりま

した。そして、戸谷さん、しゃべってもいいよという了解を得ていますので、こうやってお話をさせていただきます。

それと、我々町内の者といたしましては、遺族の方にすごく気を遣ってるんですよ。といいますのは、班長とかそういうのは順次回ってきますよね。これは町内の役目として仕方ないもので、ですけど、どうするとかね。そういう配慮をすごくしていったるんですよ。なのに、何だったこの警察はと。急に来られまして、この日にチラシを配りたいと。だからあんたも参加してよという話になりましたとおっしゃってましたので、これはいかんぞと。これはこれからやっぱり行政と我々は、そういうことがあった場合の情報をちゃんといただいて、共有していきたいなど。

これが町民のためになるし、そして協働という言葉がすごく最近出てきますよね。協働というのは、やろうと思ってできるもんじゃなしに、やっぱり心なんです。心のつながりがないと、協働なんかできないですよ。信頼感ですね。そのときにどう言いますか、同じ気持ちを持った団体同士が協働するのは、これは簡単なんだ。ですけど、町民の方というのはそういうわけにいきませんので、だから何かにつけ行政と警察と民間というのは、信頼ですね、そういうのをつくり上げていきたいと思っておりますので、そういう意味で何とか情報をとということで質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○安心安全課長 岡村智彦君

警察と行政と民間の連携と情報の共有ができないかについてのご質問とします。

本町での犯罪につきましては、蟹江町では刑法の犯罪につきましては、市町村別で認知件数が第53位、重点罪種での認知件数別で第51位の状況でございます。海部地区尾張部においては侵入盗がプラス97件で5.6%増、自転車盗がプラス163件で32.5%増であり、他の犯罪については減となり、重点罪種合計でマイナスの868件、10.6%の減の状況でございます。

安心・安全な住みよいまちづくりとして蟹江警察、自主防犯パトロール隊、青色パトロール隊、また防犯ボランティア団体、多くの団体が各地において声かけや防犯新聞の発行など、地域の住民に注意を促す啓発活動を行っていただいております。また、当町においても各学校の帰宅時間に合わせ、職員のパトロールなども行っているところでございます。

蟹江町防犯協会連合会による年間行事も数多く行い、警察と行政、自主防犯組織と連携し、犯罪のない蟹江町を目指し、さまざまな活動を行っています。しかし、先ほど議員がおっしゃられたとおり2年前に大きな犯罪が起き、住民は心配な日々が続き、未解決となっている状態です。蟹江町におきましても定期的に啓発活動を行い、犯罪抑止に努めているところでございます。被害に遭われたご家族の支援の具体施策など、蟹江警察署において行っている状況でございます。

また、先ほどの5月1日、先月の近鉄蟹江駅前にて警察と遺族の方でチラシを配布されていた件につきまして、遺族の申し出があればご協力、また近くの住民の方がご協力するとい

うことは、遺族の申し出があればご協力をお願いすることになると思います。さまざまな配慮を警察としては行い、次の機会に協力していただけるようであればお願いしたいと、そのように確認をいたしました。

しかし、先ほどの議員の言われたお話の内容であれば、急に来てまたチラシをこの日に配るというようなお話であるということで、本来被害者であるご家族の方からすれば、さまざまな記憶が割れて、警察のほうもなかなかそういう情報というのは個人情報がございますので、実は安心安全課のほうにもこのことは連絡はございませんでした。しかし、町としてはまた民間との連携、防犯協会、それぞれの会員等の大変協力を得ていただいている状況でありますので、さらに活動内容など連携し、大きな犯罪を防ぐような計画を検討してまいりたいと考えております。

その結果、犯罪の抑止につながり、住みよいまちづくりにつながるものと考えます。各種団体の連携を強化し、地元防犯団体、蟹江警察署との連携を密にするためにも、情報提供などの施策を検討し、警察と行政、民間の連携を構築し、安心・安全なまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

また、町内会におきましてもいろいろな情報がございましたら、ぜひ安心安全課のほうにまたお知らせをしていただきたいと思います。こちらのほうも蟹江の警察署のほうと連携をとり、また情報のほうをくださるようにもた要望しておきますので、よろしく願いいたします。

○議長 黒川勝好君

お諮りいたします。

会議時間を暫時延長したいと思いますますが、これにご異議ございますか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがいまして、会議時間を暫時延長させていただきます。

○1番 戸谷裕治君

そう延長していただかなくても、もう終わろうと思っておりましたけれど。

今のお話を聞きまして、いろいろ行政と警察と民間と協力していけるかなと。ただし、テレビ放映をされてたということは、これは個人情報もくそもないので、そういう配慮はやっぱりしていただかないと。それは警察のパフォーマンスとしてテレビ放映、テレビ局にお話ししてるんだらうと、ニュースだよということで。それしか考えられないもんで。その日の夕方に流れてましたからね。そういうことはやっぱり配慮としてこれから気をつけていただきたいということで、私の質問は終わらせていただきます。

つたない質問でどうもすみません、ありがとうございました。

○議長 黒川勝好君

以上で戸谷裕治君の質問を終わります。
以上で本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会をいたします。

(午後 4時59分)